

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
1	11月14日（木）	札幌市中央区	13日の答弁も、結論は延期ありきに終始していたとお聞きしており、誠に残念です。 ①期限なき研究延長は、三者協定違反です。 ②研究の終了年度と埋め戻しの工程を明かすべきだと思います。 以上が、私の意見です。よろしくお願いたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
2	11月18日（月）	砂川市	幌延深地層研究計画（案）について、基本的に問題ありませんが、周辺事情を考えると、研究計画を前倒しで行い、処分を早める努力が必要かと思っています。 また、2050年に向けて、CO2排出量を削減するには、原子力を活用することが不可欠と考えます。 かつて、「パンがなければケーキを食べればいじやない」と言った女王がいたという話もありますが、道民に、「灯油がなければ、水素を使いなさい」と東京政府は言っているのでしょうか？ 欧米では、使用済み燃料のドライ（金属/コンクリ）キャスクによる、移動、地上保管が始まっています。 テロ対策上問題がありますが、この空冷熱を、温室、暖房に活用することも考えるべき時に来ていると思っています。 道民は、熱エネルギーが不可欠です。多様なエネルギーを安全に使いこなせる様、研究よろしくお願いたします。	暮らしと経済の基盤であるエネルギーは、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすることが重要です。 道としては、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、地域の皆様と力を合わせ、本道が有するポテンシャルを最大限に活かし、新エネルギーの導入を促進してまいります。
3	11月18日（月）	札幌市南区	日本原子力研究開発機構は、瑞浪の施設は研究を終了し2022年までに埋め戻すことを決めた。 しかし、幌延深地層研究センターは道と幌延町に研究延長を求めているが納得できない。 北海道は、機構との間に研究期間は01年から20年程度という三者協定・約束を交わしている。 北海道は幌延深地層研究センターに、期限内の研究終了を強く求めているのか。 北海道はJAEAの代弁者ではありません。道民の声をJAEAに伝えねばなりません。 ・北海道は道民に約束した期限内に研究を終え研究施設を埋め戻すよう機構に対し強く求めてください。 ・北海道は研究期間を優先するのか、研究目標の達成を優先するのか。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>研究目標達成までになると、予算の続く限りエンドレスになってしまふ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道は意見募集(9/5～10/4)で出された200件の質問、疑問に対して、道民に答えていません。</li> <li>・期限の無い研究延長は、「幌延での深地層研究は「基礎研究」となっているのに、基礎研究の域を超え、地層処分場建設のための研究に変質する怖れがあります。</li> <li>・幌延深地層研究でNUMOの資金、人材の活用が想定しえんとされている。</li> </ul> <p>放射性廃棄物処分実施主体のNUMOの資金、人材を活用することは、幌延深地層研究はNUMOが研究することと同じで、まさに幌延が「処分場建設のための研究施設」に変質します。三者協定に違反します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道に「核のゴミ」は不要です。</li> </ul>	<p>確認会議において原子力機構からは、岐阜県の瑞浪超深地層研究所については、地下深部の地質環境を把握するための研究のみを目的とし、当初の目的を達成したため、今後は坑道の埋め戻しを行う計画であることを確認しました。</p> <p>また、幌延町における深地層研究計画については、瑞浪にはない研究目的である地層処分システムの設計、施工に関する研究開発を行っていることから研究を継続しようとするものであることを確認しました。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
4	11月18日(月)	札幌市 南区	<p>日本原子力研究開発機構は、瑞浪の施設は研究を終了し2022年までに埋め戻すことを決めた。</p> <p>しかし、幌延深地層研究センターは道と幌延町に研究延長を求めているが納得できない。</p> <p>北海道は、機構との間に研究期間は01年から20年程度という三者協定・約束を交わしている。</p> <p>北海道は幌延深地層研究センターに、期限内の研究終了を強く求めているのか。</p> <p>北海道はJAEAの代弁者ではありません。道民の声をJAEAに伝えねばなりません。</p> <p>北海道は道民に約束した期限内に研究を終え研究施設を埋め戻すよう機構に対し強く求めてください。</p> <p>札幌で開催された幌延深地層研究所の報告会で、埋戻しの技術研究は必要ないのかと質問したところ、埋戻しの技術は確立しているとの回答でした。</p> <p>北海道は研究期間を優先するのか、研究目標の達成を優先するのか。研究目標達成までになると、予算の続く限りエンドレスになってしまふ。</p> <p>北海道は意見募集(9/5～10/4)で出された200件の質問、疑問に対して、道民に答えていません。</p> <p>期限の無い研究延長は、「幌延での深地層研究は「基礎研究」となっているのに、基礎研究の域を超え、地層処分場建設のための研究に変質する怖れがあります。</p> <p>幌延深地層研究でNUMOの資金、人材の活用が想定しえんとされている。</p> <p>放射性廃棄物処分実施主体のNUMOの資金、人材を活用することは、幌延深地層研究はNUMOが研究することと同じで、まさに幌延が「処分場建設のための研究施設」に変質します。三者協定に違反します。</p> <p>北海道に「核のゴミ」は不要です。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>確認会議において原子力機構からは、岐阜県の瑞浪超深地層研究所については、地下深部の地質環境を把握するための研究のみを目的とし、当初の目的を達成したため、今後は坑道の埋め戻しを行う計画であることを確認しました。</p> <p>また、幌延町における深地層研究計画については、瑞浪にはない研究目的である地層処分システムの設計、施工に関する研究開発を行っていることから研究を継続しようとするものであることを確認しました。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
5	11月18日(月)	旭川市	核持ち込み反対。お願いします。	道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。
6	11月18日(月)	遠軽町	核のゴミ反対です	道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
7	11月18日(月)	豊富町	私は幌延の隣町、豊富町に住み酪農業を営んでおります。夏季は1日20時間以上の時間牛を外に放牧しており、牧場は小規模ながら道内の有名コンビニに並ぶ牛乳を生産していると、誇りに思っております。農業はその地に根付いた産業、ここでしかできない事です。幌延町での地層研究延長はもちろん、核廃棄物の持ち込みは断固として反対します。20年という三者協定にしっかり法って、研究を中止し、埋め戻し研究終了を強く希望します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
8	11月19日(火)	無記名	幌延深地層研究センターの研究延長はするべきではありません。日本原子力研究開発機構は、瑞浪の施設については研究終了し、埋め戻しを決定しており、なぜ幌延だけが期限も明確にせず延長するのか、全く納得できません。これまでの研究成果についての報告は、まるで、説得力がなく、幌延の研究施設延長は、ただむやみに、国費の無駄遣い、すなわち税金の無駄遣いをするだけです。北海道は研究機関を01年から20年程度という約束を機構との間に交わしており、それをなし崩し的に延長を決めようというのは道民軽視としか言いようがない。道は約束を守るよう、研究終了を幌延地層研究センターに強く求めなければなりません。瑞浪同様約束した期限内の埋め戻し決定をするべきです。このようないい加減な研究延長は、当初の約束を違え、高レベル放射線背負う廃棄物の最終処分場として幌延を差し出させるためと思われるも仕方がありません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
9	11月19日(火)	釧路市	確認結果のまとめを拝見しました。以下に 道民として私の意見を記します。パブコメ公募結果を道庁HPで公表、たった2度ほどの説明会開催、推進意見の有力なメンバーのみの確認会議開催だけで、「道民の意見を反映した」とするには、不十分です。鈴木直道北海道知事は、ご自身の立場を掛けて十分に議論や情報収集の努力をすべきであり、拙速に研究期間延長の判断発表をしないでください。①確認会議のメンバーの構成について、どのように選出されたのか疑問。研究所存続に肯定的な意見を発言する有識者ばかりが名を連ねているバランスの悪い構成なのではないか。このメンバーをして結果をまとめて公表したり、判断までの審査をしたというのでは不十分です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>②三者協定締結から本年7月までの間に、何度も住民との話し合いを重ねた中で、JAEAは研究期間内に特段のミスや予定を大きく逸脱するような変更はなく、研究内容の進捗も順調であるとしていたのですから、協定締結時の約束通り、予定期間内で元通り綺麗に埋戻しまでが出来ることをまずは道民に見せることで信頼を得る必要があります。終了近くになって長期の延長を申し出るとは、国が推進する放射性廃棄物の最終処分事業全体への不信感を与えます。</p> <p>③埋戻し後の見守り期間も必要なのであり、埋戻し自体を先延ばしすることは、その後の土地の様子を観察することも、更に未来に持ち越されず。</p> <p>まずは、約束通り、現在開けられている縦坑、横坑道内の解体、撤去、埋戻しが技術的に確立しているとJAEAが主張してきた通りであることを、実証すべきです。</p>	<p>確認会議の専門有識者の選定については、地質学や地盤工学、原子力工学、環境工学といった研究計画案に関する分野の学会から、その分野に知見が深い専門家の紹介を受け人選をしたところです。</p> <p>行政法の専門家については、関係する学会が道内にはないことから、道内大学の行政法の研究者に個別に依頼したところです。</p>
10	11月20日（水）	名寄市	<p>幌延深地層研究施設に核廃棄物の持ち込み反対です！施設閉鎖希望します！私は豊富町出身、放牧の牛と共に生まれ育ちました！核の廃棄物放射能による汚染から沢山の病や命、自然界の環境への悪影響が実際に起きています！犠牲者がロシアチェルノブイリや、福島地域から命の尊さを実際に教えてくれています！この声を無駄にしたいくない、私は大切な命、家族、牛の命、豊富牛乳、生活、自然界を守りたいです！廃棄物の処理施設の場を日本全国探して各地受け入れ拒否され続け困難な状況にあることは胸が痛いですが、どうかお願いします！幌延深地層研究施設には核燃料の廃棄物を持ち込まないで下さい！どうか声を聞いてください、お願い致します！</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
11	11月20日（水）	豊富町	<p>私は賛成です。安全性が確認されるのであれば経済効果、地域活性化、色々なことが好況に向くのであれば賛成です。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
12	11月20日（水）	豊富町	私は、幌延深地層研究所近くの豊富町内で酪農を営んでいます。この研究所の存在は北海道内外でも有名になりつつある豊富牛乳の今後の売上げに非常にイメージダウンにつながる。2020年までの予定が2028年までに急に一方的に延びてしまったということは高レベル廃棄物を持ち込むつもりなのか！とうたがってしまう。近隣の農家住民は大反対である。北海道庁自ら三者協定を結んでおきながら地域住民が反対する中じりじり逆行して研究所の永続化を図っていくのはどういうことなのか。我々の生活を奪う計画なのか。絶対に大反対の研究所の存在である。人のやっていることに絶対安全なことってありますか。高レベル廃棄物ですよ。永久的に放射能を出し続けるんですよ。福島で浸み出続けて汚染を続けているものあれば何ですか。現実近くでその放射能にさらされる人間のことをもっと真剣に考えてほしい。幌延研究施設絶対に反対である。2028年延長の撤回をして下さい！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
13	11月21日（木）	豊富町	研究所を8年も延長する事を撤回してください。このように延長を繰り返して高レベル廃棄物を持ち込むのは、地域住民の生活をおびやかす。農業や牛乳工場で生活していく中で高レベルのものを持ち込もうとする政策に反対する。住民を見殺しにして意見も聞かずに政策に次々と押し進める事は、やめて頂きたい。高レベルのものを地下に埋めても健康被害の起る国のある事を住民は皆知っている。これ以上住民に圧力をかけないで頂き2028年延長の撤回を願います。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
14	11月20日（水）	札幌市厚別区	やめてください。自分も節電を心掛けます。どうか、よろしく願います。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
15	11月25日（月）	札幌市 北区	研究期間は既に終了しているかと思えます。道民に示した約束ですので、延長は必要ないと思えます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
16	11月25日（月）	札幌市 白石区	NUMOの報告書では、基盤研究が終わっている、となっているのに、研究計画を延長する意味が解りません。三者協定に基づき、直ちに研究所を閉鎖し、埋め戻すべきです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  NUMOの包括的技術報告書には、技術の信頼性向上に向けた課題が示されており、幌延でも、それらの課題解決に向けて取り組んでいくと承知しています。
17	11月25日（月）	豊富町	研究は20年で終わらしてください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
18	11月25日（月）	帯広市	<p>深地層研究にかかわり、これまで道は三者協定を守るとしてきましたが、2028年度までの延長は断じて許せません。道はこれまでの約束を堅持し、延長を認めない決定をするよう、強く求めます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
19	11月25日（月）	帯広市	<p>三者協定の20年期限を必ず守り、予定通り研究を終えて埋め戻しの対応をお願いします。道民を裏切らないでください！大人が約束を守らなければその姿をみた子供たちは約束を守らなくて良いと思う子供たちを作ってしまうことになりかねません。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
20	11月25日（月）	無記名	<p>20年協定を道民と約束したこと守って下さいませ！</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
21	11月25日（月）	富良野市	三者協定で研究期間は20年程度と約束したにも関わらず、それを延長することは、いかなる理由があったとしても約束違反です。もし今回、延長を許したら、また何だかんだ理由をつけて約束を反故にするとか考えられません。北海道に核のゴミはいりません。原子力に頼らないエネルギーへの転換を熱望します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持ち込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。 道としては、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、地域の皆様と力を合わせ、本道が有するポテンシャルを最大限に活かし、新エネルギーの導入を促進してまいります。
22	11月25日（月）	札幌市豊平区	まず、20年程度となっていた期間を簡単に延長しようとする姿勢そのものが信用できません。道民の強い懸念と反対を押し切って、3者協定が結ばれたことの重みを、原子力機構も北海道庁も十分に自覚していないのではないかと思います。しかも、期限を明示しない研究延長申し入れなど、論外です。延長には絶対反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
23	11月25日（月）	芽室町	2000年8月に結んだ3者協定での「研究期間は20年程度」とのスケジュールを守ってください。今回の様になし崩しがまかり通っては、私たちは何を信じて生活すれば良いのか、不安で仕方ありません。安心・安全な食料基地「北海道」を守ってください。道民の声を毅然とした態度でしっかりと国に届けてください。宜しくお願い致します！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
24	11月25日（月）	上富良野町	<p>日本原子力研究開発機構の研究期間延長に反対します。今回の日本原子力研究開発機構の申し入れに対して”北海道が確認した”とは、”機構の申し入れ書には、こう記述していました。”ということでしょうかありません。過去の三者協定との整合性を確認したとありますが、その内容はどこに記述してあるのでしょうか？2000年の三者協定では、そこに示された「深地層研究所（仮称）計画」により”全体の研究期間は20年程度”との内容で合意されています。北海道には、機構に対し毅然とした態度をもって対応し、三者協定の遵守を求めるよう強く要望します。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
25	11月25日（月）	名寄市	<p>「幌延での研究計画延長」が理解できない。幌延深地層研究センターHPの「研究内容紹介」「調査研究の状況」(https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/status/cyousa/cyousakenkyu.html)には、以下のような記載がある。(2019年11月24日現在)「幌延深地層研究計画は、調査研究の開始から終了までの20年程度の計画であり、「地上からの調査研究段階（第1段階）」、「坑道掘削（地下施設建設）時の調査研究段階（第2段階）」、「地下施設での調査研究段階（第3段階）」の3つの段階に分けて進めることとしています。現在は、研究所用地やその周辺において、地下施設の建設、第2段階および第3段階の調査研究を行っています。」三者協定締結時にも「深地層研究所（仮称）計画」の「研究の進め方」に、「全体の期間は、20年程度を考えています。」と明記していた。</p> <p>2001年開始で20年程度であれば、2021年ごろ終了と考えるのが当然である。「程度」なので、若干の誤差があるのは理解できるが、2028年まで延長することは理解に苦しむ。「地層処分研究開発は継続が必要」なのか？仮に必要であったとしても、20年程度と三者協定締結時に述べているのだから、研究を終了する旨を言い出すべきなのに、「継続が必要」と言い出す日本原子力研究開発機構を信用できるわけがない。三者協定も破棄されかねない。2021年には、本来第3段階まで調査研究が終わっているはずが、現時点（2019年11月24日）で第2、3段階というのは、いったい日本原子力研究開発機構・幌延深地層研究センターは何をやっているのか？</p> <p>北海道は、その部分を責めることもせず、日本原子力研究開発機構からの説明通りに「確認」したというのは行政の怠慢と言わざるえない。北海道として、「幌延町における深地層の研究に関する協定」の第15条にある通り、「深地層の研究停止などの必要な措置」をとるべきと考える。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
26	11月25日（月）	名寄市	私は、核のゴミをつくり続ける原子力発電の再稼働に反対します。また、現在、幌延町にある幌延深地層研究センターをなし崩し的に核廃棄物処分場にしないよう断固反対していただきたい。未来ある子どもたちに、負の遺産を残すことは許されないことです。自然豊かで、日本の農業を支える北海道を誇りに思っています。道民として、安心して心豊かに暮らせる北海道であり続けることを切に願っています。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  原発は安全性が確保されることが大前提であり、原子力規制委員会において、最新の知見を反映した厳格な基準に基づく厳正な審査・確認を行っていただくことが重要と考えています。
27	11月25日（月）	札幌市東区	「三者協定は守る」と日本原子力研究開発機構は言っています。ならば、研究期間は20年程度で終了するべきです。研究期間の延長を許してしまうことは、「三者協定」での約束を守らないことを容認することになります。道は道民の安心を守るため、研究期間延長の申し入れをきっぱりと断ってください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
28	11月25日（月）	旭川市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを強く求めます。直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すよう求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
29	11月25日（月）	稚内市	幌延深地層研究の延長は、「研究期間20年程度」として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了し、施設の解体と埋め戻しをすることを強く求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
30	11月25日（月）	芽室町	ご意見：幌延深地層研究延長は、「研究期間20年」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
31	11月25日（月）	新ひだか町	令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）に係る確認結果について、意見を申し上げます。 今回の、令和2年度以降の幌延深地層研究研究（案）は、当初「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民そして道民との保護にするもので、到底納得できるものではありません。本計画（案）の受入を拒否し、当初の「20年程度」で計画を終了し、直ちに埋め戻し作業に着手することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
32	11月25日（月）	札幌市 北区	幌延深地層研究延長は、3者協定、地元住民・道民との約束に反しています。 「研究期間20年程度」を前提として締結されたはずです。 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
33	11月25日（月）	函館市	20年程度の研究ということで、地元も承諾したと考えます。その期間が過ぎたらきっぱり終わって、延長はしないでください。なし崩しにしていくのは、避けてください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
34	11月25日（月）	旭川市	計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
35	11月25日（月）	旭川市	計画延長に反対します。直ちに研究計画を終了し、埋め戻してください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
36	11月25日（月）	旭川市	幌延新地層研究所の延長は、「期間20年程度」を前提として締結された三者協定を無視するものかと思ひます。しっかりと約束通り終了することを願ひます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
37	11月25日（月）	旭川市	計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
38	11月25日（月）	旭川市	計画延長に反対します。直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すこと。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
39	11月25日（月）	旭川市	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
40	11月25日（月）	旭川市	計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
41	11月25日（月）	豊富町	核のゴミはいらない。	道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
42	11月25日（月）	東神楽町	直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すよう願います。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
43	11月25日（月）	日高町	幌延深地層研究の期間延長は、20年程度としてこの間締結された3者協定を反故にするもので、全く認められません。北海道民、地域との約束はきちんと守るべきです。令和2年度以降の研究計画案は受け入れるべきでなく、毅然と拒否し、約束通り20年程度で終了することを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
44	11月25日（月）	札幌市清田区	道民との約束を守るためにも、計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
45	11月25日（月）	札幌市 北区	研究期間延長反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
46	11月25日（月）	旭川市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
47	11月26日（火）	東京都 板橋区	1980年代から毎年私は豊富、幌延に滞在していました。あるときに幌延の駅の近くに何やら施設ができていたことを知りました。私は地質の研究をしていたもので、深層地層の研究には興味がありましたが、その目的が高レベルの放射性廃棄物の埋設のための調査と知り、なんてことだと思いました。私は豊富産の牛乳や牛肉を東京に送ってもらってました。もしここに高レベルの放射性廃棄物がもたらされるかもしれない、というだけで幌延の酪農が大幅に減少してしまったことを知りました。本当に来ることになったら、北海道の北部の農業酪農は壊滅になります。行政は、この辺りは人口が少ないのだから、ちょっとだけ保証をすれば事足りると思っているかもしれませんが、それはあまりにも地元民、北海道を愚弄するものです。今できることは、原子力発電所を受け入れた場所で、深層に埋設するしか方法はありません。原発立地場所は、受け入れたのですから最後まで見届けて行かなければなりません。とばつちりを弱いところに押し付けることには大反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
48	11月26日（火）	旭川市	幌延深地層研究所での研究延長に反対し、早急に研究所施設の閉鎖、坑道の埋め戻しなどを行うことを求めます。旧核燃料サイクル開発機構、幌延町、北海道の三者による協定は、こうしたなし崩し的な研究継続に歯止めをかけるものだったはずで、具体的な研究成果や新たな研究の内容が示されない中で、研究継続に理解が得られることはありません。これ以上、幌延町や道北の地に不安の火種を残すような行いはやめてください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
49	11月26日（火）	東神楽町	当初から、研究期間は「20年程度」を前提としたものであり、計画の延長に反対します。直ちに計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
50	11月26日（火）	札幌市	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すこと。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
51	11月26日（火）	帯広市	幌延深地層研究は、「研究期間20年程度」と3者協定、地元住民と道民との約束のもとに行われたはずで、これ以上の研究延長は認められません。直ちに埋め戻すべきです。北海道を核のゴミ処理場にするには反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
52	11月26日（火）	羽幌町	研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと懸念が強まっています。少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、延長は認めるべきではないと考えます。全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の順守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、毅然とした態度で対応していただきたい。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
53	11月26日（火）	旭川市	計画延長に反対です。当初の約束通り「20年程度」で終了し、幌延の地を元どおりに埋め戻してください。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
54	11月26日（火）	恵庭市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
55	11月26日（火）	江別市	放射能廃棄物の安全な処理方法が確立されていないなかでの、北海道内の地層研究は行われるべきではない。公費を使うのであれば、自然エネルギー転換への研究にこそ支出すべき。原子力発電ありきの政策を見直すことこそが将来の北海道にとって重要である。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  暮らしと経済の基盤であるエネルギーは、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすることが重要です。 道としては、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、地域の皆様と力を合わせ、本道が有するポテンシャルを最大限に活かし、新エネルギーの導入を促進してまいります。
56	11月26日（火）	札幌市白石区	少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではない。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
57	11月26日（火）	標茶町	今回の研究延長は、北海道を「核のゴミ捨て場」にするための既成事実化にほかなりません。三者協定を守ることが道の責任です。北海道の最大の魅力である自然を自ら壊すような判断は絶対にしないでください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。
58	11月26日（火）	当麻町	計画延長には、反対します。約束通り20年で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
59	11月26日（火）	富良野市	計画延長に反対します。安心して暮らせるよう、計画を終了してください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
60	11月26日（火）	札幌市中央区	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求める。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
61	11月26日（火）	旭川市	約束は反故せず、途中段階であっても研究を終了するべきである。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
62	11月26日（火）	標茶町	計画延長絶対反対！ 核は北海道にはいらぬ！ 自然を守れ！約束を守れ！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
63	11月27日（水）	旭川市	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
64	11月27日（水）	無記名	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
65	11月27日（水）	札幌市中央区	<p>既に「核のごみ」があるので、どうかしないといけないことは事実です。しかし今の状況は何でしょうか？北海道は、日本のごみ処理場でしょうか？</p> <p>私自身は、北海道出身ではないので、なぜ北海道民が黙っているのかが不思議です。このままだと中央政権のなされるがままです。現知事は道民の知事でしょうか？それとも…</p> <p>しかし、北海道には以下のような条例があります。貴HPから失礼して転記させて頂きました。内容の再確認をお願い致します。</p> <p>条例（環境・エネルギー室） 北海道における特定放射性廃棄物に関する条例</p> <p>北海道は、豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。</p>	<p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>一方、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。現時点では、その処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。</p> <p>私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。 (なお、公布の日は平成12年10月24日)</p>	
66	11月27日(水)	旭川市	計画延長に反対します。約束通りの20年程度で終了してください。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
67	11月27日(水)	江別市	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
68	11月27日（水）	江別市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
69	11月27日（水）	江別市	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻してください。道民との約束を守ってください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
70	11月27日（水）	札幌市 白石区	・幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求める。 ・少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではない。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
71	11月27日（水）	札幌市厚別区	少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではない。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
72	11月27日（水）	稚内市	<p>●「深地層の研究を計画に沿って推進するために」締結した三者協定である以上、計画に沿って20年程度で終了すべきであり、第14条は、「この協定の履行状況を確認するため」とされていることから、20年程度のうち終了することを確認するためのものです。 なぜ、三者協定が結ばれたのか正しく理解しているのであれば、安易・安直に研究延長などを、原子力機構は言い出せないはず。 北海道新聞の記事によれば、岐阜県知事は「処分場になるのでは」という県民の不安を払拭するため、期限を守るよう繰り返し求めてきた」とされています。期限が重要だと認識し、繰り返し求めたのではないかと。 青森県の三村知事は11月11日に梶山経済産業大臣に会って、「青森県を最終処分地にしないという約束を引き続き遵守します」と確認している。約束があるにもかかわらず、関係関係が交代するたび確認している。ここでも繰り返し確認している。</p> <p>それに比べて、北海道の前知事は一体に何をしてきたのでしょうか。 岐阜県や青森県のことから、三者協定があるかといっても、しっかりと監視し、計画を守るよう強く言っていかなければならないのだと思います。 民法の消滅時効に関して「権利の上に眠るものは保護されない（保護に値しない）」という法格言があります。権利はしっかりと繰り返し主張していかないと保護されない。 幌延がなし崩し的に処分場にされるのではないかとという道民の不安や懸念を払拭する一番の方策、担保措置は、やっぱり研究終了と埋め戻し以外にはありません。 ●地層処分研究開発について、外部評価委員会やフィンランドの規制委員会などから様々な課題が指摘されたとしていますが、外部評価委員会の評価は原子力委員会としては尊重しなければならぬかも知れないが、道民および北海道とそれらの間に、何の関係があるのでしょうか。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>これまで、道では、原子力機構から年度毎の計画や実績の報告を受け、三者協定の遵守を確認してきたところであり、今回の申し入れについても協定第7条の対象になることを確認しています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>北海道および道民と約束したのは原子力機構であり、「原子力機構は、協定内容に即して誠実に取り組む責務を有している」のではないのでしょうか。</p> <p>外部からの指摘や研究課題の要請は、原子力機構が別の場所、別の方法を考えて、幌延町、北海道以外でやってください。</p> <p>●原子力機構は再延長を示唆している訳だから、今回、しっかりとタガをはめないと、仮に、あくまで仮にですが、延長案を認めるとしても、「今回限り」ということをはっきり示し、原子力機構も了解したということでない限りは、再延長や再々延長に対して、道として異議を主張できなくなり、結果として、自動延長の繰り返しになりかねない。</p> <p>「処分場にされるのではないかとという道民の不安や懸念」が無限に続くことになる。</p> <p>そうした苦痛を、道が道民に（無限に）強いこととなります。</p> <p>条例や協定の上にあぐらをかいて、黙っていると、ましては、「せっかく穴があるんだから、処分場にしてしまえと言いつい出しかねない。」（条例や協定にも限界性がある）</p> <p>研究終了の時期とそれに合わせた埋め戻しの工程、今回限りが明記され、確認されない限り、今回の協議は拒否してください。</p>	
73	11月27日（水）	札幌市 白石区	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求める。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
74	11月27日（水）	札幌市 北区	計画延長に反対します。 直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻してください。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
75	11月27日（水）	札幌市 北区	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
76	11月27日（水）	札幌市 西区	<p>北海道は豊かな自然の恵みを受け、安全で安心な様々な商品を「北海道ブランド」として全国に提供している場所です。そんなすばらしい場所に核のゴミが持ち込まれ、「北海道ブランド」は消滅します。放射能あふれる場所で作られる商品を誰が喜んで買おうと思うでしょうか。</p> <p>一方では道産品をアピールし、一方では危険な処分場を建設する、こうした相反することを北海道は行うべきではありません。今ここで研究期間延長を許してしまうと、その後はなし崩し的に物事が進められ、気づいたときに残るのは核のゴミの山だけです。</p> <p>皆さん後悔しないよう、是非とも処分場建設につながる研究は予定どおり終了させてください。そして施設は岐阜県瑞浪市同様に埋め戻ししてください。北海道として核使用に対する明確な反対姿勢を示すことを強く求めたいです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>確認会議において原子力機構からは、岐阜県の瑞浪超深地層研究所については、地下深部の地質環境を把握するための研究のみを目的とし、当初の目的を達成したため、今後は坑道の埋め戻しを行う計画であることを確認しました。</p> <p>また、幌延町における深地層研究計画については、瑞浪にはない研究目的である地層処分システムの設計、施工に関する研究開発を行っていることから研究を継続しようとするものであることを確認しました。</p>
77	11月27日（水）	札幌市 西区	核廃棄物の持ち込みに繋がる、計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
78	11月27日（水）	室蘭市	今現在、安全で永久的な放射性廃棄物等の処分（保管）方法は完成されていないため、その研究は絶対に必要であると考えます。がしかし、地中深くの見えないところに保管する手法ではなく、もし地球の地殻変動などが起きて、すぐに対処できるように、この先も人々の目の届くところで代々監視していかなければならないと思います。現代人が生み出し簡単には手に負えない放射性廃棄物は、将来にわたり負の遺産でしかありませんから、それを現在に生きる私たちも未来に生きる人々も、しっかりと意識しながら管理できるような方法や場所などを研究・調査することが必要であると考えます。とにかく、これ以上放射性廃棄物を増やすことはもっての外です。処分や保管の研究が完成していないのですから…。従って、北海道幌延町における深地層研究の期間の延長に反対し、放射性廃棄物等の処分や保管方法の新たな研究促進を求めるものです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
79	11月27日（水）	新ひだか町	令和2年度以降の幌延深地層研究計画案の受け入れ拒否と、幌延地層研究を約束どおり、20年程度で終了することを求めます！計画延長に反対します！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
80	11月28日（木）	倶知安町	今回の案は断じて受け入れることができません。元々20年程度という約束で受け入れられてきたものを、反故にすることになるわけです。約束を守ることは子供でもわかることです。案の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
81	11月28日（木）	千歳市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
82	11月28日（木）	千歳市	日本のような活断層ばかりの場所ではなく、ユーラシア大陸内部など地盤の安定しているところで研究を行うべき。	放射性廃棄物については、国際条約において「発生した国において処分されるべき」とされており、諸外国も自国内での地層処分の実現に向けて最大限の努力をしています。
83	11月28日（木）	札幌市 西区	終了期限を明示しない計画案など認めるべきではありません。日本原子力研究開発機構（以下、機構）は、道民との当初の約束である約20年で研究を終え、施設を埋め戻すべきです。そうでなくては、原子力事業に対する国民の信頼など得られません。北海道は、道と道民を軽く見ている機構の言い分をただ追認せず、誠意のない期間延長案を退けるべきです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
84	11月28日（木）	無記名	意見募集のニュースを知り、必死の思いで「研究計画（案）」について意見を述べさせていただきます。原発再稼働に向けて原子力規制委員会はGO!!サインを出すための審査を今も続けています。そして昨日（11/27）は、女川2号機「事実上合格」と。トイレ無きマンションという汚名を解消することも無く、どうして再稼働にGOサインが出せるのでしょうか。そして今、唯一北海道幌延の深地層研究計画のみが研究期間延長（案）とのこと。道民として断固許せるものではありません。当初の「研究期間20年程度」をしっかり守るよう強く要請するものです。幌延町民を交付金で黙らせる手法をこれからも続けて良いはずはありません。幌延町の大地はこの北海道の大地でもあります。お金で人の心を買うようなやり方を続けるべきではありません。小学校、中学校の教科道徳が泣きます。どうぞ、「研究期間延長（案）」を撤回し、緑の大地を取り戻してください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
85	11月28日(木)	北広島市	<p>昨年、北海道を襲った大地震の恐怖は忘れられません。核のゴミを深地層処分にする方法は研究者により疑問視する声が大きくなりました。</p> <p>私も、地表管理の方が、目が届くので、その方が安全と思いました。(ぜひ、地表管理の研究を進めてほしいです。)</p> <p>この度、幌延深地層処分研究が延期される(案)と聞いて、裏切られたという気持ちです。</p> <p>(意見)・(要望)</p> <p>1. 原子力機構に対し「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)の撤回を求めます。</p> <p>2. 同時に「幌延深地層研究」を約束通り「20年程度」で、終了することを求めます。</p> <p>3. 道は、「三者協定」の責任者として、「20年程度」の約束を履行するように強く求めます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
86	11月28日(木)	幌延町	<p>「研究期間が順調である」「今年度中に埋め戻しを含めた計画をあきらかにする」と7月期の説明会で述べていたにもかかわらず、8月1日の「外部評価委員会」が「まだ研究が必要」となったから、研究を延長第3期、第4期計画の9年間を目途とし、「再延長もあり得る」とは詭弁ではないか。「外部評価委員会」が言えば、方針が変わる程度の原子力機構なのか?今の原子力政策が処分案も含めて、国民の合意を得るためには、原発を稼働することをやめて総量規制として国民の中で火山列島、地震列島の日本で何が処分方法として、ふさわしいのかを再度議論する必要がある。穴を掘って埋めることが日本にふさわしいのか国民的議論だと必要と考える。</p> <p>いずれにしても現段階で地層処分を研究する幌延深地層研究センターは約束通り20年でやめるべきである。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
87	11月28日(木)	旭川市	<p>どうして2000年に決めていた事が変更するのでしょうか?地方の地域に埋めるのではなく安全なら都市部の地下に埋めるべきです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
88	11月28日（木）	倶知安町	<p>今回の研究延長の計画案は、当初の締結された三者協定・地域住民を裏切るようなもので、とても失礼です。こんな長期に渡り研究してもおそらく良い結果が出ていないからこそ、研究を続けようとしているのでしょうか？</p> <p>疑いたくありませんが、このような姿勢は、「高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）」を幌延に押し付けようとしていると思えてなりません。</p> <p>まずは、約束どおり 研究を終了し、埋め戻してください!!</p> <p>そもそも「核のゴミ」の地層処分を研究する前に、どこだってこんなゴミを受け入れたくないのですから、これ以上「ゴミ」を増やさないためにも、すぐにでも原発事業もやめるべきです!!</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p> <p>原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要と考えています。</p>
89	11月28日（木）	札幌市手稲区	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力機構はこれまでも研究はおおむね順調に進んでいると報告していました。外部から言われて、やっぱり継続しますなんて厚かましく言うてくる組織は信用できません。しかも、仮に今回延長を認めると次に終了期限が近づくと同じことを言うてくる恐れもあります。そんな自分たちの研究に自信があるのかないのかもわからないような組織の研究延長は絶対に認めるべきではありません。</li> <li>11月19日の札幌説明会も、ただ原子力機構の言い分だけを垂れ流しただけで、北海道としての役割放棄に等しく何の意味があったのかと感じました。あなたたちは原子力機構の下請けですか？あなたたちは、あなたたちにしかできない役割があります。しっかりと自立した仕事をしてください。お願いしますよ・ほんとに。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
90	11月28日（木）	幌延町	<p>約束通り、今年度中に埋め戻しを含めた計画を守ってください。核のゴミの処分は、国民の合意をもとにすすめてほしいと思います。幌延を核のゴミ捨場にしないで下さい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
91	11月28日（木）	札幌市白石区	当初想定していたスケジュールからなぜ延長しなければならないのか、納得のいく説明が道民へされていない。幌延がこのまま核廃棄物の処分場になってしまうのではないかという不安の声も上がっている。当初の予定通り研究は終了し、埋戻しを行ってください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
92	11月28日（木）	芽室町	計画延長に反対します。 20年程度という約束で始められたものであるはずで。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
93	11月29日（金）	江別市	計画延長に断固反対をします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
94	11月29日（金）	恵庭市	幌延深地層研究延長に反対します。 延長は、研究期間20年程度を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。 令和2年度以降の幌延深地層研究計画案の受け入れ拒否と、幌延深地層研究を約束どおり20年程度で終了すること、埋め戻しを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
95	11月29日（金）	音更町	すぐ研究をやめましょう。 北海道には、カジノも核のゴミも要りません。	道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。
96	11月29日（金）	旭川市	計画延長に反対します！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
97	11月29日（金）	旭川市	約束は守ってください。 計画延長に反対です	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
98	11月29日（金）	音威子府村	新聞報道等で、幌延の深地層研究が当初の計画・道民との約束を反故にして、研究期間を更に延長する案が出されていますが、研究期間の延長には反対します。研究施設が、将来日本の核のゴミ捨て場になることが想像されます。北海道の観光・酪農資源を失うことは北海道にとってマイナスです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
99	11月29日（金）	上川町	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の遵守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
100	11月29日（金）	上川町	研究の終了時期と埋戻しの時期の確約がないままでは、研究の延長は認めるべきではないと考えます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
101	11月29日(金)	苫小牧市	<p>本年8月2日、日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」)は「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を北海道と幌延町に提出し、2020年度以降は第3期及び第4期中長期目標期間である2021年度から2028年度までを目途に、深地層での地層処分技術の確立に向けた研究を進めることを申し入れた。しかし、JAEAの提案やその後の五回に及ぶ確認会議等の経過を見ても、「研究計画期間の延長」としながら、従来の協定や合意からはみ出しがあり、看過できない内容が含まれている。</p> <p>第一に、高レベル放射性廃棄物(以下「原発・核のゴミ」)の地層処分技術の確立が確認できない場合、埋め戻し工程が明記されていない。提案後に行われた北海道と幌延町との三者による確認会議でも、JAEA側は「基盤技術の完了に至らない場合」即ち、研究終了の条件が整わない場合は、「改めて計画変更の協議を行うか検討する」としている。しかし、JAEA(案)は事実上無期限の研究延長案であって、その理由もほとんど納得できるものではない。11月19日の夜札幌市内で行われた、三者の確認会議についての道の報告会で</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
	前頁からの 続き		<p>は、「では、それはいつまでか。その期間と金はどのくらいか。埋め戻した後の見守りについてはどうなっているのか」など会場からの基本的な質問にすら答えられず、辛うじて「埋め戻すことは研究対象になっていない」というJAEA側の見解を伝えるだけであった。地層研究でありながら、埋め戻し後の地層を見守らずに、地層研究などと称すること自体がおかしい話であるが、いずれにしても、JAEA(案)は、深地層研究計画スタート時に、研究計画期間をおよそ20年としてきた道民及び幌延町との合意(いわゆる「三者協定」2000年11月16日締結)を踏みにじるものである。</p> <p>第二に、JAEA(案)では同じ深地層研究所でありながら、なぜ瑞浪市の研究所は埋め戻し、幌延町のそれを延期するのか納得のいく説明はなされていない。両者はともに研究期間を「20年程度」の計画で開始したものであるが、同案では「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示す」としている。ところが、JAEA東濃地科学センターは既に本年4月22日に瑞浪超深地層研究所を埋め戻すことなどを含む「今年度の事業</p> <p>計画」を決定し、同8月8日には「埋め戻し工程案」を公表している。三者の確認会議では、「瑞浪は地層科学研究のみ行っており、所期の目的を達成し埋め戻すが、幌延は地層科学研究と地層処分研究開発の両方を行っており、地層科学研究はほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要」と確認された、と道は上述19日の説明会でJAEA側の立場を説明した。しかし、幌延センターでの「地層処分研究開発は継続が必要」かと言えば、それは必要でない。後述の、経済産業省資源エネルギー庁が2017年に発表した「科学的特性マップ」や原子力発電環境整備機構(以下「NUMO」)の包括的技術報告書も同研究の継続や延長を前提としていない。</p> <p>(NUMOとJAEAは勿論別な組織だが、「特定放射性廃棄物の地層処分技術に関する協力協定」によって「双方の技術開発の成果を積極的に公開し、情報交換の透明性を確保した上で、情報交換、技術者の交流等により、技術協力を進め」ている。)今更それが必要だというのは、俗に言う後出しジャンケンで、原子力行政としての一貫性も整合性もないことを自ら認めることである。猶、深地層での研究</p>	<p>確認会議において原子力機構からは、岐阜県の瑞浪超深地層研究所については、地下深部の地質環境を把握するための研究のみを目的とし、当初の目的を達成したため、今後は坑道の埋め戻しを行う計画であることを確認しました。</p> <p>また、幌延町における深地層研究計画については、瑞浪にはない研究目的である地層処分システムの設計、施工に関する研究開発を行っていることから研究を継続しようとするものであることを確認しました。</p> <p>これまで、道では、原子力機構から年度毎の計画や実績の報告を受け、三者協定の遵守を確認してきたところであり、今回の申し入れについても協定第7条の対象になることを確認しています。</p> <p>「基盤技術の整備の完了」とは、幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術やモデル化・解析技術が実際の地質環境に適用して、その有効性が示された状態を意味することであり、この確認は、国や原子力機構の外部評価委員会等で外部専門家により行われるものと想定しています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
			<p>が必要でないと言う科学的な根拠は、本年8月19日の、第33回総合資源エネルギー調査会電力ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループに、委員からの意見として提出された伴英幸氏（原子力資料情報室）の論考に尽くされている。さらに、11月22日の参院議員会館における、核ごみ問題研究会と政府との会合では、「延長しなければならぬと気が付いたのはいつの時点か」という研究会側の質問に対し、JAEA側は7月の説明でもまだ特段の変更はないと言い続けていたにも係わらず、8月1日に（案）を決定し、翌2日に提出したということである。この経緯は、はじめから延長ありきのJAEAの姿勢と、それを正式に確認もせず放置してきた道の怠慢を示すものであって、容認できる範囲を超えている。</p> <p>第三に、「原発・核のゴミ」の放射能レベルが、天然ウラン鉱石の水準まで低下するにはおおよそ十万年もの長期間を要するとされるが、その安全な処理・処分技術は国際的にはいずれの国においても確立されていない。現在世界で唯一処分場が建設されているのは、フィンランドのオンカロだけであるが、そこは19億年以前の堅牢な</p>	
	前頁からの 続き		<p>岩盤であり、我が国のような四つのプレートの上に形成され、しかも活断層だらけの不安定な地層・地盤ではない。そのフィンランドにおいても研究はまだ完成していないし、ましてや、不安定な地層での研究で安定的な研究成果を得ることは、一層困難であることが推測され、第一に述べたJAEA（案）の「基盤技術の完了」は現在の段階ではほとんど見通せない。つまり、日本には地層処分に適した堅固で安定した地層や岩盤はないとする地質関係の有識者の見解や、一連の地震活動に対する知見が完全に欠落していると言わざるを得ない。</p> <p>第四に、現在、NUMOが中心となって上述「科学的特性マップ」に基づき、全国各地で説明会を開いているが、今のところ「原発・核のごみ」処分場に名乗りを上げる自治体はなく、今後も見込みは極めて薄い。即ち、処分場も決まらず、研究の完了も見通せない状況である。既に2000年10月24日、北海道は「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定しているが、廃止時期も示さない今回のJAEAの研究計画期間の延長提案はこれを踏みにじるものであり、</p> <p>道としてこれを容認する態度を取ることは道民に対する裏切りに等しい。またそれと係わって、鈴木直道知事が11月13日の記者会見で、道民の声を広く聴く前に、「延長は2028年までと認識（している）」と、あたかもJAEAの言い分をそのまま容認するかのごとき発言をしたことは明らかなフライングというべきであろう。</p> <p>以上繰々述べ来たった状況を総合して鑑みれば、「原発・核のゴミ」地層処分の研究を進める唯一の施設となる幌延深地層研究センターが、そのままその最終処分場の最有力候補地に絞られる可能性が極めて高いと思惟せざるを得ない。</p> <p>従って、幌延町においては、研究の延長は固定資産税や電源三法による些少の収入にはなるだろうが、「庇を貸して母屋を取られる」の譬えのように、気がつけば原発のゴミの最終処分場では洒落にもならない。目先の利益を追求して重大な過誤に陥らぬよう原点に戻り、JAEAに協定を守るよう迫るべきである。</p> <p>また、北海道においては道民の意を体し、JAEAに対し三者協定の約束通り同案を撤回し、研究施設を埋め戻すべく準備に取りかかる</p> <p>よう強く申し入れるべきである。</p> <p>JAEAにおいては、既に幌延研究センターの土地を所有しているそうであるが、今回の延長案は、2014年4月にJAEA筆頭理事が、「（協定に沿って研究施設を）埋め戻すのはもったいない。『埋め戻して芝生で返せ』と言われてもやる気がしない」と本音を吐いたことを想起させる。自分の土地で何を研究しようがオレの勝手だと言うのでは約束破りで恥の上塗りである。従って、直ちに、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を撤回し、約束通り研究を終了して坑道を埋め戻し、おとなしく撤退することこそ取るべき唯一の道である。</p> <p>以上</p>	

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
102	11月29日（金）	帯広市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地元住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
103	11月29日（金）	帯広市	ただちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すこと。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
104	11月29日（金）	帯広市	計画延長に反対します！ 「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
105	11月29日（金）	帯広市	計画延長に反対します！	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
106	11月29日（金）	平取町	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
107	11月29日（金）	名寄市	<p>幌延深地層研究計画について、当初計画では「研究期間は20年程度」となっており、基盤研究はすでに済み、幌延で研究を延長する理由はない。自然豊かな、そして国内の食糧基地としての農林漁業を基幹産業とする北海道に核のゴミを持ち込むことは大きなマイナスイメージとなる。安全・安心な食糧基地として「北海道ブランド」が国内のみならず、アジア圏においても確立されている今、原子力に頼らない、農林漁業を基軸とした漁活性化方針を打ち出すべきだ。福島原子力発電が事故を起こした東日本大震災の3.11、当時の佐藤知事は「東電に騙された…」とテレビでのインタビューに応えつづがやっていた。このことは強烈なインパクトとして私の頭に刻まれた。原子力発電が、絶対に安全ならば核のゴミの処分場も、隣接地につくべきだ。いたずらに核の拡散はすべきではない。</p> <p>北の大地に放射能にまみれたゴミの持ち込みは断じて許されることではない。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要と考えています。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
108	11月29日（金）	芽室町	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
109	11月29日（金）	札幌市	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
110	12月2日（月）	足寄町	計画延長に反対です!!	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
111	12月2日（月）	札幌市 東区	<p>「三者協定」の中心である北海道庁が、協定の完全実施を確認しないままに新たな計画案を公表したことが社会通念上信じ難い行為と思います。三者協定との整合性はまったくなく、約束事を守らないあるいは反故にするような計画案が出されること自体、北海道民の生活基盤を著しく破壊するものであり、幌延町および周辺地域民に対する著しい挑戦であります。</p> <p>日本原子力研究開発機構の基礎研究の成果はすでに公表され、今後新たにすべき研究などなく、核燃料サイクルの図の中に再処理施設(いまだに税金の無駄使い)の研究施設が描かれるため意外に目的はないのではありませんか。</p> <p>万が一風評被害等の被害が発生した場合「国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構」は被害を受けた道民すべての損害に対して、被害前の水準まで戻るまでにかかる全額損失補償が可能なか具体的な数字の入った説明が必要である。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>また、高濃度放射性物質およびいかなる核廃棄物を安定的に保管できる地層など日本国には存在せず、現状の活断層の調査だけでは、震源となる断層がどこに発生しても不思議ではない。このことは最近日本で起きている大きな地震の発生状況で、素人の私でも理解できるレベルの知識です。</p> <p>ところが政府および関係懇談会などに参加している専門家と呼ばれる人たちの意見が、政府や省庁の意向に合わせて意見を述べたり答申を行っている事実を知っている国民も多くなっています。</p> <p>姑息な手段を弄した今回のような、北海道が核のゴミ捨て場にされないように毅然とした態度で計画案はすぐにでも白紙撤回すべきです。</p> <p>まずは現在の「三者協定」の完全な履行を申し入れてください。北海道庁は、道民の生命、生活環境、食料基地としての農水産業等の発展を実現してほしい。</p>	
112	12月2日（月）	江別市	<p>幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。</p> <p>直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻して下さい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
113	12月2日（月）	新冠町	<p>幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするもので断じて許せません。</p> <p>「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の受け入れ拒否と「幌延深地層研究」を約束通り「20年程度」で終了することを求め、計画延長に反対します。</p> <p>直ちに研究を終了し埋め戻し、安心安全な北海道にしてください。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
114	12月2日（月）	音更町	令和2年度以降の地層研究について、延長に反対し、終了することを求めます。 原子力以外のエネルギーの利用について考えていけるようお願いいたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道としては、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、地域の皆様と力を合わせ、本道が有するポテンシャルを最大限に活かし、新エネルギーの導入を促進してまいります。
115	12月2日（月）	八雲町	幌延深地層研究の延長は、研究期間20年程度を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするものであります。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、幌延深地層研究を約束どおり20年程度で終了し、施設解体、埋め戻すことを強く求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
116	12月2日（月）	北広島	幌延深地層研究を約束どおり、20年程度で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
117	12月2日（月）	厚真町	<p>要旨</p> <p>1 研究計画延長の必要性はない。 道は、日本原子力開発機構（以下機構という）に、道民との契約＝約束を守り、当初計画通り20年程度の期限を遵守し平成31年度末までに研究終了までの工程と埋戻しについて決定させること。</p> <p>2 研究計画案は、当初計画とは内容が変わり、新規の研究計画である。</p> <p>（1）研究期間の明示がない。 （2）研究終了までの工程と埋戻しの明示がない。 （3）当初計画と研究内容が違う。最終処分事業を行う実施主体であるNUMOと一体化している。 （4）三者協定に違反。NUMOの資金や人材を活用とは事実上一体化し、第3条違反である。 3 よって研究計画案は、当初計画と切り離し、機構からの新規研究計画案として、道民と専門家を加えた検討機関を設け道民目線</p> <p>二年度をかけ詳細に検討する。</p> <p>4 道は三者協定の不作為を認め、機構に当初の研究終了を守らせること。 三者協定の当事者として研究のチェック機能を果たしていない。 第4条、第14条の不作為（履行状況の確認には、研究終了後の工程の項目があり、機構にその期限内厳守を求めている。）</p> <p>詳細</p> <p>1 機構の当初研究計画は期間を20年程度と明示し、平成31年度末までに終了までの工程や埋戻しについて決定するとしていた。 これは機構が2019年春まで明示した道民との契約＝約束であり、果たすべきものです。</p> <p>2 研究計画案は当初計画と変わり研究内容に際限がなく新規の計画案である。 新たな研究内容は、実質的に完了の期限がないことを示している。</p> <p>「国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の完了が完了できれば」「技術基盤の完了とは、幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術やモデル化・解析技術が幌延の地質環境に適用してその有効性が示された状態を意味する。すなわち、その地点でのNUMOの技術的課題などに対して整備された技術が適切な精度で実際に活用できるものであることが示された状態を意味し」「実際に活用とは、将来NUMOが選定する処分の候補地あるいは、最終の処分地において、という意味」「整備の完了確認は、外部専門家による評価など（原子力機構の外部評価委員会や国の審議会など）を想定している。」</p> <p>以上の機構の説明から研究計画案は、新たな内容が加わり、最終処分地が確定してそこで適用できるまで続けると、実質的に研究期限がないものです。</p> <p>3 研究計画案は、最終処分事業を行う実施主体であるNUMOと一体化する内容で、NUMOの資金と人材を活用することと合わせ、明らかに三者協定第3条違反です。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>これまで、道では、原子力機構から年度毎の計画や実績の報告を受け、三者協定の遵守を確認してきたところであり、今回の申し入れについても協定第7条の対象になることを確認しています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>4 道は三者協定を守るという。しかし、これまで三者協定の当事者として研究のチェック機能を果たしていない。第4条、第14条の不作为（履行状況の確認には、研究終了後の工程の項目があり、機構に期限内厳守を求めてこなかった。）</p> <p>機構が当初研究を終了しないのは、道が毎年確認会議を開き機構の研究成果を期限内終わるか精査して期限厳守を求めてこなかったからです。</p> <p>チェックすべき対象組織にチェック機能を預けず、三者の中で唯一チェック機能を果たすことが道の責務です。</p> <p>機構の研究計画案は、内容も変わり期限のないもので、新規の研究計画です。</p> <p>しかし道は確認の結果、単なる期間の延長であるという。このような当事者意識のない無責任な道が延長案を検討するなど論外です。</p> <p>研究計画案は、当初の研究と切り離し、道民と専門家を加えた新たな機関を作って、詳細に時間をかけて検討すべき内容です。</p> <p>道は今からでも本来の三者協定に基づきチェック機能を果たしてください。</p> <p>道は機構に対し、研究計画案は認めず、毅然と当初計画20年程度で研究を終了し、埋め戻しの工程を明らかにさせてください。</p>	
118	12月2日（月）	稚内市	<p>この度の「『令和2年度以降の幌延地層研究計画（案）』に係る確認結果」は、原子力機構のこれまでの説明の繰り返しで、20年もかかった研究・試験内容及び評価委員会による評価への質問・疑問への回答になっていません。そして、なぜ「2020年度で研究終了、施設の埋め戻し」を謳った「三者協定」を守らず、今後8年も研究を延長することになるのかへの疑問、質問に真摯に答えていません。</p> <p>むしろ、日本の地層での「深地層処分」は無理であるにもかかわらず、幌延での研究を継続させ「核廃棄物処分場」につなげようとしているのではないかと、疑念・不安が増すばかりです。</p> <p>もし、幌延での地層研究が地域振興につながるというお考えで、研究を延長させるという企図であるなら、危険物に頼った経済で営む生活とは何なのでしょう。</p> <p>私たちは何万年にもわたり核廃棄物という危険物で森羅万象を苦しめ続けるのでしょうか。それは断じて許されることではありません。</p> <p>自然の恵みを生かし、自然とともに、安心、安全な産業・産物を盛んにすることによって暮らしを営み、未来の万物を守っていくべきだと思います。</p> <p>新たな研究計画(案)を認めることはできません。地層処分研究を終了し、研究所を埋め戻してください。</p> <p>核廃棄物を生む原発の全廃に向け、核廃絶の研究をこそ進めるべきです。</p> <p>道は市民とともに知恵を出し合い、行動してくださいませよう、切に願います。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
119	12月2日（月）	札幌市豊平区	核物質の人体への負の影響は明確なものです。幌延には、酪農地帯が広がり、汚染の影響は深刻です。人間の人為的ミスも考えれば、研究は中止すべきと考えます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
120	12月2日（月）	札幌市北区	幌延深地層研究計画 延長に反対します	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
121	12月2日（月）	旭川市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
122	12月2日（月）	音威子府村	<p>研究期間の延長に反対します。</p> <p>計画延長の妥当性として「研究計画（案）は新たな研究計画ではなく、研究機関の延長であり、三者協定第7条に基づく、研究計画の変更の対象となる。」とあるが、三つの課題の範囲内といえ、いつまでも延長できることになり、第4期で終了するというその裏付けにはならないと考えられる。</p> <p>また、「第4期で技術基盤の整備の完了が確認できなくても協議が整わなければ終了する。」ということが詭弁にしかならず、永久に研究施設とすることが伺える。</p> <p>本当に第4期で終了するというのであれば、今年度で終了することに何ら問題は生じないということではないか。</p> <p>今年度で研究を終了し、早期に埋め戻すことを求めます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
123	12月2日（月）	札幌市白石区	<p>令和2年度以降の幌延新地層研究計画は受け入れないでください。</p> <p>3社協定による当初の研究期間は終了していること、NUMOの報告書では基盤研究は終わっていることなどを鑑み、幌延での研究継続は必要ないと思います。</p> <p>今回の計画での研究期間なども定かでないことも問題です。また、これまでの研究過程において、事故があっても速やかに報告・対処されていなかったこともあります。研究内容には地下500mまで掘り下げる計画もあることは地下水脈に及ぼす影響も懸念されます。研究継続による得られると考えていることよりも、環境への悪影響が多大であり、地域生活の持続可能性への負荷が大きすぎると考えます。</p> <p>このような点に鑑み、北海道として計画を受け入れないことを表明してください。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
124	12月2日（月）	新冠町	<p>「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に反対します。これまで、幌延地区及び周辺地区住民は、この研究に関わる精神的負担や風評被害などに苦しんできました。研究期間の延長は、さらなる負担を強いるものであり、また「研究期間は20年程度」とした3者協定にも反するものです。</p> <p>このような今回の計画には、強く反対するものです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
125	12月2日（月）	黒松内町	幌延深地地層研究延長は、「研究機関20年程度」を前提として締結された三者協定や地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地地層研究」を約束通り「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
126	12月2日（月）	北広島市	幌延深地地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民、道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
127	12月2日（月）	江別市	直ちに幌延深地地層研究計画を終了し、埋め戻すことを要求します。	幌延深地地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
128	12月2日（月）	旭川市	計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
129	12月2日（月）	新ひだか町	幌延深地層研究は直ちに終了し、埋め戻すことを求めます。計画の延長には反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
130	12月2日（月）	札幌市豊平区	日本列島は、活発な地殻変動により山地が発達し、温帯多雨という気象条件により著しい浸食作用を受け、不安定な地形・地質によって形成されています。「地震大国」の日本に地層処分は現実的ではないし、海にかこまれているから地下水で腐食し、放射能が漏れ出さない保障はありません。道がこの「期限のない研究延長」を受け入れるようなことがあれば、北海道に「核のゴミ」が持ち込まれる危険性を高め、「核のゴミは受け入れ難い」とする道条例を空洞化させることとなります。深地層処分は、人の手によって生み出された危険な「核のゴミ」を、人の目の届かないところに何万年も棄ててしまうというものです。道は、道民が不安に感じていることを長引かせず、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の撤回と埋め戻し工程を求めて下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
131	12月2日（月）	音更町	幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
132	12月2日（月）	日高町	計画延長に反対します。 直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻していただきたいです。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
133	12月2日（月）	池田町	計画延長に断固反対します。 直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
134	12月2日（月）	江別市	「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否を求めます。道民との約束を反故にする、計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
135	12月2日（月）	喜茂別町	もともと「研究期間20年程度」を前提として約束したものを一方的に反故にする今回の「～計画（案）」は、到底受け入れることは出来ません。約束通りに本研究を終わらせ、元通りに埋め戻すことを強く求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
136	12月2日（月）	稚内市	道庁が確認したという内容は、1998年から現在までの20年間にわたり、旧動燃事業団・現在の原子力機構が幌延周辺自治体および道北住民に約束として示してきた「研究期間は20年程度」を一方的に破った事実について、なんら問題にしているません。「深地層研究所（仮称）計画」は、協定書の基本である計画書です。その基本を「計画変更」として取り扱うこと自体、1984年以降、旧動燃事業団・現在の原子力機構に悩まし続けられてきた幌延周辺自治体および道北住民への裏切りになるものではないですか。何より、原子力機構は、幌延周辺自治体および道北住民との約束よりも、国や原子力機構の外部評価委員会の意向を最優先として、今回の計画案を押しつけてきたこと自体、道として問題にすべきです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		処分事業者NUMOも含め国や研究機関などが、オールジャパンで地下研究施設を無期限で居座り続けさせ、その地域に深く介入しようとしている状況に対し、今回の「確認結果」は、研究の無期限化を容認するものであり、「NUMOの資金や人材を活用する」（迂回貸与？）という協定規定に反する内容も含まれているものではないですか。 今回の計画（案）の「地層処分技術基盤の整備の完了が確認」された場合、道条例はどう取り扱われるのか、不安はつのるばかりです。1984年以降から幌延周辺自治体および道北住民が抱え続けている「将来、幌延及びその周辺地域、並びに北海道が高レベル放射性廃棄物の最終処分場にされるのでは」との不安や疑念を取り除くために、今回の計画（案）を受け入れず、「深地層研究所（仮称）計画」にある研究期間を原子力機構に守らせるべきです。知事並びに道庁は、これ以上、幌延周辺自治体および道北住民を苦しめない判断をしていただきたいです。	機構は、現時点で具体的な計画があるわけではないが、NUMOも想定し得るとし、その場合には協定第3条の遵守を大前提として、機構が主体となり機構の研究目的や課題を整合し、かつ機構の責任において地下研究施設を運営・管理できる形態とすることを確認しています。 道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。
137	12月2日（月）	稚内市	北海道が11月6日にまとめた「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に対する「確認結果」  意見1 日本原子力研究開発機構（原子力機構）が8月2日に「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を北海道と幌延町に申入れ、道は、受け入れるかどうかも含め、「確認会議」で内容の精査をする。と言ってきました。しかし、原子力機構は「確認会議」が開催される前、8月27日に幌延町、29日に札幌市で住民説明会を行いました。「3者協定」に違反しているかどうか、道が判断を示す前に原子力機構が地元住民・道民に、申入れの内容を説明することは、ルールの外にあり得ません。道は、原子力機構に何の異議も唱えずにこの説明会を容認しました。この対応は、道が「3者協定」の精神そのものを理解していないことを示しています。つまり道の不作為によって「3者協定」は、この間まったくないがしろにされてきた結果です。道は「確認結果」で原子力機構が「3者協定」を遵守する認識があることを「確認」していますが、道自身が「3者協定」をないがしろにしている現状で、このような確認をすることは偽善としかいえません。このようにルール無視の中で進められ出された「確認結果」を認めることは出来ません。 意見2 道は8月7日に原子力機構からの新たな「申入れ」に対して「確認会議」を開催することを決め、9月5日から10月4日まで「申入れ」に対する道民の質問・疑問等を募集、9月10日に第1回「確認会議」を開催、道民からは200件もの質問・疑問等が出されました。10月10日には第2回の確認会議を開催、その後約1ヶ月間に4回の「確認会議」を開催して11月6日の第5回確認会議で「確認結果」をまとめました。これは異常な早さです。道民からの質問・疑問に誠実に応える姿勢がまったく見られません。結論ありきで進めているとしか思えません。この進め方を見ても、道民の不安を解消する為に結ばれた「3者協定」の精神がまったく守られていません。北海道への「核のゴミ」持ち込みに係わる重大な問題が、このような手続きで進められていることを認めることは出来ません。 意見3 幌延深地層研究計画を受け入れるに当たっては締結された	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  確認会議において、研究計画案を精査するにあたっては、道民の皆様からいただいた疑問や懸念を含め、330件余りの質問について、原子力機構に丁寧な回答を求めたほか、5回の会議を開催し、不明な点や疑問点について確認を繰り返し、すべての確認が終わったところであり、道としては、必要な確認を行なったと認識しています。 機構は、現時点で具体的な計画があるわけではないが、NUMOも想定し得るとし、その場合には協定第3条の遵守を大前提として、機構が主体となり機構の研究目的や課題を整合し、かつ機構の責任において地下研究施設を運営・管理できる形態とすることを確認しています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>「3者協定」は、当初計画「研究期間20年程度」を前提として締結されています。これは3者協定前文及び協定に係る確認書の1に記されています。さらに、原子力機構は研究の終了について、2015年度から「2019年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定する。」と、「研究期間20年程度」と同様毎年繰り返し道、幌延町、地元住民・道民に説明してきました。しかし新たな「申入れ」は「期限のない研究延長」というもので、3者協定及びこれまでの原子力機構の説明をまったく反故にしたものでした。にも係わらず道は、「研究計画（案）」は、新たな研究計画ではなく研究期間の延長であり、3者協定第7条に基づく、研究計画の内容の変更の対象となること。」と「確認」しています。これは地元住民・道民をだます行為であり、許されることではありません。</p> <p>意見4 道は、なし崩し的に処分場にさせない（「核のゴミ」を持ち込ませない）担保措置として「3者協定」を結びと地元住民・道民に説明しました。新たな「申入れ」の「研究期間」について道は、①2028年度までに技術基盤整備が完了されるよう進める。②技術基盤の完了が確認出来た場合は、研究を終了する。③完了の確認は国や原子力機構の外部評価委員会等により行われる。④技術基盤の整備の完了が確認できず、研究を継続する必要がある場合には、改めて計画変更の協議を申し入れるが、協議が整わなければ2028年度で終了すること。「確認」しています。しかし、これでは終了期限が決まっておらず、「期限のない研究延長」を「確認」したことになります。これは「なし崩し的処分場」への危険性を高めることになり、「3者協定」に違反しています。</p> <p>意見5-① 道は、幌延の地下研究施設は、ジェネリック地下研究施設（最終処分場としない場所で技術を磨く地下研究施設）であることを「確認」していますが、研究の内容は「地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態」を「確認」しており、これは「処分施設の建設候補地または、建設が有望である地域の処分対象となり得る地層での地下研究施設」つまりサイト・スペシフィック地下研究施設と同じで、研究施設と同じ地層、幌延深地層研究センターの近くに「処分場」建設が出来る可能性が高いことを意味します。これは「核を持ち込む、持ち込まない」に直接関係はありません。つまり、「なし崩し的処分場」への危険が高まります。従って新たな「申入れ」は「3者協定」に違反しています。</p> <p>5-② 1998年10月に核燃料サイクル開発機構（現原子力機構）が示した「当初計画」で、幌延深地層研究施設で行う研究は「基礎研究」（土台となる研究）となっています。処分実施主体の原子力発電環境整備機構（NUMO）が、2018年11月に明らかにした「包括的技術報告書（レビュー版）の概要」では、「今後、文献調査などを受け入れていただいた地域において、その特性を踏まえて処分場の設置に適した場所を選び、安全な処分を実現するために、より信頼性の高い技術を整備しつつ、段階的に事業を進めていくための一連の準備は整えられている」と「基盤研究」は終了したことを明らかにしています。幌延での研究を延長する理由はないのです。</p> <p>しかし「確認結果」では、幌延での研究について「『技術の確立が可能水準に達するまで』とは、地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用出来る状態という意味」としています。</p>	

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>これは、直接処分場建設に使える研究「応用研究」、サイト・スペシフィック地下研究施設のことです。つまり、新たな「申入れ」は「当初計画」の「基盤研究」の範囲を明らかに超えており「三者協定」違反であることは明らかです。</p> <p>5-③ 確認結果の「三者協定」との整合性の中で、幌延深地層研究でNUMOの資金や人材の活用も想定し得る、ことが「確認」されています。処分実施主体のNUMOの資金、人材を活用することは、幌延深地層研究はNUMOが研究をすることは同じで、まさに、サイト・スペシフィック地下研究施設になるということです。これは「当初計画」で「深地層の研究施設の計画は処分場の評価とは明確に区別して進めていく」ということに明確に違反しており、「三者協定」の第3条「処分実施主体へ譲渡し、又は貸与しない。」に違反します。</p> <p>意見6 上記5①～③で明らかのように、原子力機構が8月2日に北海道と幌延町に申し入れた「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」は、道が「確認」したような、ジェネリック地下研究施設</p> <p>としての研究ではなく、「建設が有望である地域の処分対象となり得る地層での地下研究施設」つまりサイト・スペシフィック地下研究施設としての研究です。これだけ明確な違反がありながら、新たな「申入れ」を受け入れることはあり得ません。道は地元住民・道民の立場に立って明確に拒否するよう強く求めます。</p>	
138	12月2日(月)	足寄町	<p>計画延長に反対します。地層処分は到底無理だと思います。直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め直すことを求めます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
139	12月2日(月)	羽幌町	<p>道は、将来の北海道をどのように描いているのか。北海道の中心産業が第1次産業と観光業であることを、しっかり認識すれば、幌延深地層処分研究計画の延長など、とんでもないということ結論に結びつくはずである。</p> <p>従って、道としては、国家100年の体計にたつて毅然とした態度で、計画の延長を認めない態度を直ちに決めるべきであると思います。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
140	12月2日（月）	名寄市	1985年11月23日、突然の「現地踏査」から、日本原子力研究開発機構は信用できない。道は機構に対し当初の予定通りで研究終了、埋め戻しを求めよう要求する。ずるずると延長することは許されない。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
141	12月2日（月）	白老町	私は、道が深地層研究所の受け入れを表明し、三者協定を締結した際、当時資源エネルギー課でこの問題の担当参事をしていました。最近になって研究の延長問題が取りざたされ、この問題に貴室も多忙を極めていることと思います。 過去を知る者として他人事と思えず推移を見守っていましたが、たまたま11月26日エルブラザで緊急市民集会在行われることを知り、白老町から参加しました。 集会では、当時からこの問題に関わってきた3氏の講演があり、過去の動燃時代からの生々しい攻防が紹介され想いを新たにしました。 演者や参加者からは、過去を忘れたような道の対応の淡泊さも批判されていました。 公表された『確認結果』を、入手し意見募集をしていることを知りペンを持ちました。 もとより研究に関する専門的な知識を持ちえませんが思いつくまま以下のとおり意見を述べさせていただきます。  1 まず、担当室長さんは経済部生え抜きの方ですか？ 経済部は難事に当たってプロパーは外し他部の人材を登用する傾向があり、今回の人事もそのような同情に耐えません。 2 専門有識者のメンバーを見ると、北大関係者に偏重していることに違和感を感じます。これらの学者はそれぞれの研究に当たって公的な支援を受けているのではとうがった見方をしてしまいます。 演者もそうした見方をしていました。恣意的な人選でないことを信じたいのですが・・・ それに、議論の中にNUMOが見え隠れしていますが、この研究にNUMOが関与することには強く反対します。 3 確認会議の確認日程があまりに拙速（2月で5回）であり丁寧な議論が行われたのか疑問を持ちます。 この定例会で決着をつけるため、スケジュールありきの進行と想わざるを得ない。 4 動燃時代からの長い混乱と確執の歴史は、地元や運動関係者の脳裏に深く刻まれています。  道においても、掘知事は紛糾した議事を2度も延長して条例制定という、国に弓引くような苦渋の判断をして受け入れを表明したのです。 今回の確認会議の内容を見ると、道民はなるほどと納得できる内容になっていません。 拙速な判断を避けて丁寧な取扱いを希望します。 5 過去は風化しつつありますが、この問題の根深さを今一度検証してください。 下川町在住のルポライター滝川康治さんの著書『核に揺れる北の大地』（七つ森書館）を一読されることをお勧めします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  確認会議の専門有識者の選定については、地質学や地盤工学、原子力工学、環境工学といった研究計画案に関する分野の学会から、その分野に知見が深い専門家の紹介を受け人選をしたところです。 行政法の専門家については、関係する学会が道内にないことから、道内大学の行政法の研究者に個別に依頼したところです。 確認会議において、研究計画案を精査するにあたっては、道民の皆様からいただいた疑問や懸念を含め、330件余りの質問について、原子力機構に丁寧な回答を求めたほか、5回の会議を開催し、不明な点や疑問点について確認を繰り返し、すべての確認が終わったところであり、道としては、必要な確認を行なったと認識しています。 機構は、現時点で具体的な計画があるわけではないが、NUMOも想定し得るとし、その場合には協定第3条の遵守を大前提として、機構が主体となり機構の研究目的や課題を整合し、かつ機構の責任において地下研究施設を運営・管理できる形態とすることを確認しています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
142	12月2日（月）	釧路市	研究期間延長反対	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
143	12月2日（月）	伊達市	4枚のプレートに囲まれた日本で、地下に放射性物質を埋めるなんて、無謀なこと基だしい。日本列島ができて何年たっているか、研究者たちはよく知っているはず。いくら研究しても、税金の無駄。それより原発を止めて、これ以上放射性廃棄物をつくらないこと。今ある放射性廃棄物は、人の手がすぐ届くところにそっと置いておくしかない。だいたい01年に、20年程度で埋め戻すって約束したではないか。それを研究結果もろくに示さずに、延期するなんて、誰が納得する？ それとも「これなら埋めてもいい」という結論でも出たのか？ だったらそう言えればいい。ただただ反対を恐れて何も言わずに延長を求めると、姑息にもほごがある。無駄な研究はやめて、さっさと埋め戻さなければならない。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧</p>
144	12月2日（月）	別海町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求める。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
145	12月2日（月）	札幌市 北区	計画延長に反対します。 「研究期間20年程度」を前提として三者協定、地元住民・道民とで締結されたはずですが、約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところではあります。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
146	12月2日（月）	釧路市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところではあります。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
147	12月2日（月）	幕別町	幌延深地層研究延長に反対です。約束通り期間延長せずに終了してください。 若い頃住んでいたまちです。原発にももちろん反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところではあります。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要と考えています。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
148	12月2日（月）	釧路市	日本原子力研究機構が幌延深地層研究所の研究期間を2028年度末とする期間延長を地元幌延町に提案しました。この研究所は、2000年に当時の知事が「最終処分場にしないこと」「核物質を持ち込まないこと」「20年程度の期間の研究の後には埋め戻すこと」（三者協定）を条件に受け入れ、研究が始まりました。2021年度末での研究終了を反故にし、研究を延長することに対して、地元住民は「放射性廃棄物の最終処分場につながりかねない」「研究が三者協定に違反しているのではないかと心配だ」との声があがっています。直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻してください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
149	12月2日（月）	歌志内市	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の遵守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
150	12月2日（月）	歌志内市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするものである。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求めます。 少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではありません。計画延長に反対します。 直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
151	12月2日(月)	札幌市 北区	<p>私は、幌延深地層研究延長に絶対反対です。そもそも私は原子力発電に当初から反対です。電力会社は、原発で絶対安全だと言って、財政難にあえぐ地方自治体に出かけ、多額の札びらで地域住民を籠絡し、原発を建設したのではありませんか。原発を稼働させれば放射性廃棄物が出るのが、分かっているのに強行したのです。その処分については莫大な利益を得た電力会社が責任を持つことは当たり前ではありませんか。</p> <p>その放射性廃棄物を自分たちの手に負えないという理由で国の力を借りて、深地層処分するための研究をするという名目で20年間の約束で研究を強行したのです。さらには、研究を延長するということはその先に彼らの本当の狙いである、幌延町に放射性廃棄物の処分場を作るといことが見え見えではありませんか。私はこの自然豊かな北海道を放射能で汚染することは許しがたいと思っています。私は道に申し入れます。</p> <p>幌延深地層研究の延長は絶対認めるべきではない。三者協定（北海道、幌延町、原子力機構）を守らせるべきである。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
152	12月2日(月)	稚内市	<p>1. 稚内市は、「研究施設」がある幌延町に隣接しています。原子力発電所が安全でないことは、2011年の東北地震福島原発事故で証明されたので、原発へのアレルギーは大きなものがあるし、とても心配です。子どもたちや孫たちの未来を核のゴミで汚してはならないという問題意識を常に持っています。</p> <p>人類は、現段階では、原発と共存できないと判断すべきです。もちろん、アメリカが戦争で核兵器を使用すべきではなかったし、そのきっかけとなった日本政府が行ったアジア太平洋への侵略戦争もやるべきではなかったと思います。</p> <p>過去の反省の上に立って、核兵器を世界からなくすることが必要です。ローマ教皇が述べたように日本も核兵器禁止条約を批准すべきと考えています。日本政府は、そのためにこそ、汗をかくべきです。エネルギー問題については、福島原発事故からしっかり学び、再生可能エネルギーの方向に舵を切るべきです。</p> <p>どうして原発にこだわるのか不思議でなりません。幌延の深地層研究そのものに反対でしたが、100歩譲って、「20年」と約束したのだから、当事者である北海道としても「遵守すべき」という立場を貫いてほしいし、そのように確認すべきです。道民の命を預かっている「北海道」がブレずに三者協定の立場を最後まで貫き、「20年後」には、掘った穴をしっかりと埋め戻すように、指導・監督してほしい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要と考えています。</p> <p>道としては、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、地域の皆様と力を合わせ、本道が有するポテンシャルを最大限に活かし、新エネルギーの導入を促進してまいります。</p>
153	12月2日(月)	稚内市	<p>●2018年11月の包括的技術報告書の概要（原子力発電環境整備機構）では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地層環境モデルに示された地質環境の特徴に応じて、安全性や工学的実現性などの要求事項を満たす処分場を設計する方法が整っており、これを用いて設計の仕様を具体的に示している。</li> <li>・設計に基づいて処分場を建設し、操業・閉鎖するために必要な個別技術の実証が着実に進められている。</li> <li>・近い将来に実際の規模で実用化できる。</li> <li>・処分場の閉鎖前ならびに閉鎖後長期の安全評価を行うための一連の方法と解析技術の基盤を整備している。</li> <li>・これらの技術に基づき、本報告書で示した地質環境モデルや設計した処分場の仕様に対して安全評価を行い、国際機関や諸外国の規制に示された、あるいは国内類似施設に関する安全基準の考え方などに照らして、人間の生活環境に有意な放射線影響を与えないものではないことを示していると、高らかに宣言している。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>この報告を受けて、原子力産業協会の理事長（元東電フェロー）から、「適切な地質環境を選定する技術、岩種に応じた処分場を設計し、建設・操業・閉鎖するための技術、処分場の閉鎖前および閉鎖後の長期安全性を評価するための技術的基盤が整備されている」との評価がされている。</p> <p>こうしたことからみて、処分の実施主体としてはさらに安全性を高めるための研究・開発の必要性はあるだろうが、原子力機構が幌延でやらなければならない必要性はない。どうしても必要があるのだとすれば、この包括的技術報告書の内容や原子力産業協会の評価がデマだということになる。</p> <p>さらに、「地質環境の調査・評価技術、処分場の設計技術、安全評価技術の信頼性をさらに向上させ、わが国の地質環境に対する適用性を高めるために今後取り組むべき技術開発の課題を明らかにすることによって、長期に及ぶ事業の推進に向け、実施主体として継続して行うべき技術開発の方向性を示す」としていることから、原子力機構が絶対にやらなければならない理由はない。</p> <p>●「幌延町における深地層研究所（仮称）計画に対する基本的な考え方」（平成12年6月）は北海道が道民にした約束ではないのか。 「国及びサイクル機構は、深地層の研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まないことなどを明言しているが、道民の間には、なお、なし崩し的に処分場になるのではないかなどの不安や懸念があることや、・・・深地層研究所（仮称）計画を認める場合は、放射性廃棄物を持ち込ませないための担保措置方策等が必要である。」として三者協定の締結やこの時点では（条例、宣言、声明など）に取り組むとした基本的な考え方について、地元及び道民などから意見を聴取して、道議会議論も踏まえ、総合的に判断するとしている。</p> <p>「なし崩し的に処分場になるのではないかな道民の不安や懸念」を払拭し・解消するためには、「深地層の研究を計画に沿って推進するため」（三者協定前文）の協定であることから、計画に沿って20年程度で研究を終了させ、埋め戻しさせることが、道民に対する北海道の約束を果たしたことになるのではないのか。</p> <p>●「原子力機構は、協定内容に即して誠実に取り組む責務を有している」が、北海道も道民に対しては「基本姿勢、基本的な考え方に即して誠実に取り組む責務を有している」のではないのでしょうか。</p> <p>原子力機構は三者協定を遵守すると表明しているが、「道民の間には、なお、処分場になるのではないかなどの不安や懸念があること」から「計画的に終わるべきものは終わり、埋め戻すということを予定に沿って進めて」（岐阜県知事）もらうように、北海道として、北海道知事としても毅然とした対応をすべきであり、それが、道民に対して誠実に取り組むことになるのではないのでしょうか。</p> <p>●原子力機構は「三者協定を遵守する」といっているが、道民の間には、なし崩し的に処分場にされるのではないかなどの不安や懸念があることから、今回の計画（案）を認める場合は、「基本的な考え方」の時のように、担保措置方策等が必要になるのではないのか。今回の計画（案）に対する担保措置をどのようにするのか。全く考えていないのか。</p> <p>●深地層研究所の設置にあたり、国、北海道は地域の振興に資する施策を実施してきたと言っているが、（11月20日幌延町の説明会</p>	<p>NUMOの包括的技術報告書には、技術の信頼性向上に向けた課題が示されており、幌延でも、それらの課題解決に向けて取り組んでいくと承知しています。</p> <p>なお、幌延町においては、これまでも地域の特性を生かし、トナカイを観光資源とした牧場や大規模乳業工場の運営などが行われているところです。</p> <p>道としては、今後とも、産業支援機関などと連携を図り、国や道の施策はもとより、民間の力なども幅広く活用しながら、地域における産業の活性化に努めてまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>で)、具体的に何をきて、どのような成果があったのか。人口だけでみると宗谷管内は2000年3月に比べ現在は74.8%で、幌延町は80.5%となっていることから、幌延町の減少幅が少ないことは分かるが、その差は170人程度であり深地層研究所の職員や関連企業相当分と思われ、地域の振興が図られているとは到底言えない。</p> <p>泊村でも下宿や食堂が潰れるというのが原発再稼働を求める中心的な意見として何度も登場するが、結局のところ深地層研究所も食堂や旅館を存続させるための効果しかないと言える。「なし崩し的に処分場にされるのではないかと不安や懸念」を持つ道民に精神的苦痛を与え犠牲を強いてまで研究期間を延長するほどの行政効果、地域振興は期待できない。(地域振興されなければ、しまいには旅館や食堂に住民の視線が集中することになりはしないか)。</p> <p>●今回の計画案を認める場合には、令和10年度までに確実に研究を終了させるため、協定第14条に基づき履行状況を確認するための機関を設ける必要がある。研究内容の報告を受けるだけでなく、あく</p> <p>までも協定内容と期限を遵守させるための措置として、住民団体なども含めたものとする。</p> <p>そうした措置を提示した上で平成12年当時と同じく、改めて道民の意見を聴取すべきではないか。また、1Rと同様に「道民アンケート」を行って道民目線に立って判断すべきではないか。</p>	
154	12月2日(月)	札幌市 北区	<p>「確認会議で確認できた主な内容」に対する意見を、以下のとおり送付します。</p> <p>1、必要性に関する部分について</p> <p>(1) わが国における地層処分研究の位置づけについての部分</p> <p>◎「日本でも地層処分が技術的に実施可能と国内外の専門家によって確認されており」とありますが、深地層処分技術は国内外とも未確立というのが実態だと思います。とくに、日本では、政府は科学的特性マップを発表し、地層処分できる地層が広く存在するとしています。が、2011年3月の東日本大震災をみても、2018年9月の胆振東部地震をみても、地震列島で火山列島の日本に、高レベル放射性廃棄物の放射線量がウランの天然鉱石レベルまで低下するのに約10万年間もかかる長期間、安定かつ堅牢な処分場を設置できる地質は存在しないと指摘する学者や専門家も少なくありません。</p> <p>◎また、日本学術会議の提言でも、深地層処分はそれ自体に国民合意がないこと、技術的に未確立であり、十数年間「暫定保管」し、その間に国民の合意形成をはかるとともに、技術の確立に努めるべきとか、いったん埋め戻したのちにも必要となれば回収可能な状態にしておき、新たな技術でやり直す可逆性も担保すべきことなどを提言していると思います。</p> <p>2015年5月に閣議決定した「最終処分に関する基本方針」の見直しを求める意見もあります。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>(2) 「外部評価の結果ついて」の部分 外部委員会の評価として「技術の確立が可能な水準に達するまで」とは「地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境に活用できる状態という意味である」と書いています。しかし、ここでいう「処分施設」とは最終処分場のことを指していると思いますが、最終処分場に手をあげる自治体は現れていないし、現れる見通しもあると思えません。また、仮に最終処分場が決まったとしても、幌延深地層研究センターでの技術がそのまま、その最終処分地の地下環境に活用できる技術になると考えることは、科学の常識に反することだと思います。処分地で活用できる技術は、その地質環境に見合った技術を研究・開発・確立する以外にないと思います。もし幌延深地層研究センターでの技術が、処分地の地下環境に活用できるということがあるとすれば、それは幌延深地層研究センターを最終処分地とする場合ではないでしょうか。</p> <p>そのように考えているのではないかとの疑念を持たざるを得ない書き方です。そのようなやり方が許されないことは明白です。 以上、必要性を認めることができないうので「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を撤回し、20年程度の約束期間を守り、今年度末で研究を終了し、地上施設の閉鎖・撤去と地下施設の埋め戻しに着手すべきと考えます。</p>	
155	12月2日(月)	小樽市	<p>次のことを強く求めます。 幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。計画延長に反対します。直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことをあわせて要求します。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
156	12月2日(月)	小樽市	<p>幌延深地層研究期間の延長について、延長とは、何か成果が見込まれての延長なのでしょうか。期待される結果が出ないから研究期間を延長する。そうであれば、それは三者協定のみならず、地域住民・道民との約束を反故することに等しく、無益です。 研究期間の決定する理由は、リスクマネジメントなど色々な要素があります。締切があるから計画的におこなう必要があります。それが出来なかったのですから研究計画は終了すべきです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
157	12月2日（月）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。又、幌延深地層研究計画を終了し、地下施設の埋め戻しを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
158	12月2日（月）	小樽市	次のことについて要望いたします。 一、幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。 一、計画延長に反対し、直ちに計画を終了、埋め戻すこと。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
159	12月2日（月）	小樽市	令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）に関わる意見について計画延長に反対します。「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。直ちに、計画を終了し、埋め戻すことを要請致します。どうぞよろしく願いいたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
160	12月2日（月）	小樽市	「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にしないためにも計画延長に強く反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
161	12月2日（月）	幕別町	令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）に関わる意見について ・計画延長に反対します。 ・幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。 直ちに終了し、埋め戻すことを要望します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
162	12月3日（火）	旭川市	幌延深地層研究計画の延長は断固反対です。20年という約束は絶対守られるべきです。ただ、自民党や政府の圧力で北海道として研究計画の延長が避けて通れないのであれば前回のような20年程度という曖昧な表現でなく終了の日付を明確にさせるべきだと思います。他の県では明確に終了月日が出され終了した箇所もあります。北海道は様々な政策で軽く見られなめられていると思います。北海道には、それが出せないのなら延長はさせないぐらいの強い姿勢で挑んでもらいたいです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  確認会議において原子力機構からは、岐阜県の瑞浪超深地層研究所については、地下深部の地質環境を把握するための研究のみを目的とし、当初の目的を達成したため、今後は坑道の埋め戻しを行う計画であることを確認しました。 また、幌延町における深地層研究計画については、瑞浪にはない研究目的である地消処分システムの設計、施工に関する研究開発を行っていることから研究を継続しようとするものであることを確認しました。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
163	12月3日（火）	帯広市	計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
164	12月3日（火）	江別市	計画延長に反対です。幌延深地層研究延長は、「研究機関20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、20年程度で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
165	12月3日（火）	伊達市	2001年に締結した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」では、20年程度で研究を終わるということを前提にして結ばれたものである。そして、「深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すものとする」となっている。まずは約束を守ることが大前提になることは言うまでもない。であるにもかかわらず、約束違反するばかりか、期限も明確にせずに、研究を延ばすことは認められるはずがない。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
166	12月3日（火）	帯広市	計画延長（案）に反対します。（強く） 約束を守りましょう。 使用のお金を福祉や子育てにまわして下さい！年金にまわして下さい！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
167	12月3日（火）	本別町	幌延深地層研究の延長は、約束どおり終了することを道民として要望する。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
168	12月3日（火）	帯広市	日本のような地震国で埋めて廃棄物を処理するのは、将来世代を危険にさらすだけです。 研究は約束通り延長せずにやめて埋め戻すべきです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
169	12月3日（火）	札幌市 北区	確認結果では、研究の終了を「技術基盤の整備の完了が確認できたとき」とあいまいな表現であり、さらなる研究の継続にも言及している。 少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないし、道はいわゆる「核抜き条例」を制定しているのだから、毅然とした態度を示すべき。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  「基盤技術の整備の完了」とは、幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術やモデル化・解析技術が実際の地質環境に適用して、その有効性が示された状態を意味することであり、この確認は、国や原子力機構の外部評価委員会等で外部専門家により行われるものと想定しています。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。
170	12月3日（火）	新得町	この度の幌延深地層研究延長は、当初の約束を反故にするもので受け入れられません。 計画延長に反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
171	12月3日（火）	占冠村	日頃より、道民の安心と安全のために奮闘されていることに敬意を表します。 幌延深地層研究計画延長は、「20年程度の研究期間」を前提とする三者協定、地元住民・道民との約束を反故にしており、三者協定に基づいて来年度から設備の解体・埋め戻しを行うべきです。 北海道には、「三者協定」を尊重及び守る立場を明らかにする事を求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
172	12月3日（火）	豊富町	令和2年度以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
173	12月3日（火）	豊富町	令和2年度以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
174	12月3日（火）	豊富町	令和2年度以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
175	12月3日（火）	豊富町	令和2年度以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
176	12月3日（火）	豊富町	令和2年度以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
177	12月3日（火）	豊富町	令和2年度以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
178	12月3日（火）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
179	12月3日（火）	豊富町	令和2年度以降の幌延深地層研究に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
180	12月3日（火）	幕別町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
181	12月3日（火）	幕別町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。 約束は守ってください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
182	12月3日（火）	幕別町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
183	12月3日（火）	幕別町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
184	12月3日（火）	小樽市	幌延深地層研究センターは、高レベル放射性廃棄物の地層処分における研究期間を2028年度末までに延長する新たな研究計画案を道と幌延町に提出しました。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
185	12月3日（火）	豊富町	令和2年度以降の幌延深地層研究に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
186	12月3日（火）	小樽市	幌延深地層研究について、3者協定にもとづき延長を受け入れないよう願います。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
187	12月3日（火）	小樽市	この度発表された幌延深地層研究延長は、道民との約束を反故にするものであり、とうてい受け入れられるものではありません。約束通り「20年程度」で終了することを強く求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
188	12月3日（火）	小樽市	幌延深地層研究延長は、地域住民・道民との約束を反故にするものであることから、直ちに終了し、埋め戻すことを強く要求いたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
189	12月3日（火）	小樽市	幌延深地層研究センターは、高レベル放射性廃棄物の地層処分における研究期間を2028年度末までに延長する新たな研究案を道と幌延町に提出しました。しかし、これは、道民との約束を反故にするもので、断じて容認できるものではありません。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
190	12月3日（火）	幕別町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
191	12月3日（火）	小樽市	次のことを要求します。 「幌延深地層研究」は約束どおり「20年程度」で終了し、直ちに埋め戻して下さい。 以上、よろしくおねがいします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
192	12月3日（火）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間二十年」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。 計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
193	12月3日（火）	小樽市	幌延深地層研究延長に反対します!! 直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻す事を要求します!!	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
194	12月3日（火）	無記名	幌延深地層研究延長は、「研究期間延長20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
195	12月3日（火）	無記名	幌延深地層研究は、多くの道民が反対する中で、北海道、幌延町、政府・原子力機構の「三者協定」という「規制」によって行われてきたものです。このことから、「三者協定」は絶対に履行されなければなりません。 このことから、北海道知事として、多くの道民が反対する「放射性廃棄物施設」の「ごり押し」につながる「幌延深地層研究」の延長を認めることは絶対に許されません。 また、鈴木北海道知事が主張する観光業は「自然、環境、食」を支える農業、酪農業、漁業、林業が「絶対安全」でなければ成り立ちません。札幌にホテル建設が進み、新幹線の札幌延伸で、北海道観光が発展するものではありません。 北海道がもつ「自然、環境、食」という「放射能産業」は北海道経済を破壊させるものでしかありません。このことは、東京電力福島「原発事故」が世界の人々に訴えています。 道民の主権を守り、毅然とした姿勢で「三者協定」の履行を強く  要求します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
196	12月3日（火）	札幌市 西区	<p>2011年の大地震発生で、私たちが指摘していたとおり原発と人類は共存できないということが見事に証明されました。地震による原発の爆発は、人の命を奪い、自然を破壊しました。酪農継続の希望を失い自殺に追い込まれました。多くの高齢者が長時間逃げまどい命を奪われました。放射能被曝が助けを叫ぶ津波被害者の「命」を見捨てました。子どもたちの甲状腺「がん」の発生も異常な状態です。故郷を離れた住民は8年間いまだ戻れないままです。</p> <p>しかし、原発を推進した自民党政府・原子カムラの誰一人として、原発事故の責任を取ろうとしておりません。この無責任体制の中で、10年以上も管理しなければならぬ放射性廃棄物を私たちの北海道に押し付けようとしています。</p> <p>北海道の産業は、豊かな自然から成り立っています。本州の農業、酪農業は温暖化と高齢化により生産量が減少し、北海道の酪農業は温暖化と高齢化より生産量が減少し、北海道の酪農業は日</p> <p>本の食糧確保の最後の砦となっております。北海道を破滅させる放射能の持ち込みには絶対反対です！「三者協定」の形骸化は許されません！</p> <p>幌延深地層研究は、北海道、幌延町、原子力機構による「三者協定」によって行われたものであり、北海道知事が延長に同意しなければ肅々と整理されるものです。道民との主導を守り、毅然とした姿勢で「三者協定」を履行させることを強く要求します。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p> <p>原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧</p>
197	12月3日（火）	札幌市	<p>北海道新聞の報道で幌延深地層の研究期間を延長したいと日本原子力研究開発機構が考えていることを知りました。幌延の研究施設受け入れにあたって、地元では相当な反発があり、研究期間を設けること等の取り決めでようやく受け入れが決まったはずですが、今回の延期問題は住民の皆さんにとって約束反古にしか映らないと思います。</p> <p>研究施設の受け入れの経緯、住民の皆さんの感情をどうか尊重して、研究期間は当初の決まり通りとして下さい。どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
198	12月3日（火）	無記名	<p>このたび日本原子力研究開発機構・幌延深地層研究センターが終了期限を明確にしないままの研究期間の延長を幌延町と北海道に対して行ったことについては絶対に認められず、反対を表明する。今、日本全国で原発から出る「核のゴミ」を受けようという自治体はどこにも無い状態の中で、地層処分に関する研究開発を行える場所は全国で唯一残った箇所になったのが、この幌延の地である。（岐阜県瑞浪市は研究終了⇒埋め戻し）従って深地層研究という形を取りながら、やがてはここを「核のゴミ」の最終処分場にしようとする意図を隠して、研究の延長を申し立ててきたのが今回の延長の真の狙いであると受け止めている。いろいろ理屈を付けているが本当の狙いはそこにあり、極めて狡猾なやり方であり、その一角となる研究期間の延長の申し出は認められるものでない。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		道北の幌延町とその周辺地域一帯は酪農を中心として、日本の食料基地として重要な地域であり、生産農畜産家にとっては正に生活が掛かったかけがいの無い土地でしょう。そこを将来的に「核のゴミ」の埋め立て処分場にして、放射能汚染の危険がある土地に変えてしまうことは断じて許すことは出来ません。北海道庁としても、真に将来に涉って北海道の地域の発展を考えるならば、そんなものは受入れられるものではなく、研究期間の延長は毅然として断るべきである。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」には、もっともらしく理由などを述べ立てて論弁を弄しているが、その真の意図を見抜いて賢明な判断と覚悟を発揮してもらいたい。	確認会議において原子力機構からは、岐阜県の瑞浪超深地層研究所については、地下深部の地質環境を把握するための研究のみを目的とし、当初の目的を達成したため、今後は坑道の埋め戻しを行う計画であることを確認しました。また、幌延町における深地層研究計画については、瑞浪にはない研究目的である地消処分システムの設計、施工に関する研究開発を行っていることから研究を継続しようとするものであることを確認しました。
199	12月3日（火）	無記名	ただちに幌延深地層研究計画を終了し埋め戻すことを希望します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
200	12月3日（火）	栗山町	私たちのふるさとに核のゴミはいりません。国は約束を守って下さい。多くの人々の反対をおし切って、幌延町に研究所をつくった時、「20年後に研究終了、施設は解体、埋め戻す」と三者協定を結んだはずですが。今になって延長とは、盗人の居直りです。国は約束を守って下さい。道は、キッパリとした態度をとって下さい。私たちの生活に、核や原発は必要ありません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要と考えています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
201	12月3日（火）	中札内村	研究期間20年程度という地元住民、道民との約束をなぜ一方的に破ってしまうのでしょうか!! 子供達には、約束は守りなさいと言っている大人が恥ずかしくないのでしょうか? 計画延長に反対します!! 直ちに研究計画を終了し埋め戻しをしてください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
202	12月3日（火）	上士幌町	研究期間の延長に断固反対します。道民との約束反故は容認できません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
203	12月3日（火）	平取町	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の遵守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
204	12月3日（火）	稚内市	ご苦勞様です。確認結果についての私の意見を提出します。北海道は、確認会議を開催して確認結果を発表しましたが、原子力機構の説明は、期限の無い研究延長で、この事にまったく態度を明らかにせず応えて居りません。研究報告書では基盤研究は終了となっており、研究延長は認められません。北海道としても協定通り終了する事をはっきりと態度表明して下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
205	12月3日（火）	帯広市	約束を守らせて「研究」を終了すべきです。元々「研究」施設は、「処理場」になし崩しになる危険があることから反対した経緯があります。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
206	12月3日（火）	帯広市	高レベル放射性廃棄物の地層処分、研究期間を延長する計画には断固反対します。 ・核の持ち込みはさせない！ ・住民に不安をもたらす核はいらない！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
207	12月3日（火）	名寄市	<p>幌延町に於ける深地層研究は、「この研究期間を20年程度と定め」研究計画に反対する多くの道民の理解を得るために約束したものであり、道はこの約束を果たすことがその責務に応えることである。したがって、原子力機構との確認会議で確認された主な内容は、三者協定の精神を根本から否定するものであり、検討にすら値しないものと言わざるを得ない。</p> <p>特徴的なポイントは、①地層処分の評価に関して、日本学術協会が提言した「ゼロベースの見直し」について何ら検討されていないこと。②当初計画との関係において、こじつけとも云える新たな課題を、研究計画内容の変更対象とし、「技術基盤の整備完了の確認」が出来なければ、改めてその延長を容認せざるを得ない内容であること。③「国内外の資金や人材の活用」、云わんやNUMOの参入までも認め、機構の「三者協定遵守」の認識を丸呑みしている事、④将来的な北海道への「核のゴミ持ち込み」「最終処分地」につながる道であること。等</p> <p>これらのすべてに、道としての当事者意識の欠如と、三者協定を結んだ責任のある立場からの考察が行われていないことを指摘しなければならない。道のとるべき判断は、原子力機構の研究期間延長の申し入れを受け入れることなく、直ちに研究の終了とその工程を明示させ、その後の理戻しについて確定されることにある。</p> <p>尚、地方在住で通信機器を持たない者にとって、重要な課題の情報があまりにも少なすぎる。道民ファーストを考えてくれるのであれば、道民合意を得られる手法を考えるべきであることを付け加えたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>機構は、現時点で具体的な計画があるわけではないが、NUMOも想定し得るとし、その場合には協定3条の遵守を大前提として、機構が主体となり機構の研究目的や課題を整合し、かつ機構の責任において地下研究施設を運営・管理できる形態とすることを確認しています。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
208	12月3日（火）	札幌市 豊平区	<p>公表された確認結果を読んでも、今までの研究成果・未達成の研究内容・今後の研究の目的及び必要性・研究を延長した場合の成果の見込み、という基本的なことに関して、具体的なことが何も分かりません。</p> <p>これらの内容を分かりやすく説明する能力の無い人達であるならば、万が一研究の必要性が幾分なりともあったとしても、そのような人達の行う研究について、まともな成果は期待できないでしょう。または、わざわざ分かりやすい説明をしていないとも考えられるが、そんな程度の人格の人達であれば、これも、万が一研究の必要性が幾分なりともあったとしても、そのような人達の行う研究について、まともな成果は期待できないでしょう。</p> <p>いずれの場合にしても、あるいは双方かもしれませんが、もう研究とやらは行う意味が無いこととなります。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
209	12月3日（火）	札幌市 中央区	<p>研究期間の延長案は、延長の理由や必要性についての具体的な説明がないばかりか、地層処分研究を終了する条件も明確にしている。研究期間の延長は、「研究期間を20年程度」を前提として締結された三者協定や道民との約束を反故にするもので、断固認められるものではない。</p> <p>研究期間の延長により、なし崩し的に幌延が最終処分地にされる危険性がある。</p> <p>三者協定を順守し、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守るよう、北海道として毅然とした態度で対応していただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
210	12月3日（火）	札幌市中央区	「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否を求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
211	12月3日（火）	札幌市中央区	幌延の深地層研究の延長に反対します。 三者協定を守り、研究の終了と施設の解体・埋戻しを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
212	12月3日（火）	札幌市中央区	計画延長に反対します。 直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すこと。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
213	12月3日（火）	札幌市中央区	「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にさせていただきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
214	12月3日（火）	札幌市中央区	幌延深地層研究の延長は認められません。三者協定を守り、ただちに研究を終了し、施設の解体と埋戻しを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
215	12月3日（火）	札幌市中央区	研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではない。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
216	12月3日（火）	札幌市中央区	幌延深地層研究の延長に反対します。三者協定を守り、ただちに研究を終了し、施設の解体と埋戻しを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
217	12月3日（火）	札幌市中央区	施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、毅然とした態度で対応していただきたい。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
218	12月3日（火）	札幌市中央区	計画延長に反対します。施設解体、埋め戻すことを求める。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
219	12月3日（火）	札幌市中央区	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
220	12月3日（火）	札幌市中央区	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
221	12月3日（火）	札幌市中央区	当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしてください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
222	12月3日（火）	札幌市中央区	研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと懸念が強まっています。研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないと考えます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
223	12月3日（火）	札幌市中央区	幌延深地層研究の延長に反対します。三者協定を守り、ただちに研究を終了し、施設の解体と埋戻しを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
224	12月3日（火）	札幌市中央区	「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、研究機関を20年程度で終了し、施設解体、埋め戻すことを求める。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
225	12月3日（火）	札幌市中央区	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案には反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
226	12月3日（火）	浦河町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
227	12月3日（火）	芽室町	幌延深地層研究の延長は、約束違反です。計画延長に反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
228	12月3日（火）	札幌市厚別区	<p>①幌延深地層研究延長に絶対反対です。 三者協定や核抜き条例は、研究施設がそのまま処分場につながる不安への担保として結ばれましたが、そもそも「核抜きであっても研究施設は反対」という道民の声を無視して、強引に研究施設を受け入れてしまったのです。この20年間、市民は原子力機構の監視を続け、幌延を処分場にするかのような動きに抗議し続けてきましたが、道は協定当事者として原子力機構への指導をせずに今日まで来ました。その反省もせずに、今度も強引に研究延長を受け入れるつもりでしょうか。</p> <p>②道は、期限のない研究延長案が出された事になぜ危機感を持たないのですか。 「三者協定の遵守」や「核抜き条例があるので」処分場になることはないとは本気で考えているのですか。「三者協定」や「核抜き条例」は法的な効力がなく、高レベル処分法が制定され国が前面に立って最終処分地決めを進めている現在、最有力候補地は唯一誘致に手をあげた幌延町であり北海道なのではありませんか。なし崩し的に処分場にされる危険性が高まっていますので、毅然とした態度で延長を認めないでください。</p> <p>③研究延長案に対する道の姿勢は、原子力機構に寄り添ったものに見えます。確認会議のやり取りでは、機構の言い分をきれいにまとめるという作業にしか見えませんでした。 基盤研究は終了しているというNUMOの報告書があるにも拘わらず、ずるずると研究を延長した い原子力機構の言い分「当初計画の範囲内での変更」を問題視せずに、原子力機構の曖昧な回答を素直に聞き入れる姿勢に失望しています。</p> <p>今回の延長は「当初計画」を大幅に逸脱しており、すでに協定違反です。</p> <p>④市民団体との交渉の場では、「皆さんの思いは受け止める」との答弁はどういう意味ですか。受け止めるだけです。道民の意見募集・地元と道民の声を踏まえたくて結論を出すと言いますが、幌延町は当然延長を望み、道民の多くが反対意見を述べるでしょう。 道民の意見を真摯に聞き、研究延長を受け入れないでください。 幌延町と北海道をこれ以上混乱させないでください。切にお願いいたします。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
229	12月3日（火）	無記名	来年で終了の約束をちゃんと守って下さい。北海道に核にまつわるものは全て不要。この大地を汚さないで下さい！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
	前頁からの 続き			道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。
230	12月3日（火）	新ひだか町	幌延深地層研究延長は『研究期間20年程度』を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。『令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)』の受入拒否と『幌延深地層研究』を約束どおり『20年程度』で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
231	12月3日（火）	札幌市 北区	原子力機構はこれまで、繰り返し研究期間は20年程度と説明してきたと聞いています。研究期間について何年で終了との正式な文書での確認はないのかもしれませんが、地元住民や道民との間で20年間で研究終了、埋め戻しとの説明を繰り返してきました。 確認会議は、今回の期間延長の申し入れに対して、何ら異議を申し立てることもなく、受け入れる事を前提に確認したに過ぎないと思われれます。 道は道民の立場にたつて「3者協定」を遵守し、20年程度という研究期間の約束を守り、深地層研究を終了、埋め戻しを指導するよう要請します。ずるずると研究期間と称して核のゴミ処分場の最有力候補地に絞られることが懸念されます。北海道の核廃棄物に関する条例に照らしても許されません。 そもそも、海外でも地層処分は日本とは全く地質環境が異なる億年単位の安定した岩盤を持つ、スウェーデン等がようやく見通しがついたとされているにすぎません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
			ましてや、火山列島と言われる日本には10万年間も安定した地盤の場所はどこにもないはずで、地層処分を前提にした「核燃サイクル」は止めて、地上での保管を考えるべきではないかと思つています。	高レベル放射性廃棄物の処分方法としては、地下深くの安定した岩盤に閉じ込め、人間の生活環境から隔離する方法が最適であると、国際的に考えられています。これを地層処分と呼び、我が国でも地下300m以深の地層に処分することとなつています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
232	12月3日（火）	千歳市	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
233	12月3日（火）	浜頓別町	研究スケジュールを守って2020年3月末で研究を終了してください。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
234	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いかなる場合においても最終処分場となることは絶対反対です。そうなることのないよう、十分な確認をした上での延長をお願いしたい。</li> <li>・NUMOの資金が投入されるのはとても不安である。文章の中に理解できない所があります。誰が見ても理解できる文章になることが望ましい。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>機構は、現時点で具体的な計画があるわけではないが、NUMOも想定し得るとし、その場合には協定3条の遵守を大前提として、機構が主体となり機構の研究目的や課題を整合し、かつ機構の責任において地下研究施設を運営・管理できる形態とすることを確認しています。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
235	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、原子力エネルギーを使用していて、将来的に廃棄物の処理に困るのがわかっているのに研究が未完のものもあり、途中で研究をストップすることは非常にもったいないことだと思います。</li> <li>・深地層廃棄物の研究は日々進歩しているのだから、せつかく350mまで掘った穴を埋め戻すことは時間を無駄にすることだと思います。</li> <li>・研究者たちには環境が整った中で思う存分研究に力を入れていただきたい。</li> <li>・幌延町に核廃棄物を持ち込まないのだから研究には協力するべきだと思います。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
236	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性廃棄物の処理処分については、我が国における原子力行政の喫緊の課題であろうと考えます。そのためにも幌延で行われている研究を充分尽くしていただく事が重要だと思います。</li> <li>・期限を設けずに研究を行うべきだと思います。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
237	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間が経過しているが、安全を確保しての研究なら続けるべき（最後まで）</li> <li>・最後は三者協定を守る事（かならず）</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
238	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幌延深地層研究計画の延長に賛成する。</li> <li>・研究の最中でやめることなく、しっかり研究に取り組み、成果をだすべき。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
239	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料廃棄物処理の研究は絶対必要です。研究を中途半端なまま終わらせるは良くないと思います。</li> <li>・しっかりとした結論や技術が確立するまで研究は続けるべきだと思います。</li> <li>・幌延町の経済のために、JAEAの研究継続をお願いします。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
240	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認会議の前段として、幌延町として町民になにの、なんの事項について確認を求めることへの周知は実施したのか否か</li> <li>・町民としては前段の幌延町として確認事項を事前に示し、それから確認会議に臨み、結果を公表してから意見を求める手順であれば判断も可能であるが、ペーパー4枚程度の結果報告のようなことでは、確信的な印象は否めない。</li> <li>・深地層に関する報告会等での説明会は開催されているものの、当然出席できない場合もある、町民にいきなり意見を求められても唐突感がある。</li> <li>・深地層に関する報告会をDVD等で記録し、希望の町民に配布する手段も考えてほしい。また、庁舎、生涯学習センターなどで閲覧する、空DVDを持参した者にダビング、町自身でホームページで閲覧できるようにすれば判断材料としての情報収集が広がると思う。</li> <li>・今回配布された資料の内容からは妥当な結果だと思います。</li> </ul>	幌延町において対応

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
241	12月4日(水)	幌延町	<p>・幌延深地層研究計画の令和2年度以降の継続に賛成します。日本の原子力事業にとって大変重要な研究事業と認識している。</p> <p>・原子力発電所から出される特定放射性廃棄物の最終処分は避けては通れない事実であり、その処理の安全性や有効性を研究し、実証することが幌延深地層研究センターの目的と理解をしている。</p> <p>・私は、この事業に当初から期限を設ける事に疑念を持っていました。「三者協定」の中でできる研究はすべて納得のゆくまで行ってください。最終処分の実施段階での失敗は許されません。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様からの不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
242	12月4日(水)	幌延町	<p>・原子力発電の廃棄物処理は、絶対的な安全が求められるもの。中途半端な研究結果で終わらせる事なく、万全なものにする為にも8年の延長ばかりでなく、何年かかっても研究を進めるべきと考えます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様からの不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
243	12月4日(水)	幌延町	<p>・8月に令和2年度以降の幌延計画での確認会議内容・必要性の所で「地層科学研究は、ほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要であり・・・」とありますが、この文言に「ほぼ終了したが」を取り上げて各方面・地方から、地層処分研究開発を後付けなので、三者協定・条例違反なのでおかしい、とか、研究を続けるための詭弁とか言って、中止しなさいと言う人達のインターネットやハガキ等で寄せられているようですが(私は10月のネット配信で読ませていただきました)「ほぼ終了したが」とは「ほぼ」は完全でないで、反対する人達には、よく御理解して欲しいですネ、この人達は北海道のご日本国のためとか言ってますが、幌延町民の生活や環境を調べたり、見たり、聞いたりしたことがあるのでしょうか?多分、反対のための反対なのでしょう。</p> <p>・町民は、昭和59年ぐらいから動燃時代に近隣町村の人達から核関連施設誘致推進で手を上げたと言う事で白い目に見られ、35年間もの間、その人達に理解をしていただくためにいろいろな方面</p> <p>に頑張ってきたところです。</p> <p>・私は、現在の処分研究を国民の一人として最良の方法を見出すまで研究を進めていこうと考えています。研究というものは未来へ原子力関係に限らず、どのような物にしる、必要不可欠であると思えます。</p> <p>・例えばノーベル物理学賞をニュートリノという物質最小単位素粒子を1995年に発見、2002年に小柴さん、2015年に梶田さんの二人が受けていますが、小柴さんのお話の中に「100年くらいしないと役に立つが解らない」と言う様に研究というものは長い月日を経て、「成果が出るので10年や20年での結果を批判する事は時期尚早ではないかと思えます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様からの不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
244	12月4日（水）	幌延町	・現在、日本原子力研究開発機構は、幌延深地層研究計画に基づき地層科学研究や地層処分研究開発を着実に推進し、地域の経済も好影響を受けており、当初の三者協定計画の20年程度という研究期間を延長し、地域貢献及び及び日本の原子力政策やエネルギー政策にとって重要な役割を担うものである。よって、令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の推進を要望します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
245	12月4日（水）	幌延町	・研究の延長に賛成です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
246	12月4日（水）	幌延町	・深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
247	12月4日（水）	幌延町	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
248	12月4日（水）	豊富町	・深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
249	12月4日（水）	幌延町	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
250	12月4日（水）	幌延町	・ 深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
251	12月4日（水）	幌延町	・ 深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
252	12月4日（水）	幌延町	・ 研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
253	12月4日（水）	幌延町	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
254	12月4日（水）	幌延町	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
255	12月4日（水）	幌延町	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
256	12月4日（水）	稚内市	・深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
257	12月4日（水）	豊富町	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
258	12月4日（水）	天塩町	・深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
259	12月4日（水）	稚内市	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
260	12月4日（水）	稚内市	・深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
261	12月4日（水）	天塩町	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところとあります。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
262	12月4日（水）	豊富町	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
263	12月4日（水）	天塩町	・国及び幌延町のためにも延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
264	12月4日（水）	幌延町	・国及び幌延町のためにも延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
265	12月4日（水）	稚内市	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
266	12月4日（水）	稚内市	・深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
267	12月4日（水）	稚内市	・研究の延長に賛成です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
268	12月4日（水）	天塩町	・深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
269	12月4日（水）	豊富町	・深地層研究計画に基づく延長に賛成です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
270	12月4日（水）	幌延町	・幌延深地層研究計画の必要性は充分にあると思います。幌延町が最終処分場にならないこと、放射性核種は持ち込まないことなどは、道や町の条例でもきちんとうたわれています。その上で、原子力発電所が廃炉になるにしろ、継続されるにしろ、最終処分が必要なことは確かなのですから、安全な技術の研究、開発は不可欠です。 ・今回の確認会議で、三者協定との整合性は確認されたと思いますので、研究の目的が果たされ、十分な成果が出るまで、必要な研究は続けるべきだと思います。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
271	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表された確認結果は、確認会議の議事の要点が整理されており、一町民として研究計画（案）を考えるうえで参考になりました。</li> <li>現行の20年程度とされた期間内で、研究目的を達成できるよう努められたこと、必須の課題や国内外の地層処分を巡る状況の変化に対応するため、研究計画延長を必要とすることが理解できました。</li> <li>瑞浪と幌延の研究対象の違いや、瑞浪では研究目的を達成したことにより研究を終了し、研究施設が閉鎖・埋め戻しされることが理解できました。</li> <li>研究完了を検証するための達成水準や、瑞浪の研究施設と同様に閉鎖・埋め戻しがされると確信できました。</li> <li>幌延町は、三者協定の当事者として、研究を円滑に推進できる環境の提供や、町民・道民が抱く懸念の払拭に、より一層努めることが重要と考えます。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
272	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>地層処分に関する研究は、最終処分場が稼働するまでは必要ではないか。</li> <li>処分に係る技術開発は勿論ですが、処分に関わる人材育成のためにも研究継続は必要と思います。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
273	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>幌延町の深地層研究は幌延町および日本にとって有益であり、積極的に推進いただきたい。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
274	12月4日（水）	幌延町	<p>・下記理由により研究延長に賛成です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地層処分による地層他各種影響のデータ不足</li> <li>2 地層処分先進地の動向等見ながら追加研究の必要が考えられる</li> <li>3 500mでのデータ取得が必要と思われる</li> <li>4 処分地に安心できるデータの提供が必要</li> <li>5 国内での研究が当町1か所の為、研究は必要である</li> </ol> <p>福島事故などの影響もあり、多くの原子力発電が止まっているが、長期止まっていた機械を稼働するとトラブルが付き物のような気がする為、早期稼働を望む。また、原子力分野を目指す学生も減少しているが、研究や技術が継続的でなくなる心配がある為、国策で始まった原子力政策の為、国が予算を増やし研究者技術者増を図り「原発稼働」「廃炉技術」「処分技術」総ての分野で原子力先進国となり、技術を他国に提供する事も望みます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
275	12月4日（水）	幌延町	<p>・原子力発電をやめても廃棄物（核のゴミ）はある。自国で出した廃棄物を自国で処分できるよう一番現実的な方法を研究するのは当然であり必要である。よって、今回の研究延長も当然であり、より安全に処分できるよう、期間を決めず研究を続けるべきである。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
276	12月4日（水）	幌延町	<p>・計画延長となることで、今までと同じように町に固定資産税等が入ることになり、町民である私たちの暮らしに役立つと思います。また、関連企業を含めると約2~3百人の人口を維持できることで商工業にとってもメリットを享受できることと思います。</p> <p>・撤退→税収減少→人口減少→行政の衰退 につながってしまうことから、今後も幌延町に全国唯一の研究施設が残ることを期待します。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
277	12月4日（水）	幌延町	<p>・日本で1カ所となった幌延での研究をやめてしまうと処分技術の進歩も止まってしまう。今ある核燃料廃棄物を安全に処分できるよう研究延長は必要である。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
278	12月4日（水）	幌延町	<p>・計画延長は賛成です。今ある廃棄物そしてこれからもでてくる核廃棄物はどうするのでしょうか？処分場の誘致と研究所の誘致は別の話です。未完の研究もある中で今、研究をやめてしまうのは今までの研究の意味がなくなります。さらには研究期限がきてもストップするのではなく、期限を定めず、より安全に処分ができるよう続けるべきです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
279	12月4日（水）	幌延町	<p>・幌延町、北海道の問題でなく、日本で1カ所となった地層処分研究をやめると日本の原子力政策に大きな問題になるのではないかと  1 地層処分のデータ不足では処分地に手を挙げる自治体があるのか  2 実際、処分時に他国の技術で処分するのか  3 処分方法が決まらずいつまでも将来に不安を残すのか  上記の他に各発電所は使用済み燃料をプールに保管しているが、2年以内に限界を迎える発電所を筆頭に続々満杯となる。そのあとに六ヶ所所の再処理施設へ移動しても現在、94.5%とほぼ満杯状態。このような状況で処分の研究自体いらぬのでは無責任極まりない。処分研究に賛成も反対もない。上記問題を早期に解決できるまで研究を継続することを望む。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
280	12月4日（水）	幌延町	・継続でいいと思います。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
281	12月4日（水）	幌延町	・継続に賛成します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
282	12月4日（水）	幌延町	・研究を続けて行って頂きたい。 ・今後のために必要な研究であると考えます。 ・日本国中の先を見据えるためにも延長研究して頂きたいです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
283	12月4日（水）	幌延町	<p>・約束の20年程を過ぎても延長すると聞き驚きます。3者協定を守る とされているものの、ズルズルと引き延ばし、最終処分場へすべく、 水面下できめられているような気がしないでもありません。 ・今の研究施設もたくさんの方の反対を押し切って実現しました。 (20年程かかって)町は、賛成・反対と2分され、道端で立ち話もでき ない、飲みにも行けない…。結果、「物言わぬ町民」の雰囲気があり、 とてもしやな時期もありました。こんな小さな町にそんなことは、 絶対にいやです。みんな仲良く楽しい町でなければ…。 ・何を研究するのか、あまりはつきりしていません。核のゴミは日本の あちこちに分散すべきではありません。原発を作ってしまったから には、その敷地内で処分すべきです。日本中、核のゴミだらけにして いいのでしょうか。世界にほめますか。 ・核燃で働いている人々に罪はありません。皆いい人ばかりで</p> <p>す。町は人口減少をおそれ、延長に賛成かと思いますが、問題は別で す。人口を増やすために、もっと、いろいろ考えるべきでしょう。核 燃類みの幌延町では困ります。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
284	12月4日（水）	幌延町	<p>・賛成です。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
285	12月4日（水）	幌延町	<p>・「高レベル放射性廃棄物」の地層処分は計画しないことです。その理由として、日本には適した地はありません。火山、活断層、地下水をみても、2017年に「化学的特性マップ」が公表されましたが、大同小異、ほぼ同じです。安全と確認されてもドイツのアッセⅡ核廃棄物処分場のように、一旦処分したものを回収することを決定したところでもあります。</p> <p>・幌延深地層研究センターにおいて、調査技術やモデル化、解析技術が実際の地質環境に適用して、その有効性が示された時「技術基盤の整備の完了」を意味すると思いますが、その時はここが処分地として有効ということですか。有効性が示されなければ日本において地層処分は行われないということになるのでしょうか。</p> <p>・地層処分は、工事開始から終了まで約100年、ガラス固化体に含まれる放射能の減衰まで100万年。この期間の活断層の変化・地下水の動きをどのように予測することができるのでしょうか。</p> <p>ですから、幌延深地層研究センターにおいての研究には即刻終止符を打ち、埋め戻すべきです。 ・三者協定が、もろくもくずれることのないことを祈っています。国策ほど恐ろしいことはありません。過去をふりかえってみれば明らかです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>高レベル放射性廃棄物の処分方法としては、地下深くの安定した岩盤に閉じ込め、人間の生活環境から隔離する方法が最適であると、国際的に考えられています。これを地層処分と呼び、我が国でも地下300m以深の地層に処分することとなっています。</p> <p>「基盤技術の整備の完了」とは、幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術やモデル化・解析技術が実際の地質環境に適用して、その有効性が示された状態を意味することであり、この確認は、国や原子力機構の外部評価委員会等で外部専門家により行われるものと想定しています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
286	12月4日（水）	幌延町	<p>・幌延深地層研究計画延長について意見を申し上げます。結論としては、当然、処分場選定まで研究を進めるべきものと考えます。</p> <p>・延長理由として一部研究に遅れたことも一つあると思いますが、確認会議で出ていた国内外の地層処分を巡る状況変化などが重要な延長要因だと思います。研究する過程で課題が出てくるのは至極当然のことです。柔軟にそれら課題を徹底研究し成果を出すべきです。</p> <p>・一部マスコミによると「なし崩し的に処分場にする疑念が深まった」と記述しているが、現在の環境を考えると、どこかの機関が、幌延町での処分場建設について仮に検討したとしても、北海道条例、幌延町条例そして三者協定を全く無視して処分場建設が可能かどうか議論の余地はありません。</p> <p>・幌延町は国の政策に協力し、それを一つの地域振興策として進めてきたことが、幌延町ばかりではなく、周辺自治体にも交付金が交付されており各地域で活用されていることを考えると決して間違った施策ではなかったと思います。原子力機構には、今後も更なる丁寧な説明と積極的な研究を続けるよう要望します。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
287	12月4日（水）	幌延町	<p>・私たちが暮らす日本は、電力のエネルギー資源となる石油等の鉱物は乏しく、日本独自で安定した電力を提供するためにも原子力エネルギーは必要であると思います。</p> <p>・さらなる研究の成果により、安定した電力を、子どもから高齢者の暮らしを支える社会福祉事業所などに低価で供給していただきたいとお願い申し上げます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
288	12月4日（水）	幌延町	<p>・データの収集不足等ある状態での研究終了はあり得なく、研究延長は必要である。</p> <p>・日本が地層処分の先進国となり、他国への技術提供できる立場になるべきである。幌延の研究延長はそのためにも必要である。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
289	12月4日（水）	幌延町	・幌延町での研究延長は望ましいと思います。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
290	12月4日（水）	幌延町	・私は賛成です。なぜなら、今日までの幌延町にとって有益な事業であったからです。（町内の様々な催事への費用）今後も研究がスムーズに行われることを祈っております。 ・個人的に気になるのは埋め戻しに関してです。すぐに埋め戻してしまうのでしょうか。他の利用方法はないのでしょうか。そのまま”見学施設として生かす”、”火力発電所が出た灰を土の代わりとして埋める”、”最終処分場の予備候補地として何年か先まで保管しておく”などいかがでしょうか。すみません、きつと色々なことを議論されてますよね。とりあえず、私は研究の継続に賛成です！！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
291	12月4日（水）	幌延町	・現在、幌延深地層研究センターで行われている研究は、地層処分を実現するために重要である。研究成果が可能な水準に達していないと評価された状態で当該研究を終了することは無責任であり、安全面における信頼性が確保されるまでは進めるべきだと考えます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
292	12月4日（水）	幌延町	<p>・『「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に係る確認結果』において、示された幌延深地層研究センターの必要性、妥当性、三者協定との整合性は、幌延町で研究が継続して行われる事由として充分だと思ふ。また、地層処分研究開発は、国に必要なものであり、協定を遵守し、放射性廃棄物を持ち込まず、これまで通りに研究が幌延町で行われることは、幌延町にとってもプラスであると思ふ。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
293	12月4日（水）	幌延町	<p>・計画の期間延長に賛成します。 ・幌延町のことを何も知らない人たちが「反対！・反対！」と幌延町に来て叫ばれても困る。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
294	12月4日（水）	幌延町	<p>・幌延深地層研究センターは、これからも必ず廃棄物として出てくる放射性廃棄物の処分方法の研究に特化し、20年近くその成果を国内外に発信しています。研究には期間を定めても思うように成果が上がらない事が多くあり、本当に確定・確信出来るまでには多くの年月が必要です。 ・原子力発電を止めても出続ける高レベル廃棄物処分の研究は、最終処分地が決まっても続けていかなければなりません。三者協定のもとで町内には核廃棄物を持ち込まない事が明記されており、町民の大多数がこのまま研究を続けてほしいと判断していることを鑑み、10年程度の延長は当然の事と思います。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
295	12月4日（水）	幌延町	<p>・幌延町に核のゴミを持って来る事は絶対あり得ない話であり、もしそんな事があれば反対し追い返してしまう事であろう。周辺の町に迷惑はかけられないし、どんなにお金を払われても受け入れる考えは持ち合わせていない。</p> <p>・地層処分の研究に適した地層である事は有効に活用して頂く事は大賛成だ。職員の方達も大変気さくで好感も持てるし、町への貢献もしてくれている。いずれ出て行ってしまうのは大変残念だが、この研究が世界人類のために役立つ事を切に願うばかりである。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
296	12月4日（水）	幌延町	<p>・深地層の研究はとても大事だと思います。幌延での研究は協定をしっかりと守って続けるべきだと思います。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
297	12月4日（水）	幌延町	<p>・確認会議で確認できた主な内容については概ね理解いたします。</p> <p>1 必要性については、幌延深地層研究センター及び地下研究の重要性と必要性が書かれており十分理解できるものです。特に、幌延深地層研究センターの意義や役割についての中で、国民の地層処分に關する研究開発の理解を深める場として確認しています。ここは非常に重要な問題で、国民の理解なくして地層処分を進めることは困難だと考えています。研究施設であると共に、広報施設という認識にあるということは非常に重要なことだと思います。</p> <p>2 妥当性については、「研究終了までの工程とその後の埋め戻し」についての中で、再度の研究延長の要請があっても協議が整わなければ研究を終了するとありますが、あえて記述したのは何故でしょうか。反対派への配慮なのか、それとも、この研究に対する北海道のスタンスが消極的なのでしょうか。もしそうであ</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
			<p>れば、北海道が定めた特定放射性廃棄物に関する条例の「試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。」とする内容に反する姿勢ではないでしょうか。また、試験研究を進める必要がないという判断に至った場合は、条例を廃止すべきだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幌延深地層研究センターの研究は、外部の専門家により評価を受けています。JAEAが独断で判断をして研究延長を申し入れているわけではありません。それにも拘わらず協議が整わない事態が起きたとすれば、それは専門家が導き出した結論に異を唱えたということであり、到底理解することはできません。</li> <li>・国は特定放射性廃棄物は地層処分すると法律で決めました。そのため研究です。将来くるであろう最終処分場の地域と、そこに暮らす人々の安全を確保するための研究です。研究期間が問題なのではなく、最大限の安全を担保し得る技術基盤の整備が確保できたのかの問題なのです。そのために必要な研究があるならば、必要なだけ研究を続けることを望みます。</li> </ul>	
298	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の申し入れに係る確認結果内容について、様々な意見が有ると思うが、最終処分場が決まっていない状況で、地層処分研究を唯一行っている幌延町の研究が終了する事はおかしいと思う。</li> <li>・地層処分研究の技術の確立もされずに我々が出した核のゴミを後世の人達に処分を委ねるのは無責任である。</li> <li>・日本のどこかに処分場建設地が決まるまで、幌延町の研究は続けるべきである。</li> <li>・三者協定に基づき、処分研究開発を進めていただき、開かれた研究の場として、今後も国内外から注目される様な施設となる様期待します。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
299	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委員会の評価結果では、技術の確立が可能な水準に達するまで一部研究に遅れがあった事で成果が十分に得られていない研究があり、継続研究が必要であるとの事なので是非続けられるよう賛成します。</li> <li>・目に見えない危険なもので、安全に地層処分ができるよう研究は必要と思います。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
300	12月4日（水）	幌延町	<p>・町研究センター2001年～20年程度計画で三者協定の中で20年程度と三者協定と町と道民に約束して来たが、機構は来年度以降の研究計画案で瑞浪も幌延もともに「おおむね適切に研究が遂行された」とする同じ文言の外部専門家の評価を紹介されている。瑞浪は終了、幌延は引き続き研究開発が必要と研究期間延長理由もあいまい。人工バリアー性能確認試験、本家本元の下北高レベル廃液ガラス固化体技術が確立されておらず、頓挫している。にっちもさっちもいかなくなっています。日本科学者会議も地中処分は見直すべきと提言しています。</p> <p>・道民から募った意見でも研究延長の理由、必要性に対し疑問の声が多くあります。外部委員会等々の評価を踏まえ研究継続が必要とあいまい答えに終始。よってなし崩し的な研究延長には反対である。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
301	12月4日（水）	幌延町	<p>・幌延町での深地層研究の延長を支持します。これは、国家プロジェクトであると思うし、研究することに、これで終了という事は、無いと思う。</p> <p>・廃棄物処分場誘致するであろう自治体のためにも、安心して決断できるようにするのも、幌延町の責務と思う。これに反対する組織、団体はただなんでも反対で、どうしたらいいのかという提案もなく20年間であった。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
302	12月4日（水）	幌延町	<p>・深地層研究センターは必要です。これからも廃棄物は続き、その為に皆、勉強と研究の毎日だと思います。このままの状態では幌延町で研究をして下さい。町の活性化に繋がります。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
303	12月4日（水）	幌延町	・これからの町のためにも深地層研究センターは必要です。研究者の皆様にはこれからも研究を続けてほしいです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
304	12月4日（水）		・原子力発電のため、深地層研究所は必要です。その為に研究を続けて行ってほしいです。町の活性化にもつながります。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
305	12月4日（水）	幌延町	・北海道や幌延町HPで確認会議の議事録を確認しましたが、いつも見る新聞の記事で見た内容と全くと言っていいほど内容が違って驚きました。確認会議の中では、原子力機構から申し入れのあった研究計画案の内容について慎重に審議されたうえで、理論的に幌延の研究施設が最終処分場に転用されることはないことも確認されていましたが、そのことは全く取り上げられていません。憶測や少数意見を誇張し、情報が少ない私たち道民の不安をいたずらに煽り、世論の誘導を目論んでいるのではないかと、とても不安に感じましたし、恐ろしくも感じました。 ・放射性廃棄物の最終処分に関する研究開発は喫緊の課題だと思います。日本の将来のためにも、しっかりと研究を行い、有意義な成果をあげていただきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
306	12月4日（水）	幌延町	・地域振興、雇用など地域に果たしている役割は大きい。研究の延長をお願いしたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
307	12月4日（水）	幌延町	・安心、安全が確保されるまで研究は続けてほしい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
308	12月4日（水）	幌延町	・研究を続けてほしい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
309	12月4日（水）	幌延町	・地域振興、雇用のため、幌延町に必要な研究施設と思う。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
310	12月4日（水）	幌延町	・研究延長に賛成です。幌延町に必要な研究施設だと思えます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
311	12月4日（水）	天塩町	・研究の延長をお願いしたい。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
312	12月4日（水）	幌延町	・研究の延長をお願いしたい。地域振興、雇用の為、まちに必要である。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
313	12月4日（水）	幌延町	・幌延町にとって地域振興や雇用のため、必要な研究施設である。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
314	12月4日（水）	幌延町	・研究の延長をお願いしたいです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
315	12月4日（水）	幌延町	・研究を続けてほしい。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
316	12月4日（水）	幌延町	・研究を続けてほしい。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
317	12月4日（水）	幌延町	・研究を続ける事によって、地域振興や雇用の促進に繋がるので研究を続けて欲しいと思います。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
318	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の延長が必要となり、継続していくことは理解できた。</li> <li>・必要性について、細かな説明が町民に対してなされると、より理解が深まるように思う。成果の得られた研究についても分かりやすい形で公開してほしい。</li> <li>・三者協定を遵守し、安全に配慮し、これからも研究を続けてほしい。</li> <li>・意見書は、もう少し募集期間を長くしてはどうか。アンケート形式で答えやすいようにすると、意見も集めやすいように思う。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
319	12月4日（水）	幌延町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画延長には大いに賛成である。</li> <li>・地域への経済効果、町への交付金（隣接町村も含む）</li> <li>・瑞浪の研究終了に伴い、国内で1つの処分技術の研究は不可欠である</li> <li>・将来の処分場へ地層処分技術は最も重要であり、まだまだ研究課題は残っていると思う。もっと時間をかけて研究すべきである。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
320	12月4日（水）	浜頓別町	<p>昨年11月のNUMOが出した報告書でも明らかな通り、研究延長は必要ないと思います。三者協定や研究スケジュールを守って来年3月末で研究を終了し、埋戻し作業に入ってください。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>NUMOの包括的技術報告書には、技術の信頼性向上に向けた課題が示されており、幌延でも、それらの課題解決に向けて取り組んでいくと承知しています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
321	12月4日（水）	増毛町	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の遵守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にさせていただきたいです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
322	12月4日（水）	札幌市厚別区	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すよう求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
323	12月4日（水）	中標津町	計画延長は、地域住民・道民との約束を反故にするものです。約束通り、計画を終了し、埋め戻してください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
324	12月4日（水）	帯広市	核のゴミの受け入れは断固拒否する。道内での研究は2020年で終了し、今後一切そのような研究はするな。道民の多くが嫌悪する問題だ。研究を続けるなら道民としてデモ等で断固反対する。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
325	12月4日（水）	hokkaido	研究はやめるという約束は守ってください。日本全体は地震大国です。絶対、管理できません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  放射性廃棄物の処分の在り方については、国において、安全性を最優先に、十分な情報提供を行い、国民合意を形成していくことが不可欠であると考えております。
326	12月4日（水）	名寄市	研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと懸念が強まっています。少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないと考えます。 全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の順守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、毅然とした態度で対応していただきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
327	12月4日（水）	増毛町	<p>研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念が強まっています。少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないと考えます。</p> <p>全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の順守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度で対応していただきたいです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
328	12月4日（水）	札幌市豊平区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年には研究の目どがたつて埋めもどすとの約束を守ってほしい。</li> <li>・研究延長が、「核のゴミ」を持ちこむことにつながりそうに思えて、とても心配です。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
329	12月4日（水）	遠軽町	<p>研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと懸念が強まっています。少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないと考えます。</p> <p>全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の遵守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度で対応していただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
330	12月4日(水)	遠軽町	<p>研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にさせていただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
331	12月4日(水)	札幌市中央区	<p>研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念を更に強めるものです。</p> <p>道内で暮らす青年・女性からも下記のような不安や疑問の声が出されており、これらの道民の不安を払拭するためにも「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にさせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分場になってしまうのではないかと不安(豊富町・26歳)</li> <li>・終了時期を明確にしてほしい(稚内市・25歳)</li> <li>・約束を守ってほしい(名寄市・31歳)</li> <li>・約束は守りましょう(豊富町・24歳)</li> <li>・高レベル核廃棄物を完全に、人間の生活環境から隔離できるか不安。健康の被害が必ずないと言い切れる処分の技術や試験結果が欲しい。(上川町・20歳)</li> </ul> <p>・幌延町の近隣市町村に対しての処分地としての受け入れをとのことにならないかと不安に思う。(枝幸町・28歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このまま処分場になってしまうのではないかと不安(稚内市・19歳)</li> <li>・受け入れてしまうと道産の野菜、農作物に対する見方に影響があると思われる。今まで築き上げてきた北海道ブランドが廃れそうで不安(遠別町・22歳)</li> <li>・当初の約束通り20年で研究を終了してほしい(苫前町・24歳)</li> <li>・約束通りに進むのか不安(豊富町・26歳)</li> <li>・20年で研究を終了してほしい(稚内市・25歳)</li> <li>・処分場になってしまうのではないかと不安(枝幸町・25歳)</li> <li>・協定によれば、廃棄物持ち込み・処分場受け入れは「ない」と明記しているのだからその点を守ることが徹底してほしい(豊富町・29歳)</li> <li>・研究の継続等、一方的な判断ではなく近隣の市町村としっかりと交渉をして実施してほしい(稚内市・26歳)</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定を守り20年で研究を終了してほしい（中川町・20歳）</li> <li>・研究をしている＝まだやる可能性あり？と連想してしまったので、一刻も早く終了してほしい。（中川町・23歳）</li> <li>・今後だったら伸びそうで不安（浜頓別町・21歳）</li> <li>・研究を伸ばした理由は正当だったのか不安になる（浜頓別町・27歳）</li> <li>・核廃棄物が道北になし崩し的に来てしまわないか不安（名寄市・26歳）</li> <li>・三者協定を何が何でも守らせてください。北海道に核のゴミは不要です。（富良野市・29歳）</li> <li>・計画の延長は、当初の約束と違っている。そのような中で今処分場にしなないとと言われても信用できない（豊富町・29歳）</li> <li>・処分場になるのは不安（富良野市・20歳）</li> <li>・期限の延長に関しては町民の意見を反映するため丁寧な聞き取りを求める（上川町・23歳）</li> <li>・今までは結局処分場にするための期間であるように感じ不安です（富良野市・20歳）</li> <li>・条例・協定を順守し「処分場になってしまう」という不安要素を道民から取り除くこと（富良野市・29歳）</li> <li>・過去の流れから核廃棄物の処分地として強引に決定されてしまうのではと不安があります。</li> <li>・道は各市町村の代表なのだから、泊・幌延の住民の意見を始め道民の意見を取りこぼすことなくより多くの意見を国へ提出してほしい（上富良野町・27歳）</li> <li>・このまま処分場にしないう、しっかりと議論をお願いします（音威子府村・27歳）</li> <li>・研究期間20年を順守してほしい（江別市・25歳）</li> <li>・当初の約束を守り20年で終了してほしい（音威子府村・24歳）</li> <li>・研究終了は20年以内にしてほしい（網走市・28歳）</li> <li>・研究の延長はしてほしくない（士別市・19歳）</li> <li>・きちんと協議したうえでの決定を（富良野市・27歳）</li> </ul>	
	前頁からの 続き		<ul style="list-style-type: none"> <li>・幌延町や近隣市町村の住民の意思に沿った判断・決定を遵守してほしい（音威子府村・27歳）</li> <li>・研究以上は行うことのないように確約を行ってほしい（音威子府村・30歳）</li> <li>・研究期間の延長を許したら今後も延長されることも容易になってしまうので不安である。（稚内市・23歳）</li> <li>・協定を結んだのであればしっかり守るべき。強行はやめろ！（稚内市・28歳）</li> <li>・正直なところ20年で研究終了してくれるとは思っていないが、ぜひとも予想を裏切ってびしゃりと研究終了してほしい（中川町・26歳）</li> <li>・第一として住民の思いを反映することを考えてほしい（富良野市・20歳）</li> <li>・約束通り20年で研究を終了してほしい（剣淵町・18歳）</li> </ul> <p>以上 40名</p>	

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
332	12月4日（水）	釧路市	<p>「『令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）』に係る確認結果」につきまして、意見を募集されていることから意見を申し上げます。本件の幌延深地層研究計画の問題は原子力発電等から発生する放射性廃棄物の処理に伴うことですが、放射能事故や廃棄物処理については世界中で完全な制御が来ていません。北海道は自然の豊かさのなかで、第1次産業や自然環境活用の観光を中心として経済発展を続けていると思います。原子力発電による核のゴミ（放射性廃棄物）汚染で経済から生き残っても脅かされる北海道にすることに反対です。放射性廃棄物を持ち込まずの三者協定及び北海道条例の完全順守、研究期間20年程度満期による研究中止を強く求めます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
333	12月4日（水）	札幌市白石区	<p>延長には絶対反対。 歴史を振り返れば、約40年前に幌延が「高レベル廃棄物施設」を誘致にはじまります。 85年11月23日に旧動燃が同町で地上踏査・事前調査をし、86年8月には、ボーリング調査のための資材搬入を抜き打ち的に強行し、逮捕者2人を出しました。その後の反対で「深地層研究計画」に変更になりました。 その中で、終了期限について、原子力機構はこれまで「20年程度」「19年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻す」という事で、3者協定、地域住民や道民が一応合意しました。 国の方針では、幌延深地層研究は「基盤研究」であり、NUMOは昨年11月の報告書では、基盤研究は終わっているとされています。そうなれば最終処分場にしようとしているとしか考えられません。したがって、絶対、延長反対です。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>NUMOの包括的技術報告書には、技術の信頼性向上に向けた課題が示されており、幌延でも、それらの課題解決に向けて取り組んでいくと承知しています。</p>
334	12月4日（水）	豊富町	<p>研究所の新しい計画案に反対です。 当初の3者協定にもとづき、研究を終了し閉鎖してください。私の住む町は酪農が重要な産業です。乳牛の販売がのび、町の名前、位置も広く知っていただけようになった近年、ここに核の問題は、将来において大きな脅威です。 食品において風評被害は大変こわいものですので、先の約束を守り、終了としてほしいです。 先の見えない、先に核のゴミが推測させるようなこの計画案には、絶対、反対します。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
335	12月4日(水)	無記名	直ちに、幌延深地層研究を計画終了し、埋め戻せ！	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
336	12月4日(水)	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提としてされた3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを強く求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
337	12月4日(水)	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。よろしくお願ひします。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
338	12月4日（水）	小樽市	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを強く要求いたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
339	12月4日（水）	無記名	（動燃時代から道民はだまされ続けてきた。） 幌延深地層研究に関わって約束はきちんと守らせるべき。 道は主体性を発揮すべき。 国や機構の言いなりでは自治はない。 道の姿勢が極めて心許ない。 信頼される道政を進めよ。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
340	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究を計画終了し、埋め戻すこと！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
341	12月4日（水）	小樽市	約束は約束!! 主語は、誰ですか？ 夜、寝れますか？ 埋め戻してください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
342	12月4日（水）	小樽市	毎日のご公務ご苦労様です。 直ちに幌延深地層研究計画を終了してください。 よろしくお願いします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
343	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
344	12月4日（水）	札幌市 手稲区	幌延深地層研究計画延長に反対します！	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
345	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。計画延長に反対します。直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すこと。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
346	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定・地域住民・道民との約束を反故にするものです!! 計画延長に反対します!! よろしくおねがいします!!	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
347	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長に反対します。計画を終了し、埋め戻すことを要求します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
348	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究計画案に係る確認結果に対する意見を募集するとのことと筆を取りました。 「安全」という言葉は福島で使えなくなったはず。私達は信じません。直ちに研究計画を終了し、核のごみが埋められることのないようにして下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
349	12月4日（水）	余市町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提とされた三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。受入拒否と、『研究』を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
350	12月4日（水）	小樽市	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
351	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究を延長することは、「研究期間二十年程度」を前提とした三者協定、地域住民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を当初の約束どおり、「二十年程度」で終了することを、強く求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
352	12月4日（水）	小樽市	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
353	12月4日（水）	小樽市	次のことについて考え、意見を述べます。よろしくお願ひします。 これまでも幌延町の人たちは、不安に感じながら生活をしてきたと考えます。研究も大切かと思ひますが、これまでも反対してきた方たちとの約束、私たち道民との約束を守り、研究の終了を進めていってほしいです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところであること、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
354	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究を延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。計画延長に反対するとともに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを要求します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところであること、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
355	12月4日（水）	小樽市	直ちに、幌延新地層研究計画を終了し、埋め戻すこと!!!	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところであること、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
356	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするであると考えられ、「令和二年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
357	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
358	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。約束どおり、「20年程度」で終了することを望みます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
359	12月4日（水）	えりも町	幌延深地層研究延長は、3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否し、約束どおり研究を終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
360	12月4日（水）	小樽市	令和二年以降の幌延深地層研究に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
361	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
362	12月4日（水）	旭川市	幌延深地層研究延長は、地域住民・道民との約束を反故にするものです。計画延長に反対し、約束どおり、「20年程度」で終了することを強く求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
363	12月4日（水）	えりも町	高レベル放射性廃棄物の地層処分における研究期間の延長に反対します。直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを、強く求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
364	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間二十年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和二年度以降の幌延深地層研究計画」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「二十年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
365	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画案」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
366	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
367	12月4日（水）	豊富町	令和二年以降の幌延深地層研究に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
368	12月4日（水）	豊富町	令和二年以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
369	12月4日（水）	豊富町	令和二年以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
370	12月4日（水）	豊富町	令和二年以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
371	12月4日（水）	豊富町	令和二年以降の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
372	12月4日（水）	余市町	幌延深地層研究延長は、期間を20年程度として締結された三者協定に反するものです。当初の予定通り、20年程度での終了を求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
373	12月4日（水）	小樽市	幌延深地層研究延長は、これまでの三者協定、住民・道民との約束を反故にするものです。未来に負の遺産を残す「深地層研究」の受入拒否と、終了を求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
374	12月4日（水）	豊富町	危険なので反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
375	12月4日（水）	札幌市中央区	・まず確認結果とあるが何一つ確認できていない。機構の言い分を聞いただけだ。看板にウソがある。 ・道庁8階に行って資料1～9をもらってきて一通り読んでみたが、この中に2000年10月24日の道条例、2000年5月11日の幌延町条例が入っていないし、平成12年11月16日の（三者）協定書は一部しか入っていない。道は道民の意見を募集するとしているが、本気で意見を聞く気があるとは思えない。 ・意見の対象がどの範囲なのか不明確だが、資料2～8を一通り読んでみて機構は「ああ言えばこう言う」（まるで大量殺人事件を起こした犯罪宗教組織の幹部そっくり）のへりくつのオンパレードであり、これまでの機構の言動から見て全く信用できないことが誰の目にも明らかだ。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
	前頁からの 続き		・看板を掛け換えればカンタンに最終処分地になる。当然原子カムラではそのつもりが決まっている。ある所で内部の人からそう聞いたことがある。 ・資料7の82ページと83ページの内容に矛盾がある。 ・瑞浪と幌延の違いは、要するに地元自治体の姿勢の違いによるのが明らか。幌延は小さい町である程度の金をバラまけばおとなしく言うことを聞かせることができると狙われたのが明らか。いくらヘリクツこねても誰にでもわかることだ。 ・専門家が検討したと言っても資料7の24ページでの委員はほぼ全員が原子カムラの住人であり仲間うちでいくら検討したふりでも人選の段階で結論は出ている。 ・以上この研究自体すべて悪夢そのものでありムダな金をかけず早々に終わらせ埋め戻して撤退すべきである。	

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
376	12月4日（水）	音更町	幌延深地層研究の延長は、三者協定に反するものです。計画延長には反対です。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
377	12月4日（水）	幕別町	計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
378	12月4日（水）	札幌市南区	情報公開について、大きな不信感を抱いています。従来の成果報告中に、一番不安な出水、湧水に関しての報告やその処理いかんにかかわる記述が殆ど見られません。今回の確認書を読んでも、ほとんどが自画自賛的に網羅されているようです。予想外の出水量や有毒物の出現について、まず北海道が主体的に公開情報を出す。以前、原子力機構の通達を最優先した北海道は、道民を守る責務をどう考えているのか。地層研センターの「積極的な情報公開による透明性の確保を図りつつ、云々」と、聞けば、聞くほど不信が増すばかり。どうか信頼のおけない協定は、期限ですっぱり終わることを願います。	放射性廃棄物の処分の在り方については、国において、安全性を最優先に、十分な情報提供を行い、国民合意を形成していくことが不可欠であると考えております。 説明会は、対応を判断するに当たって、確認会議結果をオープンにするとともに、道民の皆様への疑問や意見をお聞きすることが必要と考えており、開催したものです。
379	12月4日（水）	登別市	幌延地層計画は約束どうり守ってください。日本の経済はお金がありません、無駄な実験はやめて、使用済みの核燃料は原発建設現場近く、津波の来ない場においとくのが一番です。未来の人たちのためにも、 ・お金のことを考えること ・日本の食糧基地の北海道をこれ以上汚さないこと。 ・欲に走らない事。 お願いしたいと思います。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
380	12月4日（水）	札幌市中央区	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
381	12月4日（水）	石狩市	幌延深地層研究期間が当初の約束を違えて延長するには反対致します。当初計画した二十年間で十分研究はなされるはずで、まだ足りないというのであれば、とどのつまり、どれだけやっても足りないのです。近年の異常気象で北海道はますます、日本の食糧基地たらんと先日新聞記事にありました。北海道には核も研究施設も要りません。また、道民にきちんとした説明も確認もなされておられません。どうしても必要とあらば住民投票を実施して下さる事お願い申し上げます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
382	12月4日（水）	北見市	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり延長せずに研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
383	12月4日（水）	北見市	<p>研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと懸念が強まっています。少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないと考えます。</p> <p>全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の順守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、毅然とした態度で対応していただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
384	12月4日（水）	北見市	<p>諸般の事情があるとはいえ、当初20年程度としていた研究機関を延長する理由にはならない。</p> <p>北海道民の反対の声を押し切って研究施設を設けたことを考えると、延長するには相当の理由がなければならぬし、確認結果を見てもそのような理由は到底見当たらない。</p> <p>よって、現在の研究期間が終了後、即刻施設を解体して埋め戻すことを強く望みます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
385	12月4日（水）	旭川市	<p>8月2日に原子力機構が公表した「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について意見を述べさせていただきます。</p> <p>2000年11月に北海道と幌延町、核燃サイクル機構（現原子力機構）は、科学技術庁長官を立会人とし、1998年10月立案された「深地層研究所（仮称）計画」に基づき、幌延町における深地層の研究を推進するために「幌延町における深地層の研究に関する協定書」いわゆる「三者協定」を締結しました。</p> <p>その「深地層研究所（仮称）計画」の9ページに、研究期間は「20年程度」明記され20年間の工程表も掲載されています。まさに研究期間「20年程度」は、「三者協定」の重要な要素です。</p> <p>核燃サイクル機構と道・幌延町が三者協定を締結したということは、道民と締結したことと同じであり、道民に約束したということです。幌延町だけの問題ではありません。原子力機構も道も広く道民に説明すべきです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>原子力機構は、「今後も協定書を遵守する」と言っていますが、研究期間延長は協定書違反です。一方で守るといい、一方で期間延長するとは全く矛盾しており信用できません。原子力機構は再々延長すらしほめかしているではありませんか。</p> <p>次に期間延長の理由ですが、原子力機構は「必須課題のうち、引き続き研究開発が必要と考えられる以下の3点の課題に取り組む。①実際の地質環境における人工バリアの適用性確認、②処分概念オプションの実証、③地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力の検証」に取り組むためと言っています。この3点の「必須の課題」は研究開始当初から必須の課題であると認識していると深地層研究センターの山口所長は述べています。(2019. 8. 27道フォーラムなどの要請行動時に回答)19年間かけて90億円以上の税金を投入しても十分な成果を上げることができない原子力機構が、今後6~7年で果たして成果を上げることができるのか非常に疑問です。</p> <p>私には、なんだかんだと理由をつけて、ただだらと延長し続け、最後は研究施設を最終処分場に転換することが最もいいという結論を出すのではないかと疑わざるを得ません。実際にNUMOは、かつて新聞一面広告で「ビュールに学べ」と訴えていたではありませんか。</p> <p>2012年9月日本学術会議が「万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の化学的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある」と原子力員会の諮問に対し回答しています。現在の日本の科学技術では放射性物質を地下に完全に閉じ込めることは不可能であるとの認識に立ち、協定書通り2020年度末には研究を終了するようご尽力いただきたい。</p>	
386	12月4日(水)	豊富町	<p>下記、表題の件に対する私自身の想いですので、最後までご一読頂きたいと思えます。</p> <p>『自己紹介と牧場概要』</p> <p>私は、現在の自家牧場で酪農に携わって今年で4年目になります。いきなり私事で恐縮ですが、30歳を迎えた今年、初旬に久世薫嗣さんの三女であり、いつも皆様にご愛顧いただいております、工房レティエ代表を務める、あもさんと結婚いたしました。この豊富の地で家庭を持ち、酪農を営むということが、自然と自分たち、この地域の将来を考えさせ、幌延問題についても改めて向き合うきっかけとなった次第です。そんな中、この度の機構側からの研究延長計画、および三者協定違反とも言える事態に、強く憤りを感じ、1年たりとも延長は認めない、断固として延長反対を貫く所存です。</p> <p>1989年、私は母親の里帰り出産で東京の平和記念病院で生まれました。関東出身の両親は、牧場に憧れ北海道に移住し、農業実習として道内各地を転々としたのち、私が1歳の時に音威子府村から現在の豊富町へ移転し、新規就農者として牧場をスタートしました。</p> <p>しかし、就農当初はバブルがはじけた時期でもあり、酪農経営は厳しく、増頭を重ね、肉牛販売も始め、当時を振り返ると自転車操業だったと父から聞いています。同時に6人兄弟9人大家族と家族の規模は拡大し、賑やかな一方、限られた労働力の中で作業に限界を感じ、就農6年目にして心機一転、小規模低コスト酪農に転換しました。それから人・牛・自然に優しい放牧酪農を追求し、現在は町内の平均規模(頭数)の1/3の規模でも成り立つ経営を細々と続けております。</p> <p>当地は豊富町の東の端に位置し、携帯電波の届かない山奥の環境ですが、牛達は夏季の間、1日20時間以上も外で過ごす放牧管理で、冬季も自由に外に出られる、自然に近い、自由な環境を心がけて牧場運営しております。そして、今年4月より工房レティエの自家牧場として原料乳の供給が始まり、今まで以上に消費者を意識した良質な牛乳の生産を心がけ日々精進しております。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>『幌延問題と私』  幌延の深地層研究所は私が小学生の時に研究所が始まり、当牧場より車で10分圏内と近所で、尚且つ幌延への用足しや旭川・札幌等の南方面へ出る際は必ず通る道上ということもあり、他の町民に比べても幼少時代から身近に感じておりました。また、両親からも危険な「核のゴミ」が将来的に持ち込まれるかもしれない研究施設だと、叩き込まれており、自ずと放ってはおけない、マイナスイメージは抱いて育ちました。また、隣町幌延町の役場は城のように大きく、お祭りには毎年有名人がくる、なにか不思議で、きな臭いイメージを持っておりました。一方で自宅から一番近くでエスカレーターに乗れるところ（夢地層館エントランス）、ということで、大規模草地・宗谷岬・夢地層館と牧場への来客への観光案内の恒例ルートにもなっておりました。※しっかり施設の趣意も説明</p> <p>就農した翌年に地元で開催された2016年に「小さき声のカノン」の上映会に足を運ぶ機会があり、そこで改めて原発から核、そして幌延問題に至る現実を目の当たりにしました。同時に、初めて20年で研究終了の三者協定の存在を知り、その協定によれば、あと数年（その当時）で近隣住民は将来的に不安な状況から解放され、研究所が更地に埋め戻されるなら、終わりが見えたようで安堵の気持ちすら沸いたのを覚えています。</p> <p>別の機会に印象的だったのが、地元の後輩に偶然再会し立ち話をした際、会話の中で彼は最後まで新地層研究所で勤務していることを頑なに話さませんでした。同世代の地元住民の中にも、地元の反対を承知で、後ろめたい気持ちを抱きながら毎日研究所で勤務している人もいる事実を知りました。また、隣町は地元住民と研究所への長期出張者と「関係」を持ち、中には家庭崩壊していく事例が多いことも、残念ながら同世代の中では有名な話です。</p> <p>これらも、一個人の問題といえそうですが、幌延問題の弊害・二次被害とも言えるのでは無いでしょうか。</p> <p>『若手酪農家の意識』  JA北宗谷の酪農家の後継者が集うJA青年部に私も所属しており、現在は70名ほどの部員が在籍しております。今夏、役員会合の際に幌延問題に触れる機会があり、その中で「自身は原発賛成のためこの案件には無関与で」というスタンスが多数いました。また、別の機会に原発について話を掘り下げても、「リスクはあるけど、今更原発なしではやっていけないだろう」「安定供給を考えたらやはり自然エネルギーより原発だ」などといった、意見がありました。</p> <p>そこで、せめて青年部役員だけでも幌延問題を整理し再認識すべく、道への意見要請も含めて経緯や概要説明の場を持ちました。すると、以前は原発賛成していた方々が、一変して反対意志を抱くようになりました。その背景としては、この時はじめて原発から核のゴミ、そして幌延地層処分と一連の流れが繋がりが、はじめて自身の問題に置き換えられたのだと感じました。</p> <p>また、中でもより強い意志で、本件に対し問題意識を持っていた部員の共通点としては、牛舎の新築や改修、あるいは新たに所帯を持ち、住宅の新築など、将来に向けた「投資」を行った人々ほど、自身の生活はもちろん、地域の将来に目が向き、自ずと「対岸の火事」から自分自身の問題として考えるのだと感じました。中には、自身の代はともかく息子世代にもそういったリスクは絶対取りたくない話す部員もいました。</p>	

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>『一酪農家としての自身の役割』 私自身、今回の機構側の延長計画を受けるまで、正直高みの見物として幌延問題を見ておりました。しかし、これを機に少しずつ幌延問題の経緯や、現状、今後を勉強しております。 先日行われた、今年で33回目を迎える11・23幌延デーには近隣住民でありながら初めて参加しました。何より、33年も前から反対運動を続けてきた、先輩農業者や全道各地からの団体の活動があつての今があり、今後はさらに地元住民、この先も当地域の基幹産業を担う同世代の酪農家が意識を持っていかなければと改めて感じる次第です。 前述したように、家庭を持ち、自身の牧場で生産された牛乳を、妻やスタッフが加工し、それを求めて来てくれる方々が全国にいる。このストーリーを今後も続けていきたいと強く思います。</p> <p>『地域に根ざす酪農家の役割』 今や全国中、沖縄でも手にすることのできる豊富牛乳・サロベツ牛乳の生産地として、この環境、酪農、生活を続けていくために、核のゴミなど要らない、あつてはいけないと強く思う所存です。 雪印乳業幌延工場が2000年の研究所誘致で、主力製品のバターが一切売れなくなり、工場名を変えても状況は変わらず、結局製造ライン変更を余儀なくされた事実があり、この度の延長計画を受け入れることは当時の雪印幌延工場の二の舞になる可能性は多分にあると考えます。そのような事態は、我々酪農家にとって死活問題であり、この状況は研究所自体が閉鎖されない限り常に我々のそばにあるということ意識しなければならぬと感じております。 三者協定の中核でありながら、機構の研究過程の監視はおろか、協定内容を反故にしようとする 北海道の責任は重く、延長案についても1年たりとも譲歩なしの姿勢で20年終了を強く要請します。</p>	
387	12月4日（水）	帯広市	<p>幌延深地層研究延長はしないでください。 「研究期間20年程度」を前提として締結されたものですので終了してください。 災害の多い時代に少しでも安心して生活していくためにも「20年程度」で終了してください。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
388	12月4日（水）	清水町	深地層計画は技術的にも破綻しています。また、半永久的に地域住民、北海道を苦しめる事につながります。計画延長に強く抗議します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
389	12月4日（水）	札幌市	計画延長に反対します。 幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れを拒否し、約束通り「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
390	12月4日（水）	北海道	反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
391	12月4日（水）	深川市	幌延深地層研究延長は研究期間20年程度を前提として締結された三者協定、道民との約束を反故にするものです。 幌延深地層研究を終了し、施設解体、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
392	12月4日（水）	幕別町	幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます！！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
393	12月4日（水）	日高町	20年という約束をしたのに、延長するのは、約束違反です。 約束を守ることはお互いの信用のため大事なことです。 とりあえず納得するような約束をしておいて破るのは、絶対にダメだと思います。 なので、計画延長はせず、すぐに終了することを強く要望します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
394	12月4日（水）	平取町	計画の延長を地元が歓迎しているとは思えません。最初の計画どおり、終了することを望みます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
395	12月5日（木）	札幌市中央区	計画延長に反対します。「研究期間20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
396	12月5日（木）	札幌市中央区	幌延深地層研究の延長は、「研究機関29年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民、道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受け入れ拒否と「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
397	12月5日(木)	札幌市豊平区	<p>標記の件につきまして以下のように意見を表しますのご理解いただき実現に向けてご尽力いただきますようお願いいたします。</p> <p>貴室の確認に係る報告書を一読いたしました。道民の素朴な疑問に対してJAEA(国立研究開発法人原子力研究開発機構幌延深地層研究センター)が科学的見地という研究結果を振りかざして結果として研究継続を強要しているに過ぎないものと考えます。三者協定の当事者である立場を投げ捨ててあたかも第三者であるかのように確認会議を開催することは許されません。従来から、JAEAに対して道民の素朴な疑問や幌延町近隣住民の放射性廃棄物処分地にされるのではないかとという危機感から出た意見に対して貴室として主体的な対応を取ることなく経過してきたことが、この度の「研究継続要求」につながったことを求めます。</p> <p>幌延深地層研究所発足の経過にある三者協定と覚書を真摯に考慮するならば、このような「研究継続要求」は出される道理がありません。過去に覚書の「20年程度」について「程度」とは何年なのかと貴室の担当者に質問したことがありますが、答えはありませんでした。JAEAは幌延深地層の埋め戻しには4年から5年と見通しを述べているようですが、現時点から直ちに埋め戻しても2024年になりません。これだけで「20年程度」を超えてしまうのです。これだけで覚書違反です。</p> <p>昨年度までは、不十分ながら三者協定や覚書にしたがって道民や幌延町近隣住民に説明してきた経過があるようですが、今年に入って突然、「継続要求」に至ったのか理解できません。その間の事情について貴室は当然JAEAより連絡があったものと考えます。何の連絡もないとすれば、貴室を軽視しているかさなければ国策であるから道庁は当然反対しないだろうとの予断を持ったに相違ありません。</p> <p>いずれにしても覚書の20年程度が終了する間際に三者協定7条を持ち出さんばかりにして「研究継続」を提案することは、道民を愚弄するものであり、許されることではありません。継続期間が長期にわたる終了時期も明確ではありません。一有権者としても愚弄されたと強く感じます。</p> <p>「確認できた主な内容」必要性・地層処分の位置付けにおいて国の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」や「エネルギー基本計画」を列挙してその信頼性を高めるために、地下施設を使って研究開発を行うことが重要と認識されている。</p> <p>上記の記述がありますが、地震大国である日本において半減期である50年も深地層処分を行うことは不可能であると考えます。ましてや10万年もの期間、放射性廃棄物を安定した状態で深地層に保管するなど不可能です。不可能なことを長期に亘り研究するのは税金の無駄遣いです。現在までも巨額な税金を費やしており、これ以上の無駄遣いを許すわけにはまいりません。深地層処分が不可能なことを実証したのは、胆振東部地震です。胆振東部地震は、全国の地震予知地域に入っていなかったにも関わらず勃発したのです。更にサロベツ原野の地下には豊富町から幌延町を経て天塩町に至る44キロメートルに亘ってサロベツ断層帯が存在し、この断層帯が今後30年以内に一つの区間として活動する可能性があるとして平成19年11月21日、地震調査研究推進本部地震調査委員会が報告しています。逆断層の存在により7.6の地震が予想されていました。現在までに地震がなかったことを幸いとして「研究継続」を断念させるべきです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
	前頁からの 続き			

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
			<p>放射性廃棄物の深地層処分に対する国民・道民の理解が深まっているとは考えられない中で「信頼性を高めるために地下施設を使って研究を行う」としてありますが、JAEAの「研究継続要求」は前述したように自ら三者協定や覚書の精神をかなぐり捨てておいて信頼を得ることは不可能です。</p> <p>政府内閣府より諮問を受けた日本学術会議は、現在の科学的知見から高レベル放射性廃棄物の「地層処分」を断念し、地上において安定的に乾式冷却をもって保管することが必要であると報告しております。また、研究の対象である高レベル放射性廃棄物を収容する「ガラス固化体」の製造が止まったままであり、生産の見通しが全くない中での研究は意味を持たないことは明白です。</p> <p>以上の理由から幌延深地層研究の「継続」には強く反対します。JAEAには「研究継続」を断念し、直ちに埋め戻すように要求することを要請します。</p>	
398	12月5日（木）	留萌市	<p>研究期間を大幅に延長しているにも関わらず、未だに研究終了時期も示されないまま、ただ延長計画（案）だけを押し進めることは、幌延町民及び北海道民の信頼を大きく失墜させるものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではという懸念を強く持たざるを得ません。また、全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の遵守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度で対応いただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
399	12月5日（木）	札幌市南区	<p>資料4、計画延長の必要性についてのなかで、「フィンランドの規制委員会から地層処分に関し、処分場建設許可申請に審査結果が示されたことなど」とあるのは、日本に対してということでしょうか。何度読み返しても釈然としません。そんな権限が外国にあるとは思えず、さらに国内外の地層処分に変化があるのは周知のことで、氷河期の地盤が主な北欧以外は後退概念となっているのではないのでしょうか？おりよくフィンランド直行便が運航されますよね。知事はじめ、議員有志でオンカロ見聞に視察に行かれてはどうでしょう。海外視察の最たる機会だと思います。一見は百聞にしかずで、こういう時にこそ私たちの税金が生きていないのでしょうか。</p>	<p>道が令和元年（2019年）11月6日に公表した「『令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）』に係る確認内容について」の別添資料「確認会議で確認できた主な内容」には次の記載があります。</p> <p>「延長が必要となったのは、外部評価に加え、フィンランドの規制委員会から地層処分に関し、処分場建設許可申請に対する審査結果が示されたことなど国内外の地層処分を巡る状況に変化があること」</p> <p>上記文中、フィンランドの規制委員会が示した審査結果は、同国での地層処分事業を行う実施主体に対してであり、日本に対してではありません。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
400	12月5日（木）	幕別町	計画の延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
401	12月5日（木）	豊頃町	計画延長に反対します。ただちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
402	12月5日（木）	幕別町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、埋め戻すことを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
403	12月5日（木）	札幌市中央区	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻してください。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
404	12月5日（木）	札幌市中央区	幌延深地層研究延長は、約束が違います。道民をないがしろにしないで下さい。私たちの生活は、国からお金をもらうためにあるものではありません。そもそものエネルギー政策に真摯に向き合うことを避けてきた結果がこれだと思えます。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
405	12月5日（木）	幕別町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
406	12月5日（木）	江別市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
407	12月5日（木）	新冠町	幌延深地層研究の延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。約束通り計画を終了し、埋め戻してほしいと思います。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
408	12月5日（木）	帯広市	令和2年度以降の幌延深地層研究計画案の受入拒否と、地層研究を約束通り20年程度で終了することを求めます。幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを要望します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
409	12月5日(木)	札幌市中央区	約束通り、直ちに研究を終了すべきである。あくまでも「研究」のほ ずである。 この20年間の研究成果の発表も満足なものが見当たらない。 信用のおけない、研究は中止すべきである。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
410	12月5日(木)	芽室町	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
411	12月5日(木)	砂川市	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。 「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
412	12月5日（木）	札幌市中央区	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
413	12月5日（木）	音更町	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
414	12月5日（木）	浦河町	<p>地層処分の位置づけについて</p> <p>日本列島、北海道は地震が多く、地震の恐怖と隣り合わせです。地盤が安定していない状況で、核廃棄物処理用地として進めるには、後世の世代、未来の子どもたちが、安心安全に暮らす生活環境を脅かすことにつながるため、確認会議において、再考見直しをすべきと考えます。まずは、核燃料によるエネルギー政策を即刻断念し、核廃棄物（ゴミ）をこれまで以上に増やすことのないようお願いしたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
			<p>計画延長の必要性について</p> <p>20年前の2001年3月に開始された幌延深地層研究は、この20年間の期間で終了するという工程のもと、三者協定及び確認書が交わされ、検証がすすめられ成果物とした内容を道民や関係自治体、地元住民の皆さんへ親切丁寧に説明された。</p> <p>しかし、検証不十分ということで、令和2年度以降も引き続き、国内外の技術動向を踏まえ、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的に示すという研究延長を打ち出しましたことは、実質的には、「期限なき研究延長」に等しく、国の公的機関と地域住民の皆さんとの約束の反故であり裏切り行為に値する。もっと地域住民の皆さんへこれまでの経過と情勢並びに令和2年度以降の研究計画の工程等について詳細に説明する責任があります。できないのであれば、研究計画を終了し早急に埋め戻し、計画の延長を断念すべきと考えます。</p>	<p>原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要と考えています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
415	12月5日(木)	札幌市中央区	私の住む、この北海道を殺さないで。核のゴミを持ち込まないで、人間が手に負えない核の処理をなぜ、創り生み出してしまったのですか。東日本大震災を経験してもまだ目が覚めないのですか。約束を守って下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即しており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。
416	12月5日(木)	石狩市	研究延長に反対します。約束は守ってください。地下水があがって、しっかりした地盤ではないと聞いています。そのような場所を研究に使うなどもってのほかです。道民と一緒に反対の声をあげてください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即しており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
417	12月5日(木)	小樽市	これまで、研究が予定より遅れているまたは他の研究を予定しているとの報告がなかったにも関わらず、研究期間を延長する計画案がだされて驚きました。しかも、研究計画(案)の確認結果には、いつまで続け費用はどれくらいかかるのか、埋め戻しについてもはっきりしていきなく納得できるものはありませんでした。期間延長することなく、2001年から「20年程度」とした研究期間の約束を守ってください。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即しており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
418	12月5日（木）	音更町	幌延深地層研究延長は、研究機関20年程度を前提として締結された三者協定、地域住民や道民との約束を反故にするものです。計画延長には反対します。幌延深地層研究は、約束通り20年程度で終了して下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
419	12月5日（木）	北広島市	幌延深地層研究は、「研究期間20年程度」が前提だったはずで、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
420	12月5日（木）	音威子府村	確認もなにも、そもそも研究計画は「三者協定」で20年程度で終了するとしているのだから、延長するのは筋が通らないのではないかと。従って延長を認めるべきではない。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
421	12月5日(木)	北竜町	<p>研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと懸念が強まっています。少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないと考えます。</p> <p>全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の順守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、毅然とした態度で対応していただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
422	12月5日(木)	札幌市中央区	<p>「令和2年度以降の幌延新地層研究計画(案)に関する確認事項と結果」および資料集を拝見しました。</p> <p>幌延が最終処分地にはならないと繰り返しおっしゃいますが、日本や北海道開拓の歴史を振り返ると、人や状況が変わると往々にして約束は反故されます。今の約束が将来の保険になると思えません。</p> <p>今後、幌延では地層処分研究開発に取り組む一と書かれていたが、その研究の先にはやはり実際の地質環境に埋めてみよう、「核のゴミ」を持ち込んで研究しようという時期が必要になるのではありませんか?掘るだけでは処分の研究にはなり得ないだろうと素人でも容易に想像できます。</p> <p>私たちは、東日本大震災では原子力がいかに危険で、私たちの手に負えないものかを痛感させられました。人智の及ばない原子力もその廃棄物も北海道には必要ありません。</p> <p>今も将来も北海道の自然が守られ、国民の食料庫としての役割が安全に果たせるよう、核のゴミ捨て場になる可能性を今、私たちの時代に消去しておきましょう。</p> <p>幌延での研究期間の延長はナン!!ただちに埋め戻しに取りかかって下さい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
423	12月5日(木)	上ノ国町	<p>研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。</p> <p>「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にさせていただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
424	12月5日(木)	幕別町	計画延長に反対します。直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻して下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
425	12月5日(木)	札幌市手稲区	資料によれば、NUMOの資金・人材を活用すると明記されています。これでは研究の延長ではなく、研究内容の変更に直結します。こんな、明確に協定違反につながる研究延長は絶対に認めるべきではありません。 ・そもそも、どのような状態になれば研究は終了なのか誰も具体的に説明できないのであれば、JAEAが「まだ研究終了の段階にない」とさえ言えば、いくらでも延長することが可能となってしまいます。研究の到達点が不明であり、期限の示せない研究延長は認めるべきではありません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  機構は、現時点で具体的な計画があるわけではないが、NUMOも想定し得るとし、その場合には協定3条の遵守を大前提として、機構が主体となり機構の研究目的や課題を整合し、かつ機構の責任において地下研究施設を運営・管理できる形態とすることを確認しています。
426	12月5日(木)	札幌市北区	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
427	12月5日(木)	長万部町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求める。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
428	12月5日(木)	名寄市	公表された「確認結果」を目にして怒りが湧きました。これでは幌延での研究の延長を求める原子力機構の主張が適正であることを「確認し、納得した結果」かのようなものだからです。研究では、常に満足さが得られるということはないと思います。しかし、三者協定では研究の結果の充分さや不十分さとは別に、20年との期間設定があります。なによりも優先されるのは、定められた期間を守ることではないでしょうか。研究の不十分さを補う必要があるのなら、幌延に固執せず別に考えるべきではないでしょうか。国と原子力機構は「核のゴミ」の処分地探しをしています。幌延での研究延長が「幌延の核のゴミ処分場」になりかねません。北海道として、協定を基本的に幌延での研究延長を認めず、施設の埋戻しをするよう判断されることを期待いたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
429	12月5日(木)	札幌市手稲区	研究延長は必要ありません。2020年終了の約束を必ず守ってください。北海道が核のゴミ捨て場になるのは絶対にごめんです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
430	12月5日(木)	札幌市白石区	<p>1、必要性に関して  ○幌延深地層研究センターの意義や役割に関して  幌延深地層研究センターでの深地層処分に関する研究は、国の深地層処分法(2000年制定)を根拠に行われてきたが、深地層処分の前提となっている核燃料サイクル政策が大きく揺らいでおり、今日では事実上破たんしていると考えます。それは、六ヶ所再処理工場が竣工延期を繰り返し、稼働の目途が立たない状態にあること、再処理して取り出したプルトニウムを原料とするMOX燃料を利用する高速増殖炉原型炉“もんじゅ”はすでに廃炉過程にあること、後継の高速炉開発も共同開発を志向したフランス政府がASTORID計画からの撤退を決定し、見通しが立たなくなっていること、などに明白です。深地層処分の対象となる高レベル放射性廃棄物のガラス固化体をつくれなくなっているいま、その深地層処分研究の意義自体失われていると考えます。幌延深地層研究センターは、ジェネリック地下研究施設としての存在意義もなくなっていると考えます。</p> <p>○外部評価の結果に関して  外部委員会の評価にある「技術の確立が可能な水準に達するまで」とは、「地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態という意味である」とのことですが、ここでいう処分施設は、幌延でない地域での科学的特性マップの適地とされる最終処分場の施設ことだと思われま。しかし、幌延と異なる場所の地下環境に、幌延深地層研究センターの技術がそのまま活用できるなどということはありません。そのまま活用できる処分施設すれば、それは幌延とその周辺地域以外にあり得ないのではないのでしょうか。この外部委員会の考えでは、幌延を最終処分場にしない以外にないとの疑念を持たざるを得ません。これは三者協定に反し、幌延を最終処分場にしないという法案の制定を招きかねないと危惧するものです。とても納得できません。</p> <p>2、妥当性に関して  ○幌延深地層研究センターでの深地層処分研究は、高レベル放射性廃棄物の深地層処分技術が確立できるとの前提にたっており、かつ日本にも北海道にも深地層処分できる地層や地下環境が広く存在するという前提に立っています。しかし、世界有数の地震列島であり、火山列島である我が国には、2011年3月の東日本大震災の例でも、2018年9月の胆振東部地震の例でも、高レベル放射性廃棄物の放射線量が、天然のウラン鉱石レベルまで減衰するのに約10万年もかかることとされていますが、このような長期間にわたって、安定的かつ堅牢な地下環境を保障できる場所はないというのが多くの専門家の意見です。また、深地層処分技術は、実際には世界のどの国でも未確立ではないのでしょうか。日本学術会議による福島原発事故後の2回にわたる提言でも、深地層処分方針自体に国民合意がなく、当面、数十年間「暫定保管」して最終処分方針について国民合意の形成をはかるべきだとの見解だと理解しています。</p> <p>次世代に負の遺産を持ちこさないためということを大義名分にして、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体を人工バリアと天然バリアの組み合わせにより深さ300メートル以深の地下(深地層)に人間環境から隔離して処分するため研究を延長することは、あまりにも無責任であり妥当性がないものと考えます。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		3、三者協定の遵守に関して ○研究期間について 幌延深地層研究センター発足時、当時の核燃サイクル機構（現・原子力研究開発機構）は、研究期間は20年程度と表明し、それを前提に三者協定が結ばれ、第3期中長期計画期間中にも、繰り返し2019年度中に、研究終了年限と地下施設の埋め戻し工程を明らかにすると表明し続けてきました。ところが今回、その約束を一方向的に反故にし、研究計画を大幅に延長する提案をおこなったのであり、幌延周辺地域の自治体や住民、広範な道民の合意が得られるものではありません。北海道も幌延町も、原子力研究開発機構・幌延深地層研究センターに対して、今回の「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の撤回と、今年度末で研究を終了するよう求めるべきと考えます。	
431	12月5日（木）	幕別町	計画延長に反対します！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
432	12月5日（木）	帯広市	計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
433	12月5日（木）	音更町	幌延の計画延長に反対です。 当初の予定通り終了することを望みます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
434	12月5日（木）	札幌市中央区	延深地層研究計画を終了し、埋め戻すこと！ 計画延長に反対します！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
435	12月5日（木）	札幌市中央区	幌延深地層研究延長に反対します。 直ちに計画を終了し、埋め戻して下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
436	12月5日（木）	無記名	計画延長に反対します！ 幌延新地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
437	12月5日（木）	札幌市中央区	計画通りの期限で、研究を終了すべきです。計画の延長に反対します。 直ちに埋め戻し、計画前の状態にすべきと考えます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
438	12月5日（木）	旭川市	再延長をにおわせながらの研究計画延長は、なし崩し的に最終処分場とすることを疑わざるを得ない。三者協定に基づき、研究計画を延長することなく終了することを求める。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
439	12月5日(木)	札幌市中央区	計画延長に反対します。 直ちに、幌延深地層研究計画を、終了し、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
440	12月5日(木)	江差町	幌延深地層研究の期間延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするもので認められません。新たな「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否を求めます。 「幌延深地層研究」は、導入時の約束どおり「20年程度」で終了し、埋め戻してもとの自然環境にもどすことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
441	12月5日(木)	札幌市白石区	幌延深地層研究センターの高レベル放射性廃棄物の地層処分研究は、2001年3月から20年程度の研究期間でスタートしました。そのスタートにあたり、道は「核抜き条例の制定」や研究期間を20年程度、放射性廃棄物は持ち込まない、研究終了後は閉鎖し埋め戻す、最終処分場としないと、三者協定(北海道、幌延町、原子力機構)が締結されました。 今回の研究機関延長の必要性は、三者協定締結経緯からみても決して認められません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
442	12月5日(木)	無記名	幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを希望する。北海道に、核のゴミは要らない!	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
443	12月5日(木)	江別市	確認会議では、主に原子力機構の言い分が確認され、それすらも上辺のことに留まっている。研究の細かい部分はともかく、なぜ幌延で20年の期限を破らなくてはならないのか、結局答えていない。まずは約束を守って撤退しなければ、とても国民の信頼を得られないだろう。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
444	12月5日(木)	江別市	原子力機構に対して5回も確認会議を開いたのだから、道民に対しても時間をかけて何度も意見を聞いてほしい。アンケートなどで広く賛否を確認する必要もある。説明会を開いたと言っても、直前の告知で行ける人は少ない。まだまだ周知されていない。内容を理解している道民が何パーセントいるのかと感じる。	<p>説明会は、対応を判断するに当たって、確認会議結果をオープンにするとともに、道民の皆様への疑問や意見をお聞きすることが必要と考えており、開催したものです。</p>
445	12月5日(木)	恵庭市	当初計画段階での地域住民や道民の約束を尊重し、「20年程度」とした研究期間をしっかりと守るべき。新たな計画については、現研究の延長ではなく、一度終了させた上で、新たな計画として提示し、道民や地域住民との十分な対話、合意のもとで進めるべき。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
446	12月5日(木)	江別市	道の広報などにも確認会議の結果を載せて、もっと広く意見の募集をしてはどうか。 知事は明日原子力機構と面会するとのことだが、市民とは会わない姿勢はどうかと思う。 ぜひ直接話し合ったり意見を聞いてほしい。 幌延や周辺市町村の農業者や観光業などの方には切実な問題である。 周辺市町村の首長も皆反対だと聞いた。 知事は、道民の立場に立って考えていただきたい。	「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」については、令和元年11月6日から12月5日まで、ホームページなどを通じ広く道民の皆様にご意見をお伺いしてきたところです。 幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や機構理事長との面談などを通じて、研究期間は9年であり、その期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、今後の工程表を整理し、実施状況をわかりやすく説明すること、毎年度の計画や実績のみならず評価についても情報発信すること、三者協定を大前提とし、最終処分場にしないことや終了後の埋め戻しを計画案に書き加えたことなどを明らかにしたところあり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
447	12月5日(木)	江別市	前回の意見募集での、北海道に対する質問に返答せずに今回の意見募集となり、締め切り翌日に知事が原子力機構と面会とのこと、とても意見を聞く姿勢があるようには感じられない。 このような進め方で道民にとって重大なことが進められるのならば、再延長や処分場への道も同じだろうと思われるし、他の物事もそうではないかと大変危惧している。 道も原子力機構も判で押したように「協定は守る」というが、信用できない。	令和元年9月5日から10月4日まで募集した、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に対する質問や疑問などについては、その後開催された「確認会議」の中で、道から原子力機構へ回答を求めたところであり、また「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に係る確認結果に対するご意見等については、令和元年11月6日から12月5日までお伺いしたところです。 いずれについても、道のホームページで、道や原子力機構からの回答などと合わせ公表しております。
448	12月5日(木)	江別市	今回の意見募集が、「パブリックコメント」でないのはなぜなのか。 また、前回にも市民から「書く場所がわかりづらい」との指摘があり、考えると返答されていたが、変わっていない。道のトップページからは分からず、たどり着きにくくなっている。 だれにでも意見の書き方がわかるよう、考えていただきたい。	「道民意見提出手続に関する要綱」では、当該手続きの対象は、行政運営または政策の基本的な事項を定める計画の策定や改定、行政運営又は政策の基本的な事項を定める条例及びその条例の施行に関し必要な事項を定める規則の制定又は改廃に関する案の策定などとされており(要綱第4参照)、本件についてはこれに該当しないことから、要綱に基づく道民意見の募集は実施いたしませんでした。 なお、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に関する質問や疑問については、令和元年9月5日から10月4日まで、同計画(案)に係る確認結果に対するご意見等については、令和元年11月6日から12月5日まで、それぞれ広く道民の皆様から募集したところです。
449	12月5日(木)	豊富町	私は幌延町の隣の豊富町で、乳製品加工の6次産業の会社をやっています。 自然豊かで、酪農が主な基幹産業のこの地域に、核のゴミを持ち込むことなど、断固として反対します。 これ以上貴重な田舎の自然、農業を壊さず、国で決めた原発稼働の核のゴミは、責任を持って国で管理して下さい。一番電力を使っている東京に核のゴミは持っていくべきです。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
450	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長に反対します。 幌延深地層研究を終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
451	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定・地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
452	12月5日（木）	小樽市	ご労務ご苦労様です。幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民、道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
453	12月5日（木）	小樽市	直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻して下さい。 計画案の延長についても断固反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
454	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究所は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民、道民との約束を反故にするものです。約束どおりで終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
455	12月5日（木）	小樽市	以下のことについて要求します。 幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
456	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は、約束を反故にするものです。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
457	12月5日（木）	小樽市	「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」は、道民との約束を反故にするものです。「研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
458	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
459	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
460	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
461	12月5日(木)	小樽市	「幌延深地層研究」計画延長反対	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
462	12月5日(木)	小樽市	計画延長に反対します	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
463	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
464	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として、締結された、3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするもので、決して見すごす事はできません。約束どおり「20年程度」として終了できるよう進めていただくことを、強く求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
465	12月5日（木）	小樽市	次の事柄についてお願いします。 幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
466	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究計画延長に反対します。直ちに幌延計画を終了し、埋め戻すことをお願いします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
467	12月5日（木）	小樽市	北海道に核はいらない。核のごみを捨てるな！ 直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻せ！ 研究延長は断じて許さない。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
468	12月5日（木）	小樽市	日本原子力開発機構・幌延深地層研究センターの研究延長は約束破りです。 ただちに中止して下さい。 原子力エネルギーに頼らない研究に私の税金を使って下さい。 北海道の産業発展には第3次産業は重要な政策です。環境に影響を及ぼす研究は要りません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。  道としては、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、地域の皆様と力を合わせ、本道が有するポテンシャルを最大限に活かし、新エネルギーの導入を促進してまいります。
469	12月5日（木）	小樽市	幌延における高レベル放射性廃棄物を処分する場として2028年度まで延長ということに、断固反対いたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
470	12月5日（木）	小樽市	計画延長に反対します！！ 直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻して下さい！！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
471	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究計画（案）に係わる確認結果に対して受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。また直ちに埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
472	12月5日（木）	小樽市	令和2年度以降の幌延深地層研究計画について、これは、期間20年度という約束に反するものです。何でも有り！の、この計画延長に強く反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
473	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提とした三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。直ちに、幌延深地層研究を終了するとともに、埋め戻すことを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
474	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究計画に反対する意見として、計画延長に反対するとともに、直ちに幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
475	12月5日（木）	小樽市	さて八月二日の日本原子力研究開発機構・幌延センターの研究期間の延長は、これまでの経過を無視し、容認できるものではありません。計画延長に反対し再考を求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
476	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
477	12月5日（木）	小樽市	左記のように要求します。 幌延深層研究延長は「研究期間二十年程度」を前提として、締結された三者協定・地域住民・道民との約束を反故にするものです。 計画延長を中止して下さい。	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
478	12月5日（木）	小樽市	幌延深層研究に関し、直ちに研究計画を終了し、埋め戻すことを要求します。 計画延長に反対をしています。	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
479	12月5日（木）	小樽市	幌延深層研究所は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。 「令和2年度以降の幌延深層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを強く求めます。	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
480	12月5日(木)	小樽市	「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に関わり次の意見をお伝えします。 一、地域住民・道民との約束を反故にしないよう、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と上記の研究を約束通り「20年程度」で終了すること。 以上を求めます。再考のほどよろしくお願ひします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様からの不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
481	12月5日(木)	小樽市	幌延深層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定・地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様からの不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
482	12月5日(木)	小樽市	幌延深層研究延長は、「研究期間20年」程度を前提として締結された三者協定を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様からの不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
483	12月5日（木）	小樽市	幌延深層研究延長は「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深層研究計画（案）」の受入拒否と「幌延深層研究」を約束どおり「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
484	12月5日（木）	小樽市	直ちに、幌延深層研究計画を終了し、埋め戻すこと以上要求します。	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
485	12月5日（木）	小樽市	以下のことを要求します。 一、直ちに、幌延深層研究計画を終了し、埋め戻すこと	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
486	12月5日（木）	小樽市	幌延深層研究延長は「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。計画延長に反対します。	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
487	12月5日（木）	小樽市	幌延深層研究延長に反対します	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
488	12月5日（木）	小樽市	幌延深層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。直ちに、幌延深層研究計画を終了し、埋め戻すことを強く要求いたします。どうぞよろしくお願い致します。	幌延深層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
489	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間二十年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。約束どおり、二十年程度で終了することを求めます。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
490	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長に反対します。直ちに計画を終了し、埋め戻すようよろしくおねがいします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
491	12月5日（木）	豊富町	令和二年以後の幌延深地層研究に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
492	12月5日（木）	豊富町	令和二年以後の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
493	12月5日（木）	札幌市手稲区	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
494	12月5日（木）	無記名	幌延深地層研究延長は、「研究期間二十年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和二年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「二十年程度」で終了することを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
495	12月5日（木）	札幌市中央区	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すよう要求します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
496	12月5日（木）	足寄町	計画延長に強く反対し、直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
497	12月5日（木）	音更町	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。計画延長に反対します。「令和二年以降の幌延深地層研究計画」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を、約束どおり20年程度で終了することを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
498	12月5日（木）	足寄町	幌延深地層研究計画に反対します！！	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
499	12月5日（木）	足寄町	計画延長に強く反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
500	12月5日（木）	足寄町	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
501	12月5日（木）	足寄町	計画延長に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
502	12月5日（木）	上士幌町	直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻すことを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
503	12月5日（木）	余市町	<p>次の事柄についてお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「幌延深地層研究」の計画延長に反対します。</li> <li>・直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻して下さい。</li> </ul>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
504	12月5日（木）	豊富町	令和二年以後の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
505	12月5日（木）	札幌市手稲区	やはり原子力は、私達人類には手におえないのです。もっと安全に処理するにはどうすべきなのか、考えねばならないのです。「田舎にうめればよい。」では、ためなのです。こども達に「緑の地球」を残す為に、直ちに、幌延深地層研究計画を終了して下さい。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
506	12月5日（木）	豊富町	令和二年以後の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところである。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
507	12月5日（木）	札幌市 手稲区	計画延長に反対します。 直ちに、幌延深地層研究計画を終了し、埋め戻して下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
508	12月5日（木）	札幌市 厚別区	令和二年以後の幌延深地層研究に反対します	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
509	12月5日（木）	豊富町	令和二年以後の幌延深地層研究に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
510	12月5日（木）	豊富町	令和二年以後の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
511	12月5日（木）	豊富町	令和二年以後の幌延深地層研究に反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
512	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地域住民・道民戸の約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束通り、「20年程度」で終了することを求めます。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
513	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究延長に反対します。3者協定の約束どおり、「20年程度」で終了して下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
514	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束に反故するものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受け入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。計画延長に反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
515	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究計画には、はじめから反対してきました。この計画の延長には断乎として反対します。直ちに埋め戻して頂きたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
516	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究延長に反対します。 幌延周辺は、道内でも大きな酪農地帯です。安心・安全に酪農が営めるよう、計画を終了するようお願いいたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
517	12月5日(木)	小樽市	下記の内容をお願いします。 幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。 以上、よろしくお願いたします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
518	12月5日(木)	小樽市	幌延深地層研究延長には反対します。 研究そのものの終了を求めます。 3者協定・地域住民・道民との約束を守って下さい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところでした。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
519	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究（案）」の受入拒否と「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
520	12月5日（木）	小樽市	「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に反対します。現計画を終了するよう強く求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
521	12月5日（木）	小樽市	「幌延深地層研究計画」に係わり、次のように意見しますので、よろしくご検討下さい。 ・計画延長に反対します。 ・研究計画を終了し、埋め戻して下さい。 以上、よろしくお願ひします。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところと、このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
522	12月5日（木）	小樽市	冷雨に打たれ、一層寒さが感じられる今日この頃、風邪などひかれてはいらっしやらないでしょうか。 さて、先日幌延深地層の研究延長の話をお聞きお喜びました。ですが、 北海道の豊かな大地をこどもたちに残していくためにも、断固として反対します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
523	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究計画」に係わり、次のように意見しますので、よろしくご検討下さい。 ・計画延長に反対します。 ・研究計画を終了し、埋め戻して下さい。 以上、よろしくお願い致します。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
524	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了することを求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
525	12月5日（木）	小樽市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された3者協定、地域住民・道民との約束を反故にするものです。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受入拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり「二十年程度」で終了する事を強く求めます。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
526	12月5日（木）	江別市	『令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）』に関する質問 上記の案件について北海道が道民の皆様から質問や疑問を求めているようです。多分今までもよくある、行政的な手続きを進めている作業なのでしょうから、あえて質問をしようとも思ってもいなかったのですが、最近国会でやり取りされている内閣府官僚の皆様「桜を見る会」の答弁などをTVで見ているうちに、いささかあきれ果て一言書いてみる気がおきました。 大分以前になりますが、幌延深地層研究所が完成して、地下に作られた研究施設がTVに報道されたことがありました。私はその時点から「ああ、これは将来核廃棄物貯蔵施設になるだろう」と、思っていました。案の定今回、原子力開発機構から研究期間延長の申し入れがあったとのこと、	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。 このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>そして、その次は「こんなにrippな研究施設を埋めてしまうのはもったいない。ここは核廃棄物貯蔵施設に最適だから利用しましょう。安全性も保証されています」となり、道経済部はまた今回のようなアンケートを行い「幸い道民の皆様からの賛同も得ることが出来ました」と、なり一件着落です。</p> <p>福島原発事故のあと、世界の多くの国は脱原発に舵を切りました。ところが日本政府は事故を教訓として絶対安全な原発をつくりまわすといひ、拳句に絶対安全な原発を世界に売り込みまで目論んでいます。しかしこのような動きのなかで驚くべきことは、日本にあっては原発の再稼働によって今後発生する使用済み核燃料の処理、いわゆる核のゴミの処分がひとつも解決されないままに進められているのです。</p> <p>そして、土壇場になったら日本政府は、幌延にちょうど良い貯蔵施設があるから、一時保存させてくださいと、持ち込んでくるのは眼に見えています。</p> <p>そしてその後いつの間にか一時が永久になっているのです。その時北海道のお役人の皆様は、中央の言われるとおりにご無理ごもつともで、幌延に核廃棄物貯蔵施設を受け入れるために地元の道民の皆様の説得に当たる。これも又眼に見えております。</p> <p>そもそも、自然災害は一過性のものでありますから、災害が過ぎ去ればインフラの整備は大きな問題もなく、元に戻ります。しかし、原発災害はひとたび起きると空間的にも時間的にも長期間にわたる破局的被害を齎すものです。</p> <p>というわけで、わたしは原子力機構がいう研究期間延長そのものに反対です。いまここで譲歩すれば、その後私が今まで述べてきたようになるのは、はっきりしているからです。大体现時点て原子力機構は期間延長して何を研究するつもりなのでしょう。核廃棄物を貯蔵するために内部をどのように直すべきかを研究するつもりでないのですか。</p> <p>わたしはかなり以前から人類の原子力エネルギーの利用は、スタートの時点から道を間違えていたと思っており、さらに人類が作り出した現代科学技術文明が有限であるはずの地球資源に頼っているのに、無限の成長を追い求めている矛盾に気づき『水の星』を生きる一人はどこに向かっているのか』なる小論を纏めたりしていますが、ここにそのなかの「原子力エネルギーの利用」の稿を抜粋し、お届けします。お暇の折にでも目を通していただければ幸いです。</p>	<p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要と考えています。</p>
527	12月5日(木)	豊富町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 確認会議は、一部少数の人達(日本原子力開発機構と幌延町)への利益誘導を計ったもので茶番劇だ!</li> <li>2. 原子力研究開発機構の理事長が知事と会い「処分場にしない」と言及しても処分場に関しては権限はない。単なる口約束ですらない、ウソ!</li> <li>3. 20年前に結ばれた協定は20年間の研究を前提にして道庁が主導した。延長する事は協定に違反するだけでなく道民をあざむくもので、道庁の自殺行為に他ならない!</li> </ol>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績をもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
528	12月5日（木）	豊富町	<p>なくずして令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）に断固反対です。</p> <p>貯蔵工学センター計画の白紙撤回 20年程度の深地層研究計画、放射性廃棄物を持ち込まない、研究終了後は埋めもどす、を基本とした3者協定及び、放射性廃棄物を受入難いとした北海道条例など、どれをとっても重要な事柄です。</p> <p>この事がろくな議論をせず、北海道道民の充分な意見意向も反映されたかも不明なままであり、北海道行政責任者、知事の意志も不明。ますます、3者協定が形骸化されていく危機感を感じます。知事には処分場への道をすすめ、何期か務めて、退任後は、本州の都会へもどるのかと思うとなさけない。道北の住民や産学（酪農や漁業、観光等）は北海道にとって必要なものであります。これからも断固反対で頑張ります。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
529	12月5日（木）	釧路市	<p>延長の理由や必要性について具体的説明ない状況での延長に反対する。期限が明記されない計画など到底認められない。</p> <p>2. 妥当性の項に次のようにある 「仮に技術基盤の整備の完了が確認できず・・・協議が整わなければ計画変更はできず、第4期中長期目標期間で終了すること」であるならば延長をして研究しようとするものは不要であると考えられる。 よって当初の予定どおり20年で終了し埋め戻すことを求める。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
530	12月5日（木）	豊富町	私達、酪農家にとって全体、反対です。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
531	12月5日(木)	初山別村	<p>研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと懸念が強まっています。少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないと考えます。</p> <p>全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の順守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、毅然とした態度で対応していただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
532	12月5日(木)	札幌市厚別区	<p>先づ、国の方針では幌延深地層研究は「基盤研究」となっている。NUMOが平成30年に出した報告書では「処分場建設のための一連の準備は整えられた」として基盤研究の終りを言っているのではないかと。資料4でみると、必要性・妥当性、三者協定の整合性をみてみると、この資料4は、新たな研究を、より深く、より長く続けていくような内容となっている。</p> <p>三者協定は、今の段階でも「当初計画についての三者協定」さえ、守られない事態なのです。どうして、今後、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」が守られる保証があるのでしょうか。文書は、あっても無くならない、内容が変わったりする昨今です。この時期に解決するものは後に残さず、「つけ送り」はダメです。「当初約束の20年度」は厳守すべきです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>NUMOの包括的技術報告書には、技術の信頼性向上に向けた課題が示されており、幌延でも、それらの課題解決に向けて取り組んでいくと承知しています。</p>
533	12月5日(木)	栗山町	<p>1980年代に、幌延町に低レベルの核ゴミを持ち込もうとした時、道民あげて反対しました。私も反対運動に参加しました。夕暮れになっても、反対運動は、続きました。その時、幌延の街から見た利尻山のシルエットになんと美しい風景だろうと今も忘れずえています。</p> <p>ふたたび幌延深地層研の我が儘が道民をがっかりさせました。</p> <p>TV・新聞などの報道を注視してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者協定の約束「20年程度」の研究期間は絶対に守ること。</li> <li>・「核のゴミ」はいかなるがあつても受け入れることはできない。</li> <li>・そして行司役である道の姿勢が余りにも曖昧である。</li> </ul> <p>ことなどが認識することができました。</p> <p>5回にわたる確認会議で、研究期間延長が出たことは、まことに不思議なことです。</p> <p>「確認すべき部分は確認できた」と総括していますが、</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>道民の立場にたないまことに形式的なものです。北の大地、北海道に「核のゴミ」は絶対いりません。幌延町周辺の5町村も反対しています。三者協定ではなく九者協定です。道職員の皆さんに家族があり友人もあり、北海道に住む全ての人々を末永くいのちと暮らしを守っていく役職につかれておられると思います。</p> <p>このままズルズルと研究期間延長が続き、ついには日本でただ1つの「核のゴミ」の捨て場になることを想像してみてください。勇気ある行動を念じております。</p> <p>道民の皆さんと力を合わせ、美しい北海道を創り出していきましょう。</p>	<p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>
534	12月5日(木)	稚内市	<p>●岐阜県や青森県の知事は県民の不安や懸念を受け止め、県民に寄り添って誠実に対応していると思いますが、北海道の前知事はこれまで、誠実に取り組んできたと言えるでしょうか。</p> <p>三者協定書第14条では「この協定の履行状況を確認するための機関を設置できる」としていることから、北海道には20年程度の期間で終了するように確認していく責務がありました。この責務を果たしていません。だから、原子力機構はつけあがるのだと思います。</p> <p>前知事のこうした不作為を正していただき、鈴木知事には心機一転、道民の不安や懸念に寄り添い、誠実に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>●1984年の貯蔵工学センター計画当時の動燃(動力炉・核燃料開発事業団)の植松理事はテレビカメラの前で「こんな危ないものを、誘致するところは普通はない」と発言しました。(HBC「核と過疎・幌延町の選択」)</p> <p>1985年11月23日には、多くの人が眠っている未明に</p> <p>(コソ泥のように)夜陰に紛れて樹木にペンキを塗って歩いただけのくせに、当時の動燃幌延事務所長はこれもテレビカメラの前で「なんの混乱もなく事前調査に着手した」と言い放ちました。(HBC「核と過疎・幌延町の選択」)</p> <p>豊富町議会では、休会中に反対派議員が食事で離れた隙に、賛成派議員だけで議会を再開し、推進決議を可決するという卑怯なことで行ってきました(その後、推進決議を主導した二人の議員は解職されました)。</p> <p>貯蔵工学センター計画を白紙撤回した後の1998(平10)年10月に深地層研究所(仮称)計画を北海道と幌延町に申し入れたあとの記者会見でサイクル機構の都甲泰正理事長は「(貯蔵工学センター)計画は取りやめた。サイクル機構として幌延地域に持つことはない」と発言したが、1時間後には「中間貯蔵施設の立地は廃棄物政策上、全国的な見地という考え方を踏まえて取り組む」と訂正しました。</p> <p>このことが道民に対して懸念と不信を招く結果となったため、北海道はこの申し入れをサイクル機構にお返しすることになりました。</p> <p>このような経過もあって北海道は、「国及びサイクル機構は深地層の研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まないことなどを明言しているが、道民の間には、なお、なし崩し的に処分場になるのではないかなど不安や懸念がある・・・深地層研究所(仮称)計画を認める場合は、放射性廃棄物を持ち込ませないための担保措置方策等が必要である」との「幌延町における深地層研究所(仮称)計画に対する基本的な考え方」(平成12年6月)をまとめ、この「基本的な考え方」に対して地元及び道民から意見を聴取し、道議会議論を踏まえて総合的に判断したことになります。</p> <p>このことから、決して性善説にたつての三者協定ではないことは明らかであり、20年程度の期間内に終了するよう履行状況を確認していく必要があったのに何もせずに、</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今年度、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
	前頁からの 続き		<p>原子力機構の言い分を鵜呑みにすることは、「基本的な考え方」「三者協定」の本旨を理解していないと言わざるを得ません。 今回の北海道の対応は三者協定から出発しているのではないのでしょうか。深地層研究所計画検討委員会や深地層研究所計画懇談会での議論を踏まえてまとめられた「基本的な考え方」の「道民の間に、なお、なし崩し的に処分場になるのではないかなどの不安や懸念」から議論・検討をスタートするべきではないのでしょうか。</p> <p>●原子力機構は、「瑞浪は地層科学研究のみを行っており、所期の目的を達し埋め戻すが、幌延は地層科学研究と地層処分研究開発の両方を行っており、地層科学研究はほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要であり」と言っていますが、そもそもの深地層研究所（仮称）計画では地層処分研究開発を含めて20年程度としており、研究スケジュールでも地層科学研究と同じく20年の期間内で終了することとしています。</p> <p>このことから、今さら地層処分研究開発を持ち出すことに何の意味があるのでしょうか、全く説明になっていません。説得材料にもなっていません。</p> <p>瑞浪でも研究期間の延長が原子力機構から示され、2014年に岐阜県知事が「どこがどう遅れたか明示」するよう注文をつけたとされています（北海道新聞より）。地層科学研究のみの瑞浪でも原子力機構は研究期間延長を前提に考えていたことが窺われます（それは何のためでしょうか）。</p> <p>しかし、それが叶わなかったのは、岐阜県知事が「計画的に進めて終わるべきものは終わり、埋め戻すということを予定に沿って進めてもらいたい」と県民の不安に寄り添う姿勢で、毅然と引導を渡したためであることが明白であり、原子力機構の説明は、二重の意味でごまかしがあり、北海道ならびに道民を愚弄しています。とても「協定に即して誠実に取り組む責務」を果たしているとは言えません。</p> <p>鈴木知事も岐阜県古田知事や、「青森県を最終処分地にしないという約束を遵守する」と梶山経済産業大臣に確認した青森県の三村知事と同様に、道民の「不安や懸念」に寄り添った判断、対応をしていただきますよう、切にお願いします。</p> <p>●今回の計画（案）を認める場合、今後または将来の北海道知事および北海道ならびに北海道民が主体的に判断をくだせる余地を確保しておく必要があるのではないのでしょうか。そうした方策を是非ともご検討いただき、道民の間の「なお、なし崩し的に処分場になるのではないかなどの不安や懸念」を解消できる担保を、措置を示していただきますようお願いいたします。</p>	
535	12月5日（木）	斜里町	<p>当初計画20年程度の研究期間延長は、約束違反であり反対です。 三者協定では、研究終了後は、施設を閉鎖し、坑道などは、元に戻し、回復するとしていたはずですが。 計画案では、研究自体が、いつ終わるかも、明確になってません。 なし崩し的に施設を使い続けるのは、幌延を核のゴミの最終処分地にしようとする意図が透けて見えます。 核の持ち込みは、「受け入れ難い」とした北海道宣言を忘れてはならないと思います</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかなどの不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に即しており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、この条例を遵守しなければならないと考えています。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
536	12月5日(木)	札幌市豊平区	<p>1. 道のチェック機能 毎年開かれていた、機構と道の「説明会」では、「研究は順調にしている」「道は、進捗状況の説明を受け、確認している」と説明してきました。その都度、「20年程度の研究という前提で始めた研究は、いつ終了するのか。20年程度とは、あと何年か。埋め戻しは、いつ頃始まるのか。」という質問が出され続けてきましたが、機構は、曖昧にし続け、道は、これを明らかにさせようとする・明らかにすることができませんでした。 「幌延深地層研究」に対する道のチェック機能が働かないことが明らかになりました。</p> <p>2. 継続ではなく、研究の新たな段階 突然の研究延長案が出されました。研究でさらにやるべき課題があって、研究を延長せざるを得ないなら、見通しとしてもっと早い時期に提示されなければならないのに、「外部評価」の後に延長案が出されたということは、機構自身は、「初めの</p> <p>研究は、終了する」という立場だったということで、延長案の内容は、今までの研究の延長ではなく、「外部委員会」によって要求される新たな研究ということになります。もともと、20年程度で研究する内容の研究計画だったのですから。</p> <p>3. 3者協定の違反 「技術の確立が可能な水準に達するまで」という理由で延長し、「技術基盤の官僚が確認された場合は、研究を終了する。完了が確認されず、継続する必要がある場合改めて協議する。」という確認は、いつまでも延長することを認めることです。</p> <p>チェック機能を果たせない道の現実を見れば、これからも、延長され続けることとなります。道は、「核の持ち込みはしない。」と機構がいつていることのみを持って「3者協定の遵守」という認識のようですが、3者協定が締結された前提である、「20年程度の研究」も、「3者協定の遵守」であるということを忘れてはなりません。</p> <p>4. NUMOの資金と人材の活用も想定 処分実施主体のNUMOの資金、人材を活用するということは、NUMOが、幌延深地層研究をするということと同じです。当初の「深地層研究計画は、処分場の計画とは明確に区分して進める」ということに違反しています。</p> <p>以上のことから、道は、3者協定の締結した時の確認に戻り、「延長に次ぐ延長を認めることになる今回の研究計画案」を認めることなく、埋め戻しの計画提示を要求してください</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>これまで、道では、原子力機構から年度毎の計画や実績の報告を受け、三者協定の遵守を確認してきたところであり、今回の申し入れについても協定第7条の対象になることを確認しています。</p> <p>機構は、現時点で具体的な計画があるわけではないが、NUMOも想定し得るとし、その場合には協定3条の遵守を大前提として、機構が主体となり機構の研究目的や課題を整合し、かつ機構の責任において地下研究施設を運営・管理できる形態とすることを確認しています。</p>
537	12月5日(木)	無記名	<p>幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された「三者協定」「地元住民」「道民」との約束を反故にするもの。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求める。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
538	12月5日(木)	無記名	<p>研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。</p> <p>「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
539	12月5日(木)	稚内市	<p>北海道が11月6日にまとめた「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に対する「確認結果」について以下のとうり意見を提出します。</p> <p>意見1 原発の高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の地層処分を研究する日本原子力研究開発機構は、岐阜県瑞浪市超深層研究所・幌延深地層研究センターでの地層研究を当初は共に「20年程度」として行ってきましたが、瑞浪研究所は本年度で研究は終了し、2022年1月までに施設の埋め戻しを決めました。「核のごみ」の処分場は全国で1か所だけ造る計画です。</p> <p>なぜ、幌延は引き続き研究開発が必要と考えられる課題があるのか明確な説明がなされていません。</p> <p>意見2 日本原子力開発機構は「研究機関20年程度」とする終了期限は、原子力機構が提案し、国(文部科学省)が立ち会い、核を持ち込まない研究であっても地元住民・道民の反対が多く、三者協定(幌延町・北海道・原子力機構)を担保に、地元住民・道民へ説明し続けてきた約束です。</p> <p>意見3 幌延深地層研究所は「基盤研究」です。「研究計画(案)」では「研究は適切に遂行され目標は達成」と評価されています。しかし、研究開発の必要性が明確に示されないまま幌延の研究延長を申し入れるのは、今だ処分地の候補地さえ決まらず、このまま研究が続くうち、幌延研究所周辺が将来とも処分場として想定しているとか、考えられません。</p> <p>「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に対する確認結果の意見とします。</p> <p>北海道は、本来の仕事である農業を中心とした地域の基盤産業・観光等周辺市町村との連携で、広大で美しい自然を守ってください。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
540	12月5日(木)	札幌市/豊富町	<p>北の大地を核のごみから守りたい！ ～幌延の研究、約束通り20年で終わらせて～</p> <p>1. 幌延深地層研究の期間延長計画は、絶対に認めないでください。 2. 道民との約束通り、20年で研究を終え、施設は埋め戻させてください。</p> <p>上記意見への賛同をオンライン署名で呼びかけた結果、10日間で全国及び世界中から多くの賛同を頂きました。 中間報告として、439名(12/5 17時現在)の意見として提出いたします。今後もオンライン署名を継続していきます</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
541	12月5日(木)	室蘭市	幌延深地層研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された「三者協定」「地元住民」「道民」との約束を反故にするもの。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受入れ拒否と、「幌延深地層研究」を約束どおり、「20年程度」で終了し、施設解体、埋め戻すことを求める。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
542	12月5日(木)	室蘭市	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
543	12月5日(木)	むかわ町	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。



No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
544	12月5日(木)	稚内市	日本原子力機構は幌延深地層研究を、「2019年度末までに終了し、埋め戻しの工程について決定する」と説明してきました。しかし今年8月「20年程度」としていた研究を延長する計画案を提示しました。11月の確認会議でも、再延長計画案はそのままです。これは、3者協定を反故にし、住民の不安をさらに先延ばしにするだけです。3者協定は道が道民に示した約束・契約です。「期限のない研究の延長」は許されません！	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
545	12月5日(木)	赤平市	研究期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、この間の経過を無視して道民との約束である「三者協定」を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと道民の懸念をさらに強めるものです。「三者協定」の順守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。
546	12月5日(木)	名寄市	さて、標記の確認結果が公表されましたが、我が党は次の理由から、現在の幌延深地層研究計画を直ちに終了させ、研究の再延長を認めるべきでないとの判断をします。  記 1. 2001年の研究開始から今日まで、日本原子力研究開発機構(以下、原子力機構と表現)幌延深地層研究センター(以下、幌延研究センターと表現)は、「順調に研究が行われてきた」との報告がされていたはず。2. なぜ本年になって「一部研究が不十分のため研究期間を延長したい」との表明が突然なされたのか? 終了期間近のこの唐突な表明は、理解しがたく信頼に足るものとは思えません。	幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつたところ。このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。 以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
			<p>2. しかも、延長する理由や延長の終了期限さえ、明確かつ具体的な説明になっていないということは、三者協定のもと誠意を持って話し合うという姿勢ではなく、「ウチが必要だと言っているんだ」と言わんばかりの、原子力機構の一方的主張でしかありません。</p> <p>3. 研究開発の継続の必要性や国内外の状況変化も理由の一つにしていますが、そのことがイコール幌延での研究延長とするのは一方的なこじつけでしかありません。</p> <p>まずは幌延研究センターでの研究を終了させ、埋戻しをして、三者が協定を順守するという姿勢を道民に示すべきです。</p> <p>4. そうでなければ、幌延研究センターでの研究開発の無秩序な延長が許されることになるばかりか、「核のゴミ」の処分場になりかねません。</p>	
547	12月5日(木)	留萌市	<p>研究期間の延長により、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかと懸念が強まっています。少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではないと考えます。</p> <p>全国でも数少ない「核物質拒否条例」を有する北海道として、「三者協定」の順守を徹底するとともに、施設を解体し埋め戻すという約束を守っていただくよう、毅然とした態度で対応していただきたい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
548	12月5日(木)	厚真町	<p>私は道の確認会議及び説明会を傍聴した者です。率直に言って、今回の一連の会議は“確認”とは名ばかりの機構が用意した延長案をトレスしただけの“アリバイ作り会議”なのではないかと疑念を抱きました。研究というものには終わりはないのです。道が取るべき態度は機構に対して及び腰になるのではなく、毅然と三者協定の順守を求めていくべきなのではないでしょうか。「20年程度」は「20年程度」なのです。期日を守れない契約はそもそも契約ではありません。道は将来の北海道をどうしたいのか、しっかりビジョンを持って道民の未来の為に働いて下さる事を望みます。幌延をフランスのビュール研究所の二の舞にしてはならないのです。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
549	12月5日(木)	豊富町	<p>1) 安全性が高いのであれば、言っている本人が先頭に立ち、その人たちの地元になぜうちしないのか</p> <p>2) 北海道にくるとすれば、港搬送船を作る それだけ経費をかけなくとも、原発の近くに作ったほうが安全ではないか</p> <p>3) 長距離輸送等にたいしテロの危険性が高くなるが、どう対象するのか</p> <p>4) 原発事故で、〇〇県とゆうだけで風評被害がでているが、まんがいち事故がおきた時 北海道とひとくくりで風評被害がでたらどうするのか 宗谷ではなく北海道として、考えるべきではないか</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧</p>
550	12月5日(木)	豊富町	<p>研究延長に反対です。 幌延深地層研究期間20年の約束を守って下さい。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
551	12月5日(木)	無記名	<p>幌延深地層研究の終了期限について、日本原子力研究開発機構(以後、JAEA)はこれまで「2019年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定する」と説明してきました。</p> <p>しかし、そのJAEAが8月2日に幌延町と北海道に申入れた「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」は、終了期限のない研究延長というものです。これは「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定に明らかに違反しています。</p> <p>確認会議を開いた根拠として、協定第7条を持ち出しました。しかし、確認会議で、JAEAは「研究内容の変更ではない」と明言しました。第7条は研究内容の変更がある場合は事前に協議するとあるのです。「研究延長も第7条の要件を満たす」としたことは、今回の成功体験を盾にこれから何度でも研究期間を延長されることにつながります。</p>	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあつております。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様への不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
			<p>確認会議では、JAEAに対して北海道は研究延長の根拠を厳しく質すこともなく、北海道民を守る姿勢も見せず当事者意識の欠片も感じられませんでした。</p> <p>都道府県で唯一、核のゴミの持ち込みは「受け入れ難い」と条例で宣言している北海道は道民との約束を守るためにも、もっと毅然とした態度でこの研究延長計画（案）に反対の意思を示すべきです。</p> <p>以下に、生活クラブ生活協同組合1万3千人の総意として意見を提出いたします。</p> <p>1. 三者協定に基づき、幌延深地層研究の期間延長を絶対に認めないでください</p> <p>2. 道民との約束どおり、研究は20年で終わらせ、施設を解体し埋め戻させてください</p>	
552	12月5日（木）	豊富町	道北の自然の中で酪農を営む者にとってイメージダウンの被害あり絶対反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>
553	12月5日（木）	豊富町	道北の自然酪農のイメージに反するため絶対反対します。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

No	日付	住所	道民からの意見等	道の回答
554	12月5日(木)	美瑛町	三者協定・道条例の完全遵守で計画どおり、研究期間20年程度満期で研究を止めてください。	<p>幌延深地層研究計画案について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところでした。</p> <p>このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むこと、原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること、原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「計画案」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>